

第一百五十一回 参議院農林水産委員会会議録第十三号

平成十三年五月三十一日(木曜日)

午前十時七分開会

委員の異動

五月二十九日

辞任

阿南一成君

補欠選任
金田勝年君

五月三十日

辞任

佐々木知子君
森山裕君
木俣佳丈君
佐藤雄平君補欠選任
三浦一木君
大野つや子君
小川勝也君
羽田雄一郎君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

委員

太田 豊秋君
岸 森下 宏一君
郡司 郡林 正昭君太田 豊秋君
岸 森下 宏一君
郡司 郡林 正昭君木下 寛之君
中川 雅治君木下 寛之君
中川 雅治君副大臣 農林水産副大臣 田中直紀君
大臣政務官 農林水産大臣政 国井正幸君
事務局側 常任委員会専門員 山田榮司君
政府参考人 農林水産省農村振興局長 中川雅治君農林水産省農村振興局長
環境省総合環境政策局長農林水産省農村振興局長
環境省総合環境政策局長木下 寛之君
中川 雅治君木下 寛之君
中川 雅治君○委員長(太田豊秋君) 政府参考人の出席要求に
関する件についてお諮りいたします。
○土地改良法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○農業協同組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
○農林中央金庫法案(内閣提出)○委員長(太田豊秋君) 政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(太田豊秋君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。○委員長(太田豊秋君) 土地改良法の一部を改正する法律案を議題といたします。
本案につきましては既に趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。
○岩永浩美君 おはようございます。自由民主党の岩永浩美です。
土地改良法の一部を改正する法律案について数点御質問をしたいと思います。
まず、土地改良法並びに土地改良制度が果たしてきただけでないと思います。
農業生産の選択的拡大、さらには構造政策の推進などによりまして、時代のニーズ的確に対応して事業を今日まで実施してきたと。周辺、さまざま

○委員長(太田豊秋君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。
委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となつてありますので、その補欠選任を行いたいと存じます。
おりませんので、その補欠選任を行いたいと存じます。
お詫びいたします。

○委員長(太田豊秋君) 理事の補欠選任について数点御質問をしたいと思います。
まず、土地改良法並びに土地改良制度が果たしてきただけでないと思います。
農業生産の選択的拡大、さらには構造政策の推進などによりまして、時代のニーズ的確に対応して事業を今日まで実施してきたと。周辺、さまざま

改良の果たすべき役割、内容も時代の変遷とともに、それぞれの農政の展開方向に即して変わつてまいりました。これまで土地改良法、土地改良制度が我が国の農業政策、そしてまた農政において果たしてきた役割をどういうふうに認識しておられるのかという点が一点。
また、平成十一年度には新たな農業基本法が制定されました。そして、農村の生活空間である自然是農村によってつくられております。農村環境の整備は、生産基盤の整備とともに、土地改良事業の大きな柱になっています。特に、今後、土地改良事業の施行に当たっては農村の環境整備に力点を置いてやっていかなければいけないと私は思っております。
そこで、新たな基本法の制定を踏まえ、今後の土地改良事業を、今までの面の工事、それから脱皮した環境整備に重点を置いた土地改良事業を果たしに環境整備に重点を置いた土地改良事業を果たしていかなければいけないと思いますが、その件について大臣の所見をまずお伺いしたいと思います。

○国務大臣(武部勤君) 土地改良事業につきましては、私、先般、諫早の干拓事業も見てまいりましたし、また隣の佐賀県の空港周辺の、あの平らな整備された圃場ではちょうど麦の収穫期でありました。この後、二毛作、三毛作までつくれるんだけどういうようなことを地元の方に伺つてしまいましてけれども、今にして思えば隔世の感があるなという感じを強くするのでございます。
たゞ、まだ隣の佐賀県の空港周辺の、あの平らな整備された圃場ではちょうど麦の収穫期でありました。この後、二毛作、三毛作までつくれるんだけどういうようなことを地元の方に伺つてしまつたけれども、今にして思えば隔世の感があるなという感じを強くするのでございます。
たゞ、まだ隣の佐賀県の空港周辺の、あの平らな整備された圃場ではちょうど麦の収穫期でありました。この後、二毛作、三毛作までつくれるんだけどういうようなことを地元の方に伺つてしまつたけれども、今にして思えば隔世の感があるな

事業の果たしてきた今日までの役割というものは本当に大変大きな成果を得たと、このように感じていただきます。

また、今後の展開方向についてでございますが、今先生御指摘のとおり、食料・農業・農村基本法の四つの基本理念の実現や基本計画に基づきます食料自給率目標の達成に向かまして事業の重点化を図ることにしているのでございますけれども、地域の特性に応じまして、麦、大豆等の生産振興に資する水田の汎用化、畑作地域の产地形成に資する畠地かんがい施設等の整備、食料供給の基盤であります基幹的水利施設の整備、更新などについても環境と調和する、そういう配慮をしつつ推進していくべきだと、かように考えている所存でございますが、とりわけ最後のお話にありましたように、私は農村の果たすべき役割というものは非常に大きく変わってきていたと、こう思いました。

これまでにも考え方の一端を申し述べてまいりましたけれども、都市と農村というのは対立するものではありませんで、日本の国土はカリフォルニア州よりも小さいというところでありますので、都市と農山漁村といふものは相対立するものではなく、融合し共生するという、そういう関係にあると、こう思います。今まででは生産第一だったかもしれませんのが、その生産環境といふものにも十二市住民の皆さん方のあこがれといふような観点からも、今後の土地改良事業のあり方といふのを真剣に考えていくべきだと、かように考えている次第でございます。

○岩永浩美君 先ほど大臣から御答弁いただきました先週の土、日を利用して有明海を御視察いただいたこと、心からお礼を申し上げたいと思います。

さて、その折に佐賀平野も十分に御視察をいたしました由、今御答弁をいただきましたが、御案内どおりに、私自身、出身が佐賀県であります。

その実施中の二地区の国営の広域の用排水事業、県内の約六〇%の市町村がその受益地域になっています。それと同時に、圃場整備事業や畠地総合整備事業もあわせてその土地改良事業をやっております。とりわけ平たん地域にあっては、圃場整備の進捗率はもう既に一〇〇%近く、完全に一〇〇%とは申しませんが、一〇〇%近くもう行われているのは御案内とのおりであります。

そこで、こういう状況の中にあって、土地改良連合会並びに関係者は今回の法の改正に大変大きな期待を持っております。今回の改正を契機として、現場が抱える課題、要望に対しても政府の積極的な対応を強く求めています。

そこで、私はまず初めに、土地改良施設の維持管理と土地改良区について伺いたい。国営の基幹の用排水の改良事業と県営の末端の用排水事業、それと同時に圃場整備事業も一緒にそれぞれやつております。これに既存の水利施設の維持管理が加わって、農家が複数の土地改良区のメンバーになつていて、その農家の土地改良区の負担金が大変高くなっています。農家の負担軽減をどうしてもらつていいかなければいけない現状にあることは御承知のとおりだと私は思つります。

まずそこで、事業ごとに設立された土地改良区、それぞれの地域に事業ごとに土地改良区ができております。完了と同時に土地改良区がでいくということは大変難しい。事業が終わつたものについては整理統合をして負担軽減を図つていいべきだと私は思いますが、そういう行政指導といふのは今後おやりになつていくのかどうかといふことが一点。

それから、平成十年の十二月に政府が取りまとめた農政改革大綱の中で、土地改良区についても、水系単位または市町村単位を基本として、その目標を、整理統合を一層進めていくというふうに示されています。それを今後どういうふうに具体的に推し進めていくかとされるのか、これはもう事務方、局長でいいですから、局長にお答え願

いたいと思います。

○政府参考人(木下寛之君) 岩永先生から御質問がありました、まず第一点の土地改良事業が終了した後の土地改良区の取り扱いでございます。私ども、委員御指摘のとおり、土地改良事業が終了いたしました、そういう場合には基本的にそのまま土地改良区につきまして整理統合をしていくべきものというふうに考えているところでございます。

第二点目の土地改良区の統合についての考え方でございます。私ども、土地改良区が公益的機能を果たすという意味で、その運営基盤を強化する必要があるというふうに考えております。その中で、やはり一番大きなポイントになりますのは、小さな土地改良区につきまして統合を推進していくということでございます。

そういう観点から、私ども從来から、土地改良区の統合整備に対する助成、また土地改良区が管理制度の整備、補修に対する助成等を行つて行つて、その農家の土地改良区の負担金が大変高くなっています。農家の負担軽減をどうしてもらつていいかなければいけない現状にあることは御承知のとおりだと私は思つります。

まずそこで、事業ごとに設立された土地改良区、それぞれの地域に事業ごとに土地改良区ができております。完了と同時に土地改良区がでいくことは大変難しい。事業が終わつたものについては整理統合をして負担軽減を図つていいべきだと私は思いますが、そういう行政指導といふのは今後おやりになつていくのかどうかといふことが一点。

私も、今後とも土地改良区につきましては統合を推進し、しっかりと基盤をつくる必要があるだろうというふうに考えております。

○岩永浩美君 今、局長はそういうものについて助成をされるということですが、末端では具体的な経費の助成等々を行つてあるところでござります。

私は、土地改良施設の公益的な効果といふのは、水系単位または市町村単位を基本として、その方策につきまして、引き続き検討していくつもりふうに考えております。

○岩永浩美君 具体的に、大きいところの土地改良区についてそういうことはある程度可能になつていいけれども、末端の事業ごとに設立された土地改良区の一つの基幹用排水路といふのは、どうしても管理が非常におろそかになつたりして十分な管理がなされていない部分があります。そういうふうに考えております。

そういう点で、現行の助成制度では、国が国営関連の基幹の部分については助成措置が可能であつても、県営事業等々についてはその助成の措置の対象になつてないと私は聞いていますが、

県営事業であつても土地改良区の管理者に対しては助成すべきだと私は思つてゐるんです。だから、国関連の基幹用水路、そういうものについては助成されても、末端の県営事業の区域におけるものについては助成の対象をもつとやつぱり強くしていくべきだと。そうしないと、末端の農家の人たちの負担の軽減にはつながつていかない。そういうものについての助成措置をもつと強く講じていくべきだと思うんですが、その件についてはどうですか。

次に、農業生産基盤の整備について伺います。

国営の土地改良事業の中には、二十年以上の歳月が経過していてもまだ工事が完了していない地域があります。事業実施に当たって、その事業を推進していく上において、農家の同意が必要になります。親の代で判こを押し、孫の代で支払いをしていくという、長い年月がかかる、かかるというよりもかかっている事業があります。

その間に、社会情勢の変化や農業情勢の変化、そういうものが非常にやっぱり変わってきて、土地改良区に参加した時点と、今、孫の代になっていつたその一つの土地改良区の組合員としての認識にあります。そういう認識のそれが土地改良組合として事業を推進していく上においてそれが生じて、うまく土地改良事業を運営していくことが困難になっている地域が私の住まいする佐賀県の中にもあります。

そこで、二十年以上もその事業着手から事業完工までの間にかかっているような土地改良事業は、その時代の変遷に合ったような形の中で事業を見直していくことが必要だと私は思いました。そういう事業の見直し等について、政府はどういうお考えでその事業の見直しをしていくのか。事業の見直しを土地改良区が求めてきた場合には、瞬時にその対応というものをなさるのか。いろいろこれはもう事前着手をしていく過程の中で同意を得ているんだから、計画どおりに推し進めいくということで突っぱねてしまわれるのか。その地域の要請にこたえた形の変化、地域の要請にこたえた対応、そのことを柔軟におやりいただけるのかどうか、それをお聞きしておきたいと思います。

○政府参考人(木下寛之君) 私ども、土地改良事業、特に大規模なのが排水事業等々の場合におきまして、委員御指摘のとおり、二十年を超えるような事例はあるといふうに承知いたしております。私ども、一つの土地改良につきまして、そのような長い期間にわたりますと、この間の農

業事情が大きく変化をするというふうに思つておりまして、できるだけ早期の完工を図つていきました

いというふうに思つて、いるところでござります。また、平成十年からございますけれども、五年ごとに事業の再評価制度の、見直しということで現在やつております。五年ごとにその事業につきまして見直しを実施し、必要に応じて、委員御指摘のような事業の変更等々もやはり柔軟にやつていく必要があるだろうというふうに思つて、いるところでございます。

○岩永浩美君 柔軟に対応していくべきだらうというふうに御答弁なさいますが、最初の事業計画を変更していく過程の中でいろいろな問題に直面して、計画どおりにやらないとの事業といふのはだめなんだということで、やっぱりハードルが高くなつていて、土地改良組合としてはそれを変更することに大変エネルギーを使つて、いるわけですよ。ただ、御答弁としては柔軟に対応していくことをおっしゃるけれども、具体的に現場としては柔軟な対応がなされないからそういう一つの苦情が出ているわけです。

だから、やっぱり二十年以上も一つの事業そのものが竣工できないということ自体がそこは問題があるのであって、その間に、この二十年の間に農業の情勢自体が変わつてきている。それに対する対応の仕方というのは、やっぱり今まで役所主導でやってきた土地改良事業だったかもしれない。今回は政治主導でできる。武部大臣は、大変御熱意を持って政治主導で事に当たつていく、農林省の中そのものについて、事業そのものについても構造改革をやっていくという力強い御発言をいただいておりますが、今まで私自身は、体験いた中で感じるのは、やっぱり一回決まったものを変更するということに対するハードルが高い。そのことを早くもう少しやつぱりハードルを低くして、まさしく御答弁いたいたよう、柔軟な対応という御答弁は、柔軟にそのことができる一つの指導をしてもらわないと、やっぱり土地改良組合としては問題として非常に多くの課題を抱えた

ままで推移せざるを得ない、そういう現状にあることを大臣はどうお考えか。

○国務大臣(武部勤君) 私どももいろんな経験を目の当たりにしておりまして、先生の御指摘の問題は全国各地に事例があるんだろうと、かように思います。

一つは、自助自立の精神できちつと最初から一つの契約関係で事業に入るわけですから、その意味では生産者の方々も当事者の方々も、先行きのことも真剣に考えていただきなければなりませんが、しかし、二十年もたつて社会の変遷、変化といふのは、必ずしも当事者の事情には関係なく大きく変わってきているというようなことを踏まえますと、第一義的にはやっぱり地方分権といふことが対応すべきだと、こう思ふんです。

何でもかんでもダイレクトに国が対応するといふことが適切かどうかということについては、いささか私も疑問を感じるわけでありますけれども、しかし、今先生御指摘のように、ともするとボールの投げっこをして時間ばかりつてしまふというような、そういう誠意のないやり方は今後許されない。ここはところは政治主導でケースバイケースだと、かように思いますので、県や市町村との連携のもとに柔軟に時代の要請に合った対応というものができるように、そういう努力はしていかなくちゃいけないんじゃないかな、かように思います。

土改連の組織整備をしていくことは、言いかえれば、ある程度国の補助政策をそれぞれの県ごとに与えていくことによつて、維持管理については徹底した一つの行政指導といふものが出てこなければいけないのでないかなという思いが一方でいたしておりますが、それについてどういふお考えをお持ちか、お聞きをしておきたいと思います。

○政府参考人(木下寛之君) 私ども今後、土地改良施設の適正な維持管理を図つていくことは非常に重要だというふうに思つております。そういう意味で、土地改良区あるいは県の土地改良連合会がそれぞれの体制整備を行つていくということと、それぞれ土地改良区と土地改良区連合会の二層の連携強化が重要だというふうに考えておりま

思ひます。

〔委員長退席 理事岸宏一君着席〕

また、中山間地域のみならず平たん地域の中にあっても、土地改良区の職員並びに組合員の人たちが高齢化をしてきています。それぞれの小さな集落の中における土地改良区の組合員が高齢化して、先ほど申し上げているように、だんだん老朽化をして、いき維持管理にお金がかかり、維持管理に非常に人手もたくさん要るという形の中で、高齢化のために耕作放棄地が数多く出てきていることもこれまで事実であります。

私は、そういう土地改良区を整理し、かつまた土地改良区にかわって、それぞれの県には土改連、県土連という、それぞれの県によって呼称は違つてくると思いますが、そういう土改連を中心とした整備、土改連の組織整備をして、ある程度やつぱりそれぞれの地域の維持管理についてのスタッフを養成したりといふことをしていかないと、組合員だけに任せつてやつていくといふことは非常に不可能に近くなつてくるのではないかかなと。

○岩永浩美君 ゼひ、そういうひとつ柔軟な対応をお願いしておきたいと思います。

○政府参考人(木下寛之君) 私ども今後、土地改良施設の適正な維持管理を図つていくことは非常に重要だというふうに思つております。そういう意味で、土地改良区あるいは県の土地改良連合会がそれぞれの体制整備を行つていくということと、それぞれ土地改良区と土地改良区連合会の二層の連携強化が重要だというふうに考えておりま

す。

まず、土地改良区でございますけれども、今後とも土地改良施設の維持管理をしたいというふう

に考えておりまして、先ほど申し上げましたように、合併等を通じた運営基盤の強化を図つていただきたいというふうに考えております。

また一方で、県の土地改良連合会でござりますけれども、土地改良区の役割が十分発揮されますよう、技術的な指導援助を行えるよう、その基盤についてもしっかりとしたものにする必要があるだろうというふうに考えております。

二点意見を述べ、よろしくお聞きを願いたいと申

どういうふうな役割分担をしていくかという問題についても、みずから検討していくということです、今その途上でございますけれども、私ども農林水産省といたしましても、土地改良関係組織のあり方につきまして検討していきたいというふうに考えております。

○岩永浩美君 私どもは、農業政策を推進していく上において国の助成ばかりをお願いするということは、一面においていろいろ御批判をいただくことになる面も考慮しなければならない。そこで、土地改良事業によつて多面的機能が保たれていることは言うまでもないし、農家だけがその受益を受けるのではなく、地域全体がその受益を受けていることはこれまた事実であります。

そこで農業用水のダムとして建設をされた
それぞれの地域の中に農業用のダムがあると
思います。それぞれの県に何ヵ所あるかは定かに
私はまだ調べておりませんが、ただ二十年前ある
いは三十年前ぐらいに竣工したダムは、その当時
の農業の受益面積等々を考えると、現在では、当
時計画をされた受益面積よりも二分の一あるいは
三分の一ぐらいその受益面積が少なくなっている
と私は思う。そうすると、そこにためてあった農
業用水のダムは、今その容量は不要になつてい
るわけで、余剰水をもつとはかに売水することに
よつて、そういう土地改良事業や農村の環境整備
地改良事業の費用の一部分に充てるとか、そつ
う工夫をすることによつて農家の人たちの負担輕

減を図っていくその一つの役割を果たしてもらわなければいけないのではないかという思いがあります。特に、それぞれのダムの水というのは、水利権等々があってそれを変更することはかなり難しいと言われますが、あくまでもその地域の水利権と言河流域は確保しつつも、それぞれの農家への負担によってつくり上げてきた農業用水のダムはそういう形に転換していくいい時期に来たのではないかなどと、そう私は思いますが、大臣の御見解はどうか、ちょっとお尋ねをいたします。

○政府参考人（木下寛之君） 私ども、そういうふうに委員御指摘のような需要があるところはあるだろうというふうに思っております。ただ、御内とのおり、河川の流水というのは、農業用水をはじめ各種利水の用に供されるという点でございます。現在の河川法の体系の中では、河川の流水といふのは私権の目的となることができず、したがいまして、その売買は行えないというふうにされているところでございます。

ただ、農業用ダムの施設を管理している土地改良区と、それから当該施設を上水道等の用途に活用しようとする者の間で当該施設の使用につき合意がなされた場合には、その本来の用途を妨げない範囲内で施設の使用をさせる。そうした上で、施設の使用料等を徴収し、結果として当該土地改良区などにおいて維持管理費等に充てることができるというふうに考えております。現に、国営土地改良事業で造成されました施設におきまして、このような制度を活用している土地改良区等が十六地区あるというふうに承知をいたしております。

る。しかし、その面積が三分の一や二分の一に減つたら、その水は余剰水としてあるわけだから、その地域の土地改良区の合意があれば、土地改良区の人たちは、そういうう水を何とかして売水することによって維持管理の費用に充てられたら楽なんだという、そういう強い要望を持つておられるのにそれができないということで、高いハードルがまたそこにあら。それは政治的に解決をしていくべきではないのかという一つの思いで、私は、農業用水用のダムの転換、少ないといふだけではなくて、余っている水をその地域に還元することですから、地域の農家の皆さん方がそのことによつて恩恵を受ける、そのことによつて環境設備ができる、農村の集落を活性化させていくことができると思うなら、そのことはやっていくべきだと思いますが、大臣の御見解をお示しいただきたいと思います。

○國務大臣(武部勤君) 今、先生のお話のとおり、二十年も経過しているとか一定の期間目的を達しているというような、そういう要件といふものが必要だと思いますが、同時に、このことについては市町村とか自治体あたりが一つの責任ある支援をしていくという、そういうような前提があるならば、私は政治的に思い切った対応をしていいんじゃないかと。

今、先生御指摘のような硬直的なやり方では、かえつて地域も、一般市民とも混住しているわけですから、地域の人々もそういうものを望んでいるというようなことであるならば、やはり自治体あたりが中に入らなければならないんだろうと、そんな感じがいたしますけれども、勉強させてもらいたいと思います。

○岩永浩美君 この件については、現在、国土交通省との意見の調整があろうかと思いますが、国土交通省との意見の調整をぜひ図つていただきたいので、そういう一つの地域の実態、農家の負担軽減策を図つていく上において、土地改良事業、土地改良組合を活性化させていく上においても、そういう問題をぜひやっぱり推し進めていただきたいこ

とをお願いしておきたいと思います。

次に、地域の意向を踏まえた事業実施手続の整備について伺います。

今回の法の改正の中で、市町村長の意見聴取を市町村長との協議に改めるというふうに今度変えられました。この改正案に言う協議ですね、今までは意見聴取だったやつを今度は協議をするということは、意見聴取と協議はどういうふうに違うのか。そして、仮に市町村長との間に意見の食い違いがあった場合にはどうちを優先するのか。市町村長の意見を優先するのか、市町村長の意見がもしその計画に対してだめだと言った場合にはそれは取りやめるのか、そこはどういうふうになるんですか。

○政府参考人(木下寛之君)　これまで土地改良事業の開始に当たりましては、主として市町村の定める農業振興計画と土地改良事業の整合性を図るという観点から、当該事業の計画の概要につきまして市町村の意見を聞くというような対応をしてきたところでございます。

今回の改正は、地域の意向をより一層踏まえるという観点から、市町村長の位置づけを意見聴取の対象から協議の対象に高めるという点でございます。

具体的には、意見の聴取という場合には意見を聞くだけにとどまっていたという点でございますけれども、協議の場合には、実質的に申請者とそれから市町村長が両者協力して事業計画を作成していくことになるというふうに考えております。

ただ、御指摘のとおり、市町村長と土地改良区の意見が異なり、どうしても協議が調わないという場合も想定されるわけでございます。このような場合には、そういうような協議の経過を添えて、協議未了ということで都道府県知事に認可申請をし、都道府県知事の判断を求めるということにならうかというふうに考えております。

○岩永浩美君　都道府県知事の最終的な認可、しかし市町村長がそれはノーという返事を出したときには、県は恐らく市町村の意見を尊重すると思

いますが、それはそれでいいんですね。

○政府参考人(木下寛之君) 先ほど申し上げましたように、協議でございますから、都道府県知事への申請に際しまして調わない場合、これは極めてレアケースであるというふうに考えておりますけれども、そのように協議が調わない場合には、協議未了というふうなことで認可申請が上がつてくるというふうに思つております。

○岩永浩美君 そのような協議全体をとらえて都道府県知事が所要の判断をするというふうになるんぢやないかなというふうに考えております。

○岩永浩美君 意見聴取と協議といふことになると、意見聴取よりは協議の方が私はかなり重いと思うんですね。意見をただ単に聞くというよりも、協議の場合にはそれぞの地域の実態を踏まえた中で一つの計画変更を求めたりというようなこともあります。

○岩永浩美君 地元の意向といふものは十分に踏まえられたよ

う形の中で推進されることを望んでおきたいと思

います。

○岩永浩美君 そこで、今度の改正で、地域住民を初め広く意見

を聞くことというふうに記されてますね。それ

で、私は、なぜこの地域を限定して意見を聞くと

いうふうになされなかつたのか。全国どこからでも

も意見を聞くというよくなことになつたら、反対

のための意見なんかが出てきつた場合に非常にやっ

ぱり困ると思うんだけれども、それぞの土地改

良区の中における意見を、区域を限定してその意

見を求めるべきだと私は思いますが、それはどう

いうお考えですか。

○政府参考人(木下寛之君) 今回の法改正の中で

考へておりますのは、土地改良事業の計画の概要

につきましてその段階で広く意見を募り、よりよ

い事業計画の策定を目指すといふものでございま

す。

○政府参考人(木下寛之君) この制度でござりますけれども、事業の実施に

関して、例えば権利を有する者に事業計画につい

て賛成あるいは反対ということを問うものではございません。あくまでも、意見聴取を行うことに

よりましております。

○岩永浩美君 この制度でござりますけれども、事業

の実施に

関して、例

えば権利を有する者に事業計画につい

て賛成あるいは反対ということを問うものではございません。あくまでも、意見聴取を行うことに

よりましております。

○岩永浩美君 この制度でござりますけれども、事業

の実施に

関して、例

えば権利を有する者に事業計画につい

て賛成あるいは反対

といふこと

を問うものではございません。あくまでも、意見聴取を行うことに

よりましております。

○岩永浩美君 この制度でござりますけれども、事業

の実施に

関して、例

えば権利を有する者に事業計画につい

て賛成あるいは反対

といふこと

を問うものではございません。あくまでも、意見聴取を行うことに

よりましております。

○岩永浩美君 この制度でござりますけれども、事業

の実施に

関して、例

えば権利を有する者に事業計画につい

て賛成あるいは反対

といふこと

を問うものではございません。あくまでも、意見聴取を行うことに

よりましております。

○岩永浩美君 この制度でござりますけれども、事業

の実施に

関して、例

えば権利を有する者に事業計画につい

て賛成あるいは反対

といふこと

を問うものではございません。あくまでも、意見聴取を行うことに

よりましております。

○岩永浩美君 この制度でござりますけれども、事業

の実施に

関して、例

えば権利を有する者に事業計画につい

て賛成あるいは反対

といふこと

を問うものではございません。あくまでも、意見聴取を行うことに

よりましております。

○岩永浩美君 この制度でござりますけれども、事業

の実施に

関して、例

えば権利を有する者に事業計画につい

て賛成あるいは反対

といふこと

を問うものではございません。あくまでも、意見聴取を行うことに

よりましております。

○岩永浩美君 この制度でござりますけれども、事業

の実施に

関して、例

えば権利を有する者に事業計画につい

て賛成あるいは反対

といふこと

を問うものではございません。あくまでも、意見聴取を行うことに

よりましております。

○岩永浩美君 この制度でござりますけれども、事業

の実施に

関して、例

えば権利を有する者に事業計画につい

て賛成あるいは反対

といふこと

を問うものではございません。あくまでも、意見聴取を行うことに

よりましております。

○岩永浩美君 この制度でござりますけれども、事業

の実施に

関して、例

えば権利を有する者に事業計画につい

て賛成あるいは反対

といふこと

を問うものではございません。あくまでも、意見聴取を行うことに

よりましております。

○岩永浩美君 この制度でござりますけれども、事業

の実施に

関して、例

えば権利を有する者に事業計画につい

て賛成あるいは反対

といふこと

を問うものではございません。あくまでも、意見聴取を行うことに

よりましております。

○岩永浩美君 この制度でござりますけれども、事業

の実施に

関して、例

えば権利を有する者に事業計画につい

て賛成あるいは反対

といふこと

を問うものではございません。あくまでも、意見聴取を行うことに

よりましております。

○岩永浩美君 この制度でござりますけれども、事業

の実施に

関して、例

えば権利を有する者に事業計画につい

て賛成あるいは反対

といふこと

を問うものではございません。あくまでも、意見聴取を行うことに

よりましております。

○岩永浩美君 この制度でござりますけれども、事業

の実施に

関して、例

えば権利を有する者に事業計画につい

て賛成あるいは反対

といふこと

を問うものではございません。あくまでも、意見聴取を行うことに

よりましております。

○岩永浩美君 この制度でござりますけれども、事業

の実施に

関して、例

えば権利を有する者に事業計画につい

て賛成あるいは反対

といふこと

を問うものではございません。あくまでも、意見聴取を行うことに

よりましております。

○岩永浩美君 この制度でござりますけれども、事業

の実施に

関して、例

えば権利を有する者に事業計画につい

て賛成あるいは反対

といふこと

を問うものではございません。あくまでも、意見聴取を行うことに

よりましております。

○岩永浩美君 この制度でござりますけれども、事業

の実施に

関して、例

えば権利を有する者に事業計画につい

て賛成あるいは反対

といふこと

を問うものではございません。あくまでも、意見聴取を行うことに

よりましております。

○岩永浩美君 この制度でござりますけれども、事業

の実施に

関して、例

えば権利を有する者に事業計画につい

て賛成あるいは反対

といふこと

を問うものではございません。あくまでも、意見聴取を行うことに

よりましております。

○岩永浩美君 この制度でござりますけれども、事業

の実施に

関して、例

えば権利を有する者に事業計画につい

て賛成あるいは反対

といふこと

を問うものではございません。あくまでも、意見聴取を行うことに

よりましております。

○岩永浩美君 この制度でござりますけれども、事業

の実施に

関して、例

えば権利を有する者に事業計画につい

て賛成あるいは反対

といふこと

を問うものではございません。あくまでも、意見聴取を行うことに

よりましております。

○岩永浩美君 この制度でござりますけれども、事業

の実施に

関して、例

えば権利を有する者に事業計画につい

て賛成あるいは反対

といふこと

を問うものではございません。あくまでも、意見聴取を行うことに

よりましております。

○岩永浩美君 この制度でござりますけれども、事業

の実施に

関して、例

えば権利を有する者に事業計画につい

て賛成あるいは反対

といふこと

を問うものではございません。あくまでも、意見聴取を行うことに

よりましております。

○岩永浩美君 この制度でござりますけれども、事業

の実施に

関して、例

えば権利を有する者に事業計画につい

て賛成あるいは反対

といふこと

を問うものではございません。あくまでも、意見聴取を行うことに

よりましております。

○岩永浩美君 この制度でござりますけれども、事業

の実施に

関して、例

えば権利を有する者に事業計画につい

て賛成あるいは反対

といふこと

を問うものではございません。あくまでも、意見聴取を行うことに

よりましております。

○岩永浩美君 この制度でござりますけれども、事業

の実施に

関して、例

えば権利を有する者に事業計画につい

て賛成あるいは反対

といふこと

を問うものではございません。あくまでも、意見聴取を行うことに

よりましております。

○岩永浩美君 この制度でござりますけれども、事業

の実施に

関して、例

えば権利を有する者に事業計画につい

て賛成あるいは反対

といふこと

を問うものではございません。あくまでも、意見聴取を行うことに

よりましております。

○岩永浩美君 この制度でござりますけれども、事業

の実施に

関して、例

えば権利を有する者に事業計画につい

て賛成あるいは反対

といふこと

を問うものではございません。あくまでも、意見聴取を行うことに

よりましております。

○岩永浩美君 この制度でござりますけれども、事業

の実施に

関して、例

えば権利を有する者に事業計画につい

て賛成あるいは反対

といふこと

を問うものではございません。あくまでも、意見聴取を行うことに

よりましております。

○岩永浩美君 この制度でござりますけれども、事業

<

の間にそれぞれなどじんでいるからその必要はない
かったという御答弁、もちろんその一面もあるで
しょう。それなら、去年の答弁のときにそういう
ことをはつきり書いておいてくださいよ。去年そ
ういうふうに答弁を二回ほどしておられるのに、
今になつてそういう答弁の仕方ということはない
でしよう。

ら、私は今回の法の改正のときになぜそれを出さなかつたかと言つてゐるんですよ。それを何もしてなくて、今ここになつて、それはもうなんじんだやつでその必要はなかつたと。なぜ大臣にそういう答弁をさせたのか、それをお聞きしたい。

内容自体、全面的な見直しあるいは大きな見直しがなかつたという点が一つでございます。また、土地改良組織につきましても、土地改良区あるいは土地改良連合会といったような組織原理につきましても大幅な変更がなされたといった点が一つ。それから、先ほど御指摘ございましたけれども、この間、五十年間使用されている、あるいは定着をしているという実績もあるというふうな、二点から今回の法律案の中に盛り込まなかつたということところでございます。

ありようが、ある小さな土地改良区においてはだんだん組合員も高齢化して土地改良組合としての維持が非常に難しくなってきた。農村の集落が二十年、三十年前と違つて、だんだん混住化を迎えてきた。

その農村の集落を農家の人たちだけで守つていいということはできなくなってきた中で、混住化社会に合つた一つの土地改良という、その地域の基盤整備と環境整備のために今回の法の改正をするというなら、土地改良が五十年間の間にじんたな名称であったとしても、その時代に合つたよくな形の中で変えていかない限り、その混住化社会の中における組合員外の人たちの理解が得られない

いのではないのか。組合員外の人たちも地域を守っていくというその責務の一翼を担つてもらいう、そういう一つの形の中である一定の割合の負担をお願いする。そのことが農村集落を今後も活性化させ、皆さん方と一緒につくり上げてきた食料の自給率四五%を達成していく大きな一つの基盤をつくっていくことになると私は思います。

だから、そういう意味で変えていくべきだと私は今まで言つてきて、大臣からの答弁もそういうふうになつて、法の改正に合わせて何らかの形が、文言の一つでもそういう形の中で変わらなかつたんで私はそう言つているんです。大臣の御見解をお示しください。

○國務大臣(武部勤君) 私も党の会合では委員と同じ考え方を主張いたしました。日進月歩というよりも猛烈なスピードで世の中が変わつております。そういう意味では、ここは恐らく土地改良区の中にも両論あつたんだろうと、かように思うんですね。

今後、どういうふうなイメージで新たなる土地改良区といふものがあり方を考えいくべきかということは、先生御指摘のようなお考えに沿つて研究していくかなくちゃいけませんし、また積極的に変わっていくというイメージを国民に訴えていく、また地域にも理解を求めていく、それから地域の合意も求めていくということをやっていく必要があるとかようと思つておりますし、先生のお考えに全く私は同感でございます。

○岩永浩美君 バイタリティーのある大臣の今後のそないう一つの方向づけに対する政治誘導をぜひお願いしたい。

最後に一点だけ、ちょっと時間がないので簡単に申し上げますが、きのうの新聞に、一昨日の大蔵の記者会見で、諫早湾干拓事業のことについて、ことしの八月末、来年の予算概算要求時までに諫早湾の干拓事業の再評価をするという新聞の報道があります。

これは、諫早湾に対する再評価というの、干

いのではないか。組合員外の人たちも地域を守っていくというその責務の一翼を担つてもらいう、そういう一つの形の中である一定の割合の負担をお願いする。そのことが農村集落を今後も活性化させ、皆さん方と一緒につくり上げてきた食料の自給率四五%を達成していく大きな一つの基盤をつくっていくことになると私は思います。だから、そういう意味で変えていくべきだと私は今まで言つてきて、大臣からの答弁もそういうふうになつて、法の改正に合わせて何らかの形が、文言の一つでもそういう形の中で変わるのが、など淡い期待を抱いていたけれども、変わつてなかつたんで私はそう言つているんです。大臣の御見解をお示しください。

○國務大臣(武部勤君) 私も党の会合では委員と同じ考えを主張いたしました。日進月歩というよりも猛烈なスピードで世の中が変わつております。そういう意味で、二点改めて

同じ考え方を主張いたしました。日進月歩というよりも猛烈なスピードで世の中が変わつております。そういう意味では、ここは恐らく土地改良区の中にも両論あつたんだろうと、かのように思うんですね。

今後、どういうふうなイメージで新たなる土地改良区というものがあり方を考えいくべきかと、ということは、先生御指摘のようなお考えに沿って研究していくかなくちゃいけませんし、また積極的に変わっていくというイメージを国民に訴えていく、また地域にも理解を求めていく、それから地域の合意も求めしていくということをやっていく必要があると、かように思つておりまして、先生のお考えに全く私は同感でございます。

のそういう一つの方向づけに対する政治誘導をぜひお願いしたい。

最後に一点だけ、ちょっと時間がないので簡単に申し上げますが、きのうの新聞に、一昨日の大臣の記者会見で、諫早湾干拓事業のことについて、ことしの八月の末、来年の予算概算要求時までに諫早湾の干拓事業の再評価をするという新聞の報道があります。

これは、諫早湾に対する再評価というのは、干

拓事業を推進してきたことについての再評価なんか、あるいは有明海の今回の問題について関連づけられた一つの意見なのか。もう諫早湾干拓事業は着手してから十五年の歳月が過ぎて、この問題については議論が二分されていることは言うまであります。

私たち有明海沿岸四県、特に私は当時、佐賀県議会に所属しておりましたが、当時、長崎県が行なった今回の干拓事業を防災事業として規模を縮小したことで佐賀県側が同意したことは事実であります。しかし、今回の有明海のノリ不作の問題は、諫早湾干拓が原因の一つであらうことをおおよそ私は推察できます。絶対に諫早湾干拓だけがノリ不作のすべての原因だと私は申す気持ちはありません。その一つの要因になつてゐるだらうなとうふうに私は思つています。

まだ調査結果が完全に出でおりませんので、予断を持つていろいろなことを言うことは差し控えたいと思いますが、一昨日の大蔵の記者会見で八月までに諫早湾干拓の再評価を出すというお話をその再評価というものは何を再評価されるのか、それをちょっと伺つておきたいと思います。

○國務大臣（武部勤君） 国営土地改良事業につきましては、平成十年度から、事業の効率的な執行及び透明性の確保を図る観点から、事業採択後五年ごとに事業の再評価を実施していくわけでござります。その結果を踏まえて、毎年八月末の予算の概算要求までに事業の実施方針を決定し、公表することにしているわけでございます。

この再評価のルールによれば、諫早湾干拓事業については事業着手後十五年経過した今年度が再評価の実施年度に当たると、かようなことでございまして、他の国営事業地区と同様に、八月末の概算要求までに再評価を行いその結果を公表すること、すなわち私の先日の発言はこのよな諫早湾干拓事業の再評価の手続について述べたものでございます。

また、今委員の御指摘ございましたようなことにつきましては、現時点で予断を持つて私が今あ

拓事業を推進してきたことについての再評価なのか、あるいは有明海の今回の問題について関連づけられた一つの意見なのか。もう諫早湾干拓事業は着手してから十五年の歳月が過ぎて、この問題については議論が二分されていることは言うまでもありません。

私たち有明海沿岸四県、特に私は当時、佐賀県議会に所属しておりましたが、当時、長崎県が行う今回の干拓事業を防災事業として規模を縮小したことで佐賀県側が同意したことは事実であります。しかし、今回の有明海のノリ不作の問題は、諫早湾干拓が原因の一つであらうことをおおよそ私は推察できます。絶対に諫早湾干拓だけがノリ不作のすべての原因だと私は申す気持ちはありません。その一つの要因になつてているだろうなどといふうに私は思っています。

まだ調査結果が完全に出でおりませんので、予

せん
その一つの要因にならざるをうなとい
うふうに私は思っています。

まだ調査結果が完全に出でおりませんので、予
断を持っていろいろなことを言うことは差し控え
たいと思いますが、一昨日の大蔵の記者会見で八
月までに諫早湾干拓の再評価を出すというお話を

○國務大臣(武部勤君) 国営土地改良事業につきましては、平成十年度から、事業の効率的な執行及び透明性の確保を図る観点から、事業採択後五年ごとに事業の再評価を実施しているわけでござります。その結果を踏まえて、毎年八月末の予算概算要求までに事業の実施方針を決定し、公表することにしておきたいと思います。

○國務大臣(武部勤君) その再評価というのは何を再評価されるのか、それをちょっと伺っておきたいと思います。

○國務大臣(武部勤君) これまで、平成十年度から、事業の効率的な執行及び透明性の確保を図る観点から、事業採択後五年ごとに事業の再評価を実施しているわけでござります。その結果を踏まえて、毎年八月末の予算概算要求までに事業の実施方針を決定し、公表することにしておきたいと思います。

○國務大臣(武部勤君) この再評価のルールによれば、諫早湾干拓事業

についても事業着手後十五年経過した今年度が再評価の実施年度に当たると、かようなことでございまして、他の国営事業地区と同様に、八月末の概算要求までに再評価を行いその結果を公表すること、すなわち私の先日の発言はこのよくな諫早湾干拓事業の再評価の手続について述べたものでございます。

また、今委員の御指摘ございましたようなことにつきましては、現時点で予断を持つて私が今あ

れこれ言うべきときではないと、かように思いますが、現地を見てまいりまして思うこと多々ございます。さまざまな問題を解明した上でどのようないい解決方法に当たるべきかというようなことを今真剣に検討中であるということも申し上げておきたいと思います。

○岩永浩美君 今の大臣の御答弁で理解いたしましたが、干拓事業の十五年で見直す、再評価をするという、その一連の作業の中だと私は理解できますが、すべて何か今、そういう一つの再評価をするということ、特に諫早湾のことに関して、諫早湾の再評価というそれだけがクローズアップされてきているような記事の取り扱いになっていたので、大変私は心配いたしました。

今後ともなお一層農政の推進に、大臣、先頭に立ってやっていただきことをお願い申し上げて、私の質問を終わります。

○郡司彰君 民主党・新緑風会の郡司彰でございます。

大臣に、土地改良にかかる質問と、直接の関係になりますかどうか、きょうの新聞で、大臣が所信の中でも述べられておりました構造改革について私案をどうもまとめてあるというようなことがございましたけれども、それについて可能であればちょっとお話をいただきたいなというふうに思っております。

私は、この問題も、構造改革ということにつきまして、若干、自分の考え方よりも述べさせていただきたいと思いますけれども、そもそも農業がいつも構造改革という場合には、低位に置かれているものを、その格差を是正しようと、そういうところがこれまでの農業における構造改革というような使われ方の中でもあったかと思うんですね。その後、いわゆる中層のといいますか、平準化した農家に育ってきたような形になってきた。しかし、それがまた、近代化というようなことの中で、補助金を使うという事業が大幅になされてしまう。

農村というものが保護の対象というような形でもって見られるような形にもなってきた。保護の対象というのは、裏返して言いますと、中央との深いパイプ、これをどうつかむか、どういうような指導者がそれを持っているかということが農村のリーダーになってきたというようなこともあらうかと思います。その延長で、もしかすると、きのう報告がなされました土地改良区における政黨への党費の立てかえということが起こってきたのかもしれません、そういうようなことがあったんだと思います。

よう、混住化でありますとか、それからまた中農と言っていた方が、上層といいますか下層といいますか、分化、分離というものが始まっていますが、環境でありますとか消費者とのネットワーク、そういうものを含んだ形のものに変えていかなければならぬんではないかといふような、簡単に、大ざっぱな見方でありますけれども、そういう見方をしております。

その上に立つて、改めて大豆の仮案の中身をお

○國務大臣（武部勤君）今までいろいろ議論してきたことを集約したものでございますが、私ども農林水産省といたしまして、小泉内閣のもとで改知らせいただければありがたいと思います。

革断行内閣というような旗のもとに、農林水産業の世界でどういう構造改革を目指していくのかといふときに、まず第一に、新しい食料・農業・農村基本法が示すように、食料の自給率向上といいますか、食料の安定供給ということが産業政策としては非常に重要になってくると、かように思입니다。このことを大きく打ち出していく。つまり、この担い手については、農業を担う大部分が四五%の基本計画で示す自給率達成に向けてこの十年間努力していくんだという、そういうことが一つ大きな柱になるわけです。

それからもう一点は、しかし、農業というのは多面的機能を有すると、こういうふうに示されておりますように、いろんな農業があり得る。先日

来御議論がありますように、環境保全型の農業もありますが、谷本先生でございましたか、ホビーという話がありました。生きがい・健康型の農業もあります。さらには、集落農業というような生産システムもあれば、今申し上げましたような生産政策としての農業。

あるいは、食料生産としてではなく、生きがいだとか健康だとか、あるいは環境保全とか、こういった分野においても、一人ではできない。高齢化の問題だとか労力の問題だとか、さまざま考えた場合に、一人では一から十までできない。しかし、これを支援する法人などがあれば、そういう方々も十二分に資源を管理し守っていくとともに、そういう立場で農業の担い手としてやっていくことができるであろうし、あるいは新たに農村に憩いを求めて、あるいは自然界の一員として、帰りなんんして作物をつくる。そういうようなことにもこたえる道は、そういう

うのこうのという話をしているのを地域の中やなんかでそういうことを聞いたような気がするんですね。農業に関する法律がどうなることなるといふことが地域の中で相当話し合われていたようなところがあつたんぢゃないかと思います。そのとときと時代が違いますから、今はどのよだんな形になつてゐるかといふと、それはど関心を持つことになつてゐないということがあるわけですね。

ひとつその中で、私もいろんなものを読んでおりますと、能力の問題もあるんですが、農水省の言葉は非常に難しくて、よく理解をできないようなところが多々あるのです。私案の方もそうありますと、御審議いただいておりますが、このことでも田中副大臣や遠藤副大臣らと話して、一言で言つたらどういうことなんだと、それがあります。それで、私はもう少し勉強できるんだがと思つただければ私ももう少し勉強できるんだがと思つたのですが、どうでしょうか。

○國務大臣(武部勤君) 全く同感でありますと、私も今、国会对応で答弁書の模範答弁、模範答弁を貰つて、どうべきか、あるいは役所がつくった答弁を見つめていると、説明していくのに途中で眠くなったりすることが正直言つてあるわけです。なぜ眠くなったりするかというと、よく理解できないないと、簡単に言つてそういうことなんですね。

そこで、私の我田引水になるかもしませんが、この私案も表題は食料の安定供給と美しい国づくりに向けてと、こういうふうにしているわけでござります。そのことによつていろんな方々がこの言葉でイメージしていただける、それはもう自由だと思います。それから、人と自然が共生することも私ども田中副大臣や遠藤副大臣らと話して、

は森と海は命のふるさとだと、そういうふうにしようと。それから、それらの副題として、有限な地球資源を未来へと、そんなような、一例でございますけれども、そういうような用語を使っていきます。農山漁村の新たな可能性を探るわけでございます。農山漁村の新たな可能性を探るわけですが、農山漁村の新たな可能性を探るわけですが、それは美しい国づくりに向けた自然と共生する農山漁村の創造だと。

こんなふうにして、できるだけ一般国民の皆さん方、特に農業プロパーで従事して頑張っている人だけじゃなくて、やはり今一番大事なのは、農林水産業といふものに対する、これは我々からすれば偏見と思いたくなるぐらいの都市居住者や一般国民の理解と協力が得られない、それは那辺にあらんなどということを考えましたときに、農林水産省の広報活動一つとりまして、やっぱり国民に向かって我々はこういう努力をしていくんですね。しかも、それは政策はすべて国民のためですから、食料の安定供給も国民のためです。美しい国づくり、森や海の存在価値といふものに照らして我々が真剣にこれを守つていかなければいけない、育てていかなきゃならないと、これは結果的にはもう公益的機能ですから、国民のためなんですね。

そういう視点に立つて、さらに平易な表現に気を配ると同時に、国民の皆さん方の理解と合意が得られるような、そういう努力を積極果敢にやっていきたいと、かように存じます。

○郡司彰君　まさしく大臣が後段おっしゃつていただいた、生産者あるいは農村という限られた人たちだけのアピールではないんだというふうなことで、大臣の言葉を聞いて意を強くしておりますので、お願いをしたいと思います。

土地改良について改めてお尋ねをしたいと思いますけれども、これまでの土地改良、幾多の改正が行われてきておりますから、当初の土地改良法の趣旨を少しづつ充足をしてといいますか、そういう形になってきてるかと思います。

簡単な主な変遷の内容、それから性格について

も私の側面あるいは公共的側面というものがありますし、また農業農村整備事業との関係が相当強いわけありますので、その辺のかかわりについて、これは局長の方で結構でございますので、お答えいただきたいと思います。

○政府参考人(木下寛之君) 土地改良事業でござりますけれども、まさに当時、食料増産対策という点でございまして、土地改良の中身は主として水田の圃場整備が主たるものというふうに理解をいたしております。

まず、昭和四十年当時の土地改良法でござりますけれども、まさに当時、食料増産対策という点でございまして、土地改良の中身は主として水田の圃場整備が主たるものというふうに理解をいたしております。

次の段階、例えば昭三十六年に農業基本法が制定をされたわけでござりますけれども、その中で、やはり農業生産性の向上と、それからもう一つは柱としてやはり農業生産の選択的拡大という点がつけ加わってきたというふうに思つております。そうなりますと、やはり圃場整備の中あるいは畠地帯の整備が必要だというふうに思つております。農村整備につきましても、圃場整備、畠地帯の整備に並びまして、農道の整備というのが重点的になってきたのかなというふうに思つております。

また、昭和四十五年には総合農政ということを打ち出したわけでござりますけれども、昭和四十年代、農村地域の環境問題がようやく始まるというふうに考えておりまして、その中で集落排水の問題がやはり昭和四十年代半ばからスタートを始めたという点でございます。

また、昭和五十年代以降になりますと、水田の生産調整がいよいよ本格化し、なってくるという中で、基本的には構造政策の推進あるいは定住条件の整備というようなものが課題になつてきただろうというふうに思つておりますし、一昨年制定を見ました新基本法の中で四つの理念と、一つが食料の安定供給の確保、また二つ目、農業の持続的発展、農村の振興、多面的機能の發揮と、それ四つござりますけれども、土地改良事業、農

業農村整備事業それぞれにかかわつてくるというふうに、それぞれ変わってきたというふうに理解をいたしております。

○郡司彰君 よく、土地改良についてはおおよそ八割ぐらいは終了したんじゃないかというような話をされる方がございまして、この委員会の中でそのような話を聞かされたことがございます。

今、幾つかの段階によつて、圃場整備でありますとか畠地でありますとか農道でありますとかといふ順を追つて整備をしてきた。八割という場合には、例えばなべて八割というような理解なのか、もうこの例えば圃場整備に関してもほぼ終わつたんだと、しかしこの部分が終わつて、全体として八割なんだと。先ほど言いました農業農村整備の関係も含めてもう少しお答えをいただけますか。

○政府参考人(木下寛之君) 私ども、土地改良事業につきまして第四次の土地改良長期計画というのを策定しているわけでございます。

現在の土地改良長期計画、平成五年度から平成十八年度までというような期間でござりますけれども、この中で総額四十一兆円の事業計画の実施を予定しておりますけれども、この中で、国が行いまた補助する事業につきましては、大体七二%程度の進歩率だというふうになつて、いるところでございます。

○政府参考人(木下寛之君) 私ども、これまで農業水利施設を整備してまいりましたけれども、その総額が二十二兆円というところでございます。

○郡司彰君 先ほど岩永委員からの質問にもございましたが、この趣旨の事業の中で、いわゆる員外の方々にもその受益ということが非常に生じてゐる。員外の方々の賦課制度によってなされてゐるその地域とか人数とか、どの程度の広がりといいますか、なつて、いるか。もしおわかりになれば結構でございます。

</

農林水産省との間で協議を行いました。まず、「環境との調和に配慮」という表現がございませんけれども、この表現につきましては、食料・農業・農村基本法第二十四条において「農業生産の基盤の整備との調和に配慮しつつ、」農業生産の基盤の整備に必要な施策を講ずるものとする」と規定されたのを受けまして、土地改良事業の施行に当たつての留意事項として新たに追加しようとするものであると理解をいたしました。今回の協議では、この表現を使うこと自体について特段の議論はいたしませんでしたが、環境省といたしましては、法律にきちんと環境との調和に配慮してと、こう書く以上は、実際にどのように環境との調和に配慮していくのかということについて農林水産省と何度かやりとりをいたしました。要するに、法律の規定に対して実体がきちんと備わるのかどうかというところを私どもとしては大変関心を持ったわけございます。

その結果、事業主体への指導や関係団体に対する普及啓発をきちんと行うという、私どももいたしましてもそういう認識を得ましたので、協議を終了させたということでございます。

○都司彰君 協議が行われて何度かということは、一度ならずのやりとりがあつたというふうに理解をさせていただきますが、この相互の協議の内容については、これは私どもにもお示しをいただくということになりますか。

○政府参考人(中川雅治君) 文書で記録が残つておりますので、提出させていただきたいと思ひます。

○都司彰君 後で手にして、さらに検討したいと思ひますが、新しい「環境との調和」ということが入つたということについては、一応の前進だろうというふうに私どもも思つています。ただ、私どもは、基本法の議論のときにも同じようなことを申し上げてきましたけれども、調和といふことと環境の保全ということとどちらがどうだというような議論をさせていただきました。その際に、基本法の議論のときには、

構造改善局長でありましたか、ミティガーションの一一番目の回避というところも含めてだというようなことがございました。

日本のこの環境省さんの考え方の中では、このいわゆるミティガーションの制度というものを生かすというようなことで各省庁との話し合いといふのはなされたことはございますか。

○政府参考人(中川雅治君) 環境省といたしましては、農林水産業を含めまして、あらゆる産業活動 자체に環境への配慮が織り込まれることが必要であると考えております。各省庁の施策にそのような趣旨が反映されるよう努力しているところでございます。

今御指摘ございました今回の土地改良法の一部改正法案では、第一条におきまして「環境との調和に配慮しつつ」と、こういう用語が使われているわけでございますが、環境の保全という言葉を使つてきた法律もございます。環境との調和という言葉を使つている法律もございますが、時系列的に言いますと、この環境との調和というのは平成十一年の食料・農業・農村基本法で使われたといふことでございます。

○政府参考人(中川雅治君) 環境省といたしましては、ただいま申し上げましたように、いろいろな活動、事態について今後は環境配慮を盛り込んでいただくことが必要と考へておりますので、また環境省の場合には、環境影響評価、アセスにおいて法律的にも環境大臣の意見を申し上げる機会もいただいております。また、設置法等における環境省の場合は、環境影響評価、アセスにおいて法律的にも環境大臣の意見を申し上げる機会もいただいております。また、設置法等においても、いろいろな面で意見を申し上げられるというような権能もいただいておりますので、環境省といたしましては、法律の制定だけではなくていろいろな局面において環境の面からの意見を申し上げ、またお願ひもしていきたいというよう考へておられるところでございます。

○都司彰君 これまで衆議院のいろいろな大臣の答弁をお聞きしている中で、調和と保全というと、調和の方が強いぞというような発言があつたように記憶をしております。私的に、個人的にこれまで土地改良の問題について役所の方ともお話をさせていただく中で、開発行為である土地改良事業については保全を原則とするのは困難ではないかというような考えが示されておりました。

先ほど言いましたように、ミティガーションの制度というものを農水省の中に生かしていくという考へはございますか。

○政府参考人(木下寛之君) 私ども、今後、新しくいろいろな環境との調和というものが土地改良事業の中の一つの大変な原則となるわけでございます、個々の事業計画を審査する際に。そういう意味で、環境との調和、委員御指摘の点も含めまして審査が行われるというふうに考えております。

○都司彰君 農水省の方に確認も含めてお尋ねをいたしましたが、先ほど言いましたように、新基本法のときに渡辺構造改善局長からの答弁をいたしております。読ませていただきますと、「環境に一定の負荷を与える可能性がある事業を実施する中で、その影響をできる限り抑えて環境に適合するように配慮しつつ事業を実施することを求めるものでございます。このことは、実はミティガーションの五原則というものがございますけれども、そのうちの第一番目でございますがアボイダ

ンス、つまり回避、事業を行わないということも当然含まれるものでございまして、」という答弁がありました。

これは、時の構造改善局長の答弁ですから、そのまま現在も同じだと思いますが、これに基づく、影響をできる限り抑えた上でというような、実際に保障するような具体的なシステムをこの法律の中にもどのように読んでいけばいいのか、そこをしたいと思います。

それで、一つ環境省の方に確認でありますけれども、基本的には、生物多様性国家戦略あるいは環境影響評価法その他がございますけれども、それらの法に基づいてそれぞれ農水省と環境省のかかわりのあるものについては常にこういうやりとりをなさってきた、これからもなさるというようなことで理解してよろしいでしょうか。

○政府参考人(中川雅治君) 環境省といたしましては、ただいま申し上げましたように、いろいろな活動、事態について今後は環境配慮を盛り込んでいただくことが必要と考へておりますので、また環境省の場合は、環境影響評価、アセスにおいて法律的にも環境大臣の意見を申し上げる機会もいただいております。また、設置法等においても、いろいろな面で意見を申し上げられるというような権能もいただいておりますので、環境省といたしましては、法律の制定だけではなくていろいろな局面において環境の面からの意見を申し上げ、またお願ひもしていきたいというよう考へておられるところでございます。

○都司彰君 これまで衆議院のいろいろな大臣の答弁をお聞きしている中で、調和と保全というと、調和の方が強いぞというような発言があつたように記憶をしております。私的に、個人的にこれまで土地改良の問題について役所の方ともお話をさせていただく中で、開発行為である土地改良事業については保全を原則とするのは困難ではないかというような考えが示されておりました。

先ほど言いましたように、ミティガーションの制度というものを農水省の中に生かしていくという考へはございますか。

○政府参考人(木下寛之君) 私ども、今後、新しくいろいろな環境との調和というものが土地改良事業の中の一つの大変な原則となるわけでございます、個々の事業計画を審査する際に。そういう意味で、環境との調和、委員御指摘の点も含めまして審査が行われるというふうに考えております。

○都司彰君 制度について私の方から改めて説明

する必要もないと思いますが、一応五原則の中で最大三点ぐらいのを使って行っているところが多いようでありまして、まず開発計画があり、環境セメントの結果、環境影響があると判断された場合には、まず回避が検討される。次に最小化、低減という訳をされているところも多いわけでありますけれども、次に最小化あるいは低減。なお十分なときのみ代償という形でもって検討される。代償は、回避も最小化もできない場合の最後の手段として位置づけられると。

ほど来申し上げているとおり、環境との調和が図
られているかどうかと、いうことにつきまして、や
はり専門の方々にそういうような調査方針につき
ましてお詰りをして検討していく方向が必要だろ
うというふうに思っています。

るなの方からお話をすると、実は先ほどから全というのと調和というのとは調和の方が強いか、いろんな話がされておりますが、これは多農省の中の検討された資料ではないかと思いますけれども、環境の保全といふのと環境生産性調和といふのはかなり明確に分けて、工法も含めて示されているようなところがあるわけですね。それを読むと、私は必ずしも調和の方が強い、いわ大臣の発言をなかなか納得できない。保全いうものと相当違うなという認識をしておりま

うのは、私は土地改良事業でもあり得ると。
保全という手をかけないことなんです。手
をかけなかつたらどうなるかといつたら、河川改
修をやらないと、これはもう洪水の問題もあれ
ば、さまざまな問題が生ずるわけです。じゃ、手
をつけられないのかといえば、今までのやり方だ
とそのことが他の漁業者などに影響を与える。そ
こに遊水地をつくるというそういう行為、そうい
う開発行為といいますか、環境に配慮する事業が
なされれば、すべて問題は解決なんですね。

結果として影響がすべて解消できると判断されれば開発が許可されるが、影響が解消できない場合には開発不許可もやむを得ないというような形のがいわゆるミティゲーション制度と言われるものだと思っておりますが、そのような形の中で、もし本当に今回の土地改良と調和という問題がそのままのようなことも含めるんだとすると、この保障するシステムとして、例えばこれから的是う事業の際に、事業計画の内容を吟味するような専門家たちの意見を聞きたいと思います。

○政府参考人(木下寛之君) 具体的には、第三者委員会による専門家の皆さん方にそういうことにつきましてお諮りをするということは必要だらうというふうに思つております。具体的にそのメンバー等々につきましては、さらに今後検討していくたいというふうに思つております。

○都司彰君 提案ということになるかもしませんが、私は、その都度専門家を呼んでといよりとも、例えは環境省になるのかもしません、いろんな形があるかもしれません、専門家はきちんと養成をしておいて、それぞれの省庁で環境に係

が、そういう検討を内部でされておりますか。
○国務大臣（武部勤君） 農村局長に答弁させると、
に、私の方からちょっとと考えを申し上げたいと
うんです。
いつも地元の事例を出してちょっと恐縮なん
すけれども、最近、牛のふん尿などの環境対策
いうものが非常に大きな問題になつてゐるわけ
す。そのことが酪農家の離農につながるといふ
当に社会問題にもなつていてます。
それはどういうこととかというと、下流に漁業
がいるんですね。例えば東藻琴などの山の方に

思 前 本 と で は 者 に ま す ま し て 、 こ れ は 環 境 保 全 も 含 ん で いる 概 念 で あ り ま す 。 環 境 保 全 と い う だ け で あ れば 手 を つ け な い と い う こ と に な れば 、 手 を つ け な い で 良 好 な 環 境 に 保 つ と い う の は 、 そ の 良 好 な 環 境 も 、 単 純 な 良 好 な 自 然 環 境 を 維 持 す る と い う こ と も あ れ ば 、 あ る い は み ん な が お 互 い に 問 題 を 解 決 さ れ て 、 良 好 な 環 境 の も と で 渔 業 も で き る し 、 農 業 も で き る し と 、 河 川 環 境 も 維 持 さ れ る し と 、 そ う い う よ う な 考 え 方 で 私 ら は 、 環 境 と い う こ と が 、 環 境 保 全 と い う こ と と 、 そ う い う こ と が 、 互 い に 関 連 す る こ と で あ り ま す 。

○政府参考人(木下寛之君) 一つは、今後、先ほどから申し上げたとおり、事業を審査する際に、環境との調和が図られているのかどうかという点につきまして審査をするというふうになろうかと思います。私ども、その際の具体的な、どういう場合にそれが当たるのか当たらないのかというような具体的なガイドラインと申しますか、基準づくりと申しますが、手引き、そういうものについて、まずでくるだけ早く作成をしたいというふうに考えておりまして、その中でどういう場合に必要なのかという点も含めまして今後の検討課題とさせていただきたいというふうに思つております。

るような問題があつたときといいますか、その事業の開始に当たっては、そこに養成をされた専門家が必ずアセスメントその他についての判断を行なう、そういう形をとるべきだと思っております。実は、既にヨーロッパの一部等では行われておりますが、公共工事の中、土地改良の事業と同様、ような中身の中で、既にこのミティゲーションもありますけれども、復元ということを事業として相当なされてきておるところがあるわけでですね。予算の一割あるいは二割という中で、復元といふものを行つていくことが当然日本の場合にもこれから出てくるんだろうと思うんです。その際にも、私どもの、もう少しちょっと細か

酪農家と、そして川があつて藻琴湖という湖
あつて、そして河口からオホーツク海に抜けて
くわけですよ。私は、今までの河川改修である
らば、真っすぐ河川改修をそのままやつしていく
いうようなことなんですかけれども、これは上流
遊水地をつくるべきだと。そのことによつて牛糞
ふん尿の問題も解決すると、そして下流の問題
解決すると。つまり、そこに遊水地をつくると
うことは、まさに環境との調和に配慮した工法
わけですね。

これは、河川改修ということからすればそう
う必要はないのかもしれません。しかし、環境
題といふことが非常に大きな問題になつております

○郡司彰君 どういう場合か、必要な場合ということです。もし必要な場合が生じた場合には、専門家というのは必要だとお考えですか。

○政府参考人(木下寛之君) 具体的にさらに検討したいというふうに思いますが、やはり先

い議論も本当はさせていただければいいんですけど、いただいた調査室の資料の中で、農林水産省の資料という中で、工種、事例として、圃場整備、水路工、ため池整備等の中の事例というものがござります。私どもも、いろんなところでい

して、同じ第一次産業です。酪農家もあるいは湖でシジミなどをとる、ワカサギをとる、そして漁師も、さらにまた外海でホタテや他の船漁業をやっている皆さん方も、皆がハッピーなるといいますか、お互いに納得できる方法となる

ら何もしない、というようなことの工法ではないような形でもって、他の法律の規制の問題、土地改良での配慮とか、いろんな形でもって書いてござります。

それで、例えば、もっと大きな自然破壊ということになれば言えるかもしません。ダム建設事業などに使われている環境影響評価、これにつれては環境の保全を第一に見つめています。

的な事例があればそのことを原点にして考えていいかなきやならない、かようと考えております。○郡司彰君 環境省さん、済みませんでした。ありがとうございました。

ります。今まで何ぞはされねれど、受益者の方の
初めにやりましょうねなどといふときに、おおよそ資
料、つまりますと九五%ぐらいが大体賛成をしてい
る、そういうような数字がございました。

先ほど岩本委員の説の中にもありましたけれども、地元の市町村が同意をしないで始まつたという事業はこれまで幾つか例がございますか。

○政府参考人(木下寛之君) 私ども承知をいたしました。

○郡司彰君 私どもは、地方分権の立場でこれが
いろいろなことをえていかなければいけない、
変えられるところは変えていこうというような
ておりますん

よりでございます。
きょうの新聞を読ませていただきましたらば、
経済財政諮問会議が公共事業のあり方を国主導か
するに至るまで、

臣が入っていないんだ、これはやっぱりおかしい
うなことを話し合っているということがございま
して、その新聞には、その会議にどうして農水大臣

んじやないかという意見がございました。大臣、私もそう思いますので、大臣としてもしお考えがございましたらば。

○國務大臣（武部勤君） 私も経済閣僚の一人だと
と、かようと思つております。メンバーを見ますと
と、国土交通大臣も入つていませんし、行革担当
大臣も入つていませんし、科学技術担当大臣も

入っておりませんし、入っている閣僚は経済産業大臣、財務大臣、それから総務大臣、そういうダメなバーナんですね。ただ、我々は臨時議員といふことで入ることができるともある。ちなみに、今夕、経済財政諮問会議が開かれるわけでありますが、それども、私の立場からすれば入れてもらつた

しかも、先ほど言いましたように、これから少なくとも土地改良事業の中の一割以上あるいは二割近くのものが復元と、いう形の中でそういうようないくつかの工法を日本の農業土木の中でも相当取り入れるといいますか、新しい技術としてやっていかなくちゃならない。現に、これまでと違つて、各県におきます土地改良事業、私は前から見ればもう相当変わつてきているというのももとの認識なんですね。調和という言葉が入つたことも、それ体が今までよりも相当前進だという意味なのでありますけれども、しかしながら、景観を優先することだけにとらわれて本来の生態系が壊れるような形になつては困る。その生態系を守るような工

最後になりましたけれども、その景観の問題であります。しかし、ともすれば、これまでの事業もそうありますし、これからもそうかもしれません。が、この前、大臣とちょっとお話をさせていただきました魚の関係でありましたけれども、例えば、外來種の問題、こういうようなところにもいろいろな意味での影響が出てくるわけであります。外來種に対する大臣のお考え、この前、魚についてお伺いをいたしましたけれども、全般的に、もうありますからお話をいただければと思います。

○國務大臣(武部勤君) ブラックバスなどの件ですか。

私は、これは基本的には自然生態系を守るとい

う、そういう考え方からすれば適当ではない、か
ように思います。ただ、やはりこれも国民的合意

とか地域の人々との合意ということが当然重要でありまして、地域によつてはむしろ外来種を入れてそして遊漁者に対する便宜を圖るとか、あるいは地域振興に充てるとか、そういうようなことがあります。

も現実にございます。しかし、その辺のところは、非常に難しい問題だとは思いますけれども、いずれにしても国民の理解と協力ということが大

前提だらうと思います。
地域振興といいましても、やっぱり一定の基準
といいますか、守られるべきルールというものは
当然なくてはならない。しかも、それは地域の皆

さん方も、当面する事業だけではなくて、一番大事なのは、いつも申し上げますように、自然の恵みに感謝する気持ち、自然の驚異を恐れる謙虚な気持ちという原点というものに立って考えていく必要があります。農林水産省として、もそのところを第一主義に考えて今後対応、具体的

的な事例があればそのことを原点にして考えてい

かなきやならない、かように考えております。
○郡司彰君 環境省さん、済みませんでした。あ
りがとうございました。

あと、それから、法案の中で、先ほど岩永委員長からありましたように、市町村との関係におきましては協議ということが出てきているわけであります。今まさに、現一派にしおりをもつて、

ります。今まで、例えはそれを受取る者の方の
初めにやりましょうねというときに、おおよそお賛
料によりますと九五%ぐらいが大体賛成をしてい
る、そういうような数字がございました。

先ほど岩永委員の話の中にもありましたけれども、地元の市町村が同意をしないで始まつたといふ事業はこれまでに幾つか例がござりますか。

○政府参考人(木下寛之君) 私ども承知をいたしました。
○郡司彰君 私どもは、地方分権の立場でこれが
ております。

いろいろなことをえていかなければいけない、
変えられるところはえていこうというようなつ
もりでござります。

きょうの新聞を読ませていただきましたら、
経済財政諮問会議が公共事業のあり方を国主導か
ら地方に変えていくようにしましょうよといふやう

うなことを話し合っているということがございまして、その新聞には、その会議にどうして農水大臣が入っていないんだ、これはやっぱりおかしい

んじやないかという意見がございました。大臣、私もそう思いますので、大臣としてもしお考えがございましたらば。

○國務大臣（武部勤君） 私も經濟閣僚の一人だと、かようと思つております。メンバーを見ますと、国土交通大臣も入つていませんし、行革担当

大臣も入っていませんし、科学技術担当大臣も入っておりませんし、入っている閣僚は経済産業大臣、財務大臣、それから総務大臣、そういううえで

ンバーなんですね。ただ、我々は臨時議員ということで入ることができるときもある。ちなみに、今夕、経済財政諮問会議が開かれるわけでありま
すけれども、私の立場からすれば入れてもらつた

に振りますから、私が責任持つて答弁するわけではありますし、そういうことでは御心配いたいでありますことは感謝申上げますけれども、至るところで声を大にして頑張りますので、また御

○郡司彰君 私は、特に農業、水産もそうなのであります。林業もそうでありますけれども、國土の保全と一体となつた産業でありますから、これは私は、アメリカを除いてほかの国は輸出で勝てるような国というのはもうないわけでありますから、しかも持続的に世界の飢餓の問題を考えれば、必ずその国において保護的な側面を持つべきは、これは当然の産業だと思うんですね。ですから、そういう声が余りに経済的な論理だけですむと、抹殺されないように頑張っていただきたいなとう気持ちでございます。

また先ほどの話に戻りますけれども、市町村長の合意が得られずに行つた事業ではないと、そういうふうなことでございます。

だとすると、地方の時代でもしそれからそのような場合が出てくることも想定をされるんではなかろうか。レーケースだという話がありましたが、この場合には、あえて国が知事との判断で工事を止めうということよりは、それは一たん中止なり延滞をするということが、私は地方からの声というものが主になつてしかるべきではないかという感じがありますけれども、その辺についてはいかがですか。

○政府参考人(木下寛之君) 今回の法律案の上で、地域の意向をより反映させていくといふ観点から、従来の市町村長の意見の聴取から市町村長との協議というふうに改めているような案を提出しているわけでございます。

私ども、これをさらに実態上を踏まえて同意いうふうにすべきではないかという点につきましては、やはり私有財産でございます農地を対象として、農家がみずから費用負担も一部行いながら行います土地改良事業につきまして、やはり

町村長に包括的な一種の拒否権を与えることとなる、制度論としてですね。そういう意味で、法律上、土地改良法の中でもそういう意味での私有財産に対する過度の関与になりはしないかなというふうに思っております。

したがいまして、法律上、同意を要するというような協議とすることは非常に困難というふうに考えておりますけれども、やはり事業実施に当たりましては、地域に開かれ、あるいは地域から支えられるというような土地改良事業にぜひ改革していくんだという観点からいたしますと、従来以上に地域の合意形成が重要だというような認識を持つております。

○郡司彰君 提前とすれば、前のことよりも協議という中身になつたということについては評価をもちろんしているわけであります。実態も含めて、これまでもそういうケースがなかつたということを含めて、市町村との合意ということの方がこれから分権というものが、先ほどの経済諮問会議にもあつたようでありますけれども、その視点を明確に出す形の法律の方が私は好ましいのではないかと。今、三分の二で決まれば強制部分が当然これまでもあつたわけでありまして、その強制部分と今の財産の問題というは、これは一定のところで話し合いといいますか、法理的に決着がつくようなことも私の方ではちょっと考えております。

いずれにしましても、市町村との協議というところまで踏み込んだのである、そして、これまでの中身が一件も合意に至らずに国が勝手に行つたという、勝手という言い方はおかしいですけれども、強権でもつて行つたということがないというふうなことを踏まえれば、私は同意ということにかえつてしまつた方がよろしいのではないかなど。これは先ほど岩永委員が言いましたように、だから知事に預けられたって、知事の方の判断だつてそれは市町村の判断と違うということはあり得ないわけありますから、その辺を検討いただければな

それから、意見に対する扱いについても先ほどございました。岩永委員の話を聞いていて、なるほどな、そういうようなこともありますのでござりますが、したがって、それぞれ国のこういう事業そのものは、やっぱり国土ということを考えれば、環境とどうことを考えれば、全体の財産の問題であるといふようなところから、いろんなところからの視点をいただくのはそれはそれで結構じゃないかなと。

しかし、いただいたときに、パターーンA、パターーンBというような形になるかもしれません、おおよそそのところが先ほど言つたような形のものになるかもしれません、それをつるしておくから見てくださいというだけではなくて、やはり国が事業に対して行つたことに対してそれぞれお返しをする。これは大変煩瑣な事業に、事務になるのかもしれません。それほど意見というものが来ないのかもしれません。

これまで、このような形の中で意見を寄せることがあつたとすれば、どのぐらいの件数が来ていたのでありますか。事務的にどの程度煩瑣になつていただけありますか。

○政府参考人(木下寛之君) 現在は、三条資格者以外の人たちから事前にそういう意見を求めるという制度はございませんので、そういう意味でのどの程度の煩雜さかというのは、現在のところ、まだないという状況でございます。

私ども、今回の仕組みは、土地改良事業の計画をより一層よいものにするという観點から、意見がある人にはだれでも意見を出してもらう、そういうような仕組みをつくりたいというふうに考えておりますけれども、ただ、そういう意味で、だれでも意見を出し得るという点でございますのと、そのような意見について農家から成る申請人に対してすべて回答義務を課すというのはやはり文言でもつて来るというようなことを言われていたんだと思いますが、余り私はそういうようなことを想定していなかったのでござりますが、しながら、それぞれ国のこういう事業そのものは、やつぱり国土ということを考えれば、環境といふようなところから、いろんなところからの視点をいただくのはそれはそれで結構じゃないかなと。

過重な負担になるというふうに考えております。

〔理事岸宏一君退席、委員長着席〕

ただ、委員御指摘のとおり、どのような意見があつたのかという点につきまして、やはり周知をしていくと、いう点は大事な点だらうというふうに私ども認識をいたしております。今後、どういうやり方でやればいいのかという点について工夫をしていきたいというふうに考えております。

○郡司彰君 これまでには確かになかつたんです。

ただ、農水省の姿勢は非常に結構まめであつて、それぞれの意見に対して事細かに今まで答えてきたんじやないかと思ってるんです。

ホームページ等を見ましても、だれだれさんがこんなことを言つたけれども、そんなことはありますせんよとか、テレビの番組でこういうことが言われているけれども、農水省として事実関係はこうですよとか、結構細かく全部反論していますよね。私も暇で読んでいるんですが、結構いろんな形でもつて反論してますね。これは逆に、意見を出したから答えを下さいという問題じゃないところに、報道番組その他に相当細かく回答しています。

これだけ回答しているのならば、もうなれたものでできるのではないかな、それから、どの程度の数かよくわからないということであれば、試行的にそういうこともやつてみると、そのこともあります。得るのかなという感じがいたしますが、こういう反論といいますのは、これは部局が決まってているんですか、それともそれぞれの部局の方が今は書いていらっしゃるんですか。

○政府参考人(木下寛之君) 恐らくは、特定の部局というよりは、それぞれ事業なり制度を所管している担当の方からお出しをしてるんだろうと、いうふうに推察をいたしておりますけれども、先ほど申し上げましたように、制度、法律の中にこいうような申請人に対する義務づけするというものは非常に困難だらうというふうに思つておりますけれども、まさにどういうような意見があつた

詳しくは局長に答弁させます。

○政府参考人(木下寛之君) 中海干拓でございますけれども、国営の土地改良事業、干拓事業五つの工区、それから附帯の農業用排水事業の二つで構成されているというのは御案内のとおりでございます。

仮に淡水化を中止する、これは現在まさに検討中の案件でございますけれども、既に一部について受益が発生をいたしておりますという点でございまして、計画変更で対応するため、現在まさに審議している改正案において新設してある廃止手続の対象にはならないと。それは、先ほど申し上げましたように、一部に受益が発生をしているものですから、対象としては廃止ではなく計画変更になるというふうに考えております。

○郡司彰君 局長の答弁、わかりました。

廃止ということではなくて計画変更になる、しかし、もし廃止ということの可能性といいますか、そういうことがあればこの法案の適用にはなるということなんですね。期間として、法案の適用にはなるけれども、廃止ではなくて変更だとうことなんですか。

○政府参考人(木下寛之君) 御説明申し上げます。

先ほど申し上げましたように、事業を廃止する場合には、当該事業によります受益が発生をしていないという場合には廃止をするというふうに申し上げたところでございます。

今回の中海の土地改良事業でございますけれども、五つの工区と二つの用排水事業でございますけれども、既に一部受益が発生をしているという点でございまして、そういう意味から計画変更で対応すべきというふうに考えております。

○郡司彰君 大体わかりました。

最後、時間がちょっとなくなりましたので、大臣、新潟県で住民投票が行われまして、ブルサーマルの関係だったわけですが、私は、住民投票という制度の是非と、そこにかけるべき問題といふものと、また別々にあるんだらうと思いま

す。エネルギー政策その他があるいは外交とか

防衛に関する問題がどこまで住民投票になじむか

ということが一つあります。

それはとりあえずわざに置いておきまして、いろいろなことに関しまして住民投票という制度をもたらしますでしょうか。

これから大臣としてはどのようなお考えをお話しになられますでしょうか。

○國務大臣(武部勤君) 今、委員お話しのとおり、安全保障の問題でありますとかエネルギー政策の問題でありますとかと同様に、食料安全保障とということも私は重要な国の基本政策だ、かよう

に思います。

したがいまして、そういう基本にかかるこ

とについて住民投票ということが適当かどうかと

いうことについては疑問を率直に持たざるを得ないのですが、これはやっぱりケース・バイ

・ケースではないかと思います。やっぱり我々の

農林水産省の仕事も国民の理解と協力ということ

が大前提になります。しかも、これから我々が目

指すべき農林水産業の構造改革、こう申し上げて

員会を開いたします。

休憩前に引き続き、土地改良法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山下栄一君 最初に、農地確保政策。

なっております、食料安全保障の観点から。また、二十一世紀はますます食生活の充実に非常に

関心が高まつておるという、健康志向もあると思

いますけれども、そんな中で自給率の確保は大事

だと。そのためには農地をきちっと確保できるか

ということ、これも大事な国の基本政策にかかわ

る話であると

食料・農業・農村基本法の中で基本計画、平成二十二年、自給率四五%を目標にして、現在四〇%、それを引き上げて四五%にするために四百七十万ヘクタールを確保するんだ、こういうこと

が示されておるわけでござりますけれども、この目標はやはり死守すべきだと思いますが、平成十

二年度、現在よりもこれは下がった目標になって

おると。この減りぐあいといいますか、農地の減

少の傾向性でいくと、本当は四百七十万よりもっと低いけれども四百七十万を死守したいとい

うことだと思うんですけれども、それを死守する

ためにどのような政策をお考えか、お聞きしたい

と思います。

○政府参考人(木下寛之君) 委員御指摘のとお

り、昨年三月に決定いたしました食料・農業・農

村基本計画におきましては、食料自給率四五%と

いうことで、平成二十二年には四百七十万ヘク

タールの農地面積の確保が必要というふうに見込んでおります。このように、国民に対する食料の安定的供給を確保するために優良な農地を良好な状態で確保していくことは極めて重要であるというふうに考えております。

このような観點から、昨年三月には農業振興地域の整備に関する法律に基づきます基本指針を策定し、その中で優良農地を確保する方向を示して

このような基本指針に基づきまして、一つは農業振興地域制度の適切な運用、また圃場整備事業などの農業生産基盤整備の推進、また担い手への農地の利用集積等の推進のほか、十二年度から新たに耕作放棄地の有効利用方策等に関する市町村計画の策定、また直接支払いを通じました中山間地域等における農業の生産条件の不利を補正するための支援等々の施策を講じているところでござります。今後とも、農地の確保、有効利用を図つてまいりたいというふうに考えております。

○山下栄一君 土地改良事業の長期計画、昭和四十年度から、前年度法律改正されて、始まったと認識しております。今、第四次の途中であると

四十年近くたって、公共事業としての土地改良事業、これは後からまた申しますけれども、このままではよいのかという基本的な私は意識を持つおるわけですが、昭和四十年以降、長期計画のもとに進んでまいりまして、どれだけの事業が投入された結果、農地はどうなったのか、昭和四十年の状況と現在と。また、農業総生産、農業総生産といつても米を含んでいろんな栽培品目があるとは思うわけでござりますけれども、これはどういうふうになつたのかということをやはりきちんと検証しておく必要があるというふうに思ひます。

○政府参考人(木下寛之君) 土地改良事業の計画のものと進んでまいりまして、どれだけの事業費が投入された結果、農地はどうなったのか、昭和四十年の状況と現在と。また、農業総生産、農業総生産といつても米を含んでいろんな栽培品目があるとは思うわけでござりますけれども、これ

はどういうふうになつたのかということをやはりきちんと検証しておく必要があるというふうに思ひます。

○政府参考人(木下寛之君) 土地改良事業の計画的な実施に資するために、昭和四十年に第一次の土地改良長期計画が策定されました。現行の第四次土地改良長期計画が現在進行中でござりますけれども、平成十三年度までの予算を考慮に入れま

すと、約六十兆円が投資をされているというふうになつております。

また、農地面積でござりますけれども、昭和四十年時点では六百万ヘクタール、農業総生産額二兆四千億でありましたが、平成十一年におきまし

ては、それぞれ、四百八十七万ヘクタール、また

総生産額につきましては六兆八千億円というふうに推移をいたしております。

○山下栄一君 推移をされておるわけでございま
すけれども、何のための土地改良事業なのかとい
うことでございます。農業の生産基盤を整備す
る、農業の生産性向上、農業総生産の増大という
ことが目的にうたわれている。そして、六十兆を
超えるお金が投入された。土地は減つておる。そ
して、米を初めとして各生産量そのものも思わし
くないという、そういう結果だらうと思うわけで
ござりますけれども、この土地改良事業はこのま
までいいのかと、いう問題意識のもとにさらに質問
を続けたいというふうに思います。

中山間地域における土地改良事業のあり方、こ
れもそろそろ行き詰まっているのではないかとい
うふうに思うんですけれども、今後何をやるのか
ということをお聞きしたいと思います。

○政府参考人(木下寛之君) 中山間地域であります
すけれども、我が国の全体の位置づけを見てみま
すと、例えば耕地面積等々を見ますと約四割が中
山間地域にある、あるいは農家戸数を見ましても
大体四割強を占めておりまして、非常に我が国の
農業の中で重要な位置を占めているというふうに
認識をしております。

このように、中山間地域でござりますけれど
も、一つは食料供給の場ということでありますけれ
ども、もう一つは国土の保全あるいは水源の涵
養等のいわゆる多面的機能を發揮するということ
で重要な役割を果たしているというふうに思って
おります。

ただ、中山間地域、多くがまさに中山間地帯に
あるということをございまして、地形条件の制約
もござります。また、そういう点で平場地帯に比
べまして基盤整備がおくれているという点もござ
います。また一方で、定住条件等々を見ますと、
過疎化あるいは高齢化が進んでいるという点で、
また担い手の脆弱化あるいは耕作放棄が進んでい
るというふうに理解をいたしております。

このような状況を考えますと、今後とも中山間
地域、一つは農業生産性の向上というのと、もう
一点あわせて定住の促進を図る、都市と農村の交

流域を図つていいくといふような観点から、私ども農業生産基盤の整備と一体的に生活環境整備を行ふような事業をこれまでも進めてきたところでございます。今後とも、このような事業につきまして、地元の負担にも配慮しながら進めていきたいというふうに考えております。

○山下栄一君 極めて費用対効果が期待しにくい地域における土地改良事業のあり方、高齢化が進み、そして過疎化というか担い手がなかなか確保しにくい、改良事業をやつても事業コストは非常に高くつく、耕作放棄は食いとめることができないという、そんな状況の中で土地改良事業としてどれだけの金を投入していくんだということございますけれども、この土地改良法手続による土地改良事業の方式そのものがもう限界に来ているのではないかというふうな問題意識を持っております。

ある村がある、それはお年寄りが多いと。そして典型的な例で、今も申し上げましたけれども、過疎化が進んでおる、担い手が極めて確保しにくく。そういう状況の中でこの四十年間、その村は農家がどれだけふえたのか、そして耕作放棄地はどうぐらいふえておるのかという、この四十年間ですよ、担い手はふえたのか、農地はどうなっているんだ、そしてそこにどれだけのお金が投入されたのかという、ある一つの行政区ですけれども、そういうふうな政策評価の仕方が私は大事なものではないかと。この四十年間どうだったのかといふ、そういう観点の検証を農水省としては、私は、こういうことを常に念頭に置きながら、こういう公共事業のあり方を見直す観点を摸索していく必要があると、今までいいのかということも含めて。

そういう僕が今申し上げましたような、ある一つの行政区の例をとつて実態がどうなっているのかという、長期的な総括といふか、そういうことを見直すべきだと思いますけれども、どんな状況になつてあるんでしょうか。これは大臣、どう

○國務大臣(武部勤君) 先生、御指摘の問題につきましては、最も大事な、また我々が当面する問題であり課題だ、かようて認識しております。

農林水産省におきましても、平成十二年度から政策評価を導入いたしまして、政策分野ごとに全国ベースで定量的目標を定めて、その達成度により客観的に実績を評価することとしております。土地改良事業については、基盤整備を契機とした手への農地利用の集積、麦、大豆等の生産振興に資する圃場の汎用化率、野菜等の生産振興を図る畠地のおおむね三分の一以上で畠地かんがい用水を確保といった指標で評価することとしております。しかし、政策評価につきましてはまだ緒についたばかりであります。政策評価に係る指標等に関する考え方は今後ともさまざま皆さんの意見を聞いて充実してまいらなければならぬ、かようて考えていく次第でございます。

なお、個別事業の実施状況については、事業着手後五年を経過した事業についての再評価、完了地域についての事後評価を実施するなどにより、事業の効率的実施に努めている次第でございます。

いずれにいたしましても、今先生が問題提起がありましたようなことについて、しっかりと答えを出していくなければ、国民の皆さん方の信頼も得られませんし、これから生産現場で頑張ろうという意欲を持って取り組む生産者の皆さんの方の希望というのもわいてこないんじゃないか、こう思つております。非常に大事な時期に直面している、かようて考えております。

○山下栄一君 平成十一年に基本法が新たに制定されまして、また新たな理念が提示されておる。食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮農村の振興、農業の持続的発展、これらは理念として私は正しいというふうに思いますし、先ほど大臣もわかりやすい言葉でビジョンを示されるということと、食料の安定供給と美しい国づくりという、人と自然の共生、命のあるさとという言葉

こういう観点に立って抜本的な基本法の理念の見直しが行われた。その上に立って土地改良法、土地改良事業のあり方、目的規定の部分も含めて、今回、目的規定の見直しそのものはなかったよう思いますけれども、そういうことをやはり考えないといかぬのではないかというふうに私は思うんですけれども、今回の改正もそういう観点の改正じゃないと私は思うんです。

基本法の理念の新たな提案に基づく土地改良法、土地改良事業のあり方は今回の改正の程度なのか、いや、もっとほかのこととも考えたいんだというのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○国務大臣（武部勤君） 食料・農業・農村基本法の理念は御案内のとおりでございまして、土地改良事業の実施に当たりましても基本理念の実現に向けて事業を重点化していく、また水田の汎用化でありますとか、畠地かんがい施設の整備、基幹的水利施設の整備、工種などについて環境との調和に配慮しつつ推進する、こういうことになっています。

けさほどの岩永委員との議論もございましたけれども、法律の名称はこのままになりましたけれども、しかし、中身と目すべき方向というものは大きくハンドルを変えていかなければならぬのではないかと。やはり現代的な対応ということが必要であろう、こう思いますし、そのためには私も、けさほど申し上げましたように、農林水産業の構造改革ということを示しまして、その辺のところをきちっと整理してお示ししよう、場合によりましては新たな立法措置も必要になってくるのではないか、かように考えておられる次第でござります。

○山下栄一君 例えれば第四次は四十一兆投入するわけですが、土地改良事業。それで、それだけ一生懸命投入し生産基盤を強化しているから何とかもっているんだというふうになつていくんだと思うんですねけれども、土地改良区の方式そのものも

私はもう限界に来ているような、中山間地域なんかは特にそう言えるのかもわかりません。だから、観点をもちちょっと基本的に変える必要があるのではないかと思うんです。

例えば、土地改良事業というのと、公共事業にはもう一つ農業農村整備事業というのがありますよね。僕は、今の農業農村整備事業をもうちょっと新しい観点に立って、例えば新しい多面的機能の観点も入れて、特に農村の整備はそうかもわからぬせんけれども、農業農村整備事業、長期計画の観点から法律の仕組みはどうなんだとか、そういうことを考へる必要があるのではないかと。この農業農村整備計画というのは長期計画はないんですけどね、これは。だから、こちらの観点で、一つの視点ですけれども、土地改良区方式というのはもう限界に来ているんじゃないのかな、それは私の認識なんですけれども。

例えば、実際はそうなっているのかわかりませんけれども、都市の市民がというよりも農業そのものが、前回のときにもお話し申し上げました、農業という産業を国民全部で支えるんだといふ観点から農業農村の整備をとらえ直すと。すなわち、土地改良区の参加する方々という、それだけじゃなくて、国民全部が農業を支える、その観点から農業の基本的整備、農村の振興、農村の振興には単に生産第一主義じゃない、ドジョウとかメダカとか虫ですか、そういう生産系保全型の農業というふうなことも、生態系保全型の農業というふうなことも、生産系保全型の農業というね。

だから、それではまた今、政府では自然再生型の公共事業も考えましょかというようなことも議論が出ているわけだから、この土地改良事業といふ、こういう観点ではない、例えば農業農村整備事業の長期計画、本当に農村整備というのは多面的機能發揮型のもので、そして土地改良区方式じやない、都市の市民も参加するような形の農業の振興、農業生産のあり方ももちろんこれはウルグアイ・ラウンドにもかかる話かもわからぬ

けれども、そうしないと二十一世紀の日本の農業、農村を守る以前に農業そのものが成り立ち行はなくななるというふうな状況の中では、相変わらずの方式で土地改良事業といって土地改良区方式で物すごい大量のお金を入れてという、もうそんな時代じゃないんじゃないのかというふうな抜本的見直しを基本法の新たな理念が求めているんじゃないのかと。

そういう観点から土地改良法を今回見直すのかなと思ったら違うではない。相変わらず本流部はほとんど変わっていないというやり方でちょっと手直しみたいな、そういうのはちょっとおかしいなと私は思うんですけども、この辺は骨太の話で申しわけないけれども、ちょっと大臣にお願いしたいと思います。

○国務大臣(武部勤君) 農業農村整備事業についての御指摘がありましたが、これは土地改良、つまり生産基盤の整備という、そういう役割は私はまだ必要だ、かように思つております。先生も今お話をありましたように、これまでの趨勢を見て、土地の面積は減つていて、これは非常に高くなつたわけですから、これはまだまだ土地改良といいますか生産基盤の整備ということは必要だ、こう思つております。

ただ、生産システムといふことは、これはさまざま変えていかなきやならないと思つております。とりわけその際に、私は担い手と土地の問題です。ということはやっぱり検討課題として避けて通れないと思つております。だれに土地を集約するのか、何で土地が減つていくのか。ですから、中には農地転用を期待している兼業農家もいるかもしれませんね。また、土地投機を目当てにして農村が荒廃しては困るというようなことから、民間企業の参入に対して抵抗感があるのもしません。しかし、一方において、食料自給率四五%達成という大目標に向かつては、そのところはもう少しあくまで検討し、大胆に私は検討する必要があるんじやないのか、このように思つております。

それから、生産システムについては、単なる生産だけじゃなくて、加工、流通まで、マーケティングの分野まで含めて、所得をどういうふうに上げいくかというようなこともありますし、じやないのかと。

そういう観点から土地改良法を今回見直すのかなと思ったら違うではない。相変わらず本流部はほとんど変わっていないというやり方で、ちょっと手直しみたいな、そういうのはちょっとおかしいなと私は思うんですけども、この辺は骨太の話で申しわけないけれども、ちょっと大臣にお願いしたいと思います。

○国務大臣(武部勤君) 農業農村整備事業についての御指摘がありましたが、これは土地改良、つまり生産基盤の整備という、そういう役割は私はまだ必要だ、かのように思つております。先生も今お話をありましたように、これまでの趨勢を見て、土地の面積は減つていて、これは非常に高くなつたわけですから、これはまだまだ土地改良といいますか生産基盤の整備額はぐんと伸びているという、土地生産性といふのは非常に高くなつたわけですから、これ会というものが自分たちの幸せを享受できる、そういう場として提供し得るような美しいふるさと、農村集落コミュニティの整備というふうなことも考えていかなきやなりませんし、こういった分野に農業農村整備事業というものの期待がかかるのではないか、かようと思ひます。

土地改良事業についても、当然従来型とは違つて、そういった新しい時代のニーズというものを視野に入れて私は考えていかなきやならないのです。とりわけその際に、私は担い手と土地の問題ではないのかな、そういう考え方を持っているものでございまが、こうしたことこれから整理しますが、こうしたことこれから整理していくことはやっぱり検討課題として避けて通れないと思つております。だれに土地を集約するのか、何で土地が減つていくのか。ですから、中には農地転用を期待している兼業農家もいるかもしれませんね。また、土地投機を目当てにして農村が荒廃しては困るというようなことから、民間企業の参入に対して抵抗感があるのもしません。しかし、一方において、食料自給率四五%達成という大目標に向かつては、そのところはもう少しあくまで検討し、大胆に私は検討する必要があるんじやないのか、このように思つております。

○山下栄一君 だから、もちろん環境に配慮する、今回も入つていてるんですけども、目的そのものに環境保全といふこと、環境との調和、配慮はするけれども目的そのものにはならぬというふうな、景観を保全するとか、また生態系を大事にするとということは、それは国民全体にとっては非常に大事なことなんですが、土地改良区の方々にとって、そういう観点も大事な

のかもわからぬけれども、それはもう二の次、三の次的话になつてくるんぢやないかなと思うから、土地改良区方式と環境配慮といふようなことは、なかなか、それはちよつと違うんぢやないかなと思つんですね。

だから、そういう気持ちはわかりますよ、もちろん今までの公共事業、環境にちよつと配慮しましようかみたいなことはね。だけれども、それは根幹にかかるような国民が求めているものとはちよつと違うように思つんですね。だから、何遍も言いますけれども、土地改良区方式がどんどん行き詰りつあるというふうに感じるんですけれども、その議論もありましたけれども、そういう方ではない農業農村の整備、そこに焦点を当てた公共事業のあり方を追求していくお金が投入されているみたいな意識が払拭できなないと、今までのやり方をちよつと手直しするぐらいでは国民のニーズに合わないのでないか。

それこそ、私たちの関係ないところで公共事業にお金が投入されているみたいな意識が払拭できなければいけないかというふうに思つんですけども、そういう方ではない農業農村の整備、そこには公共事業のあり方を追求していくことにも影響を与えていたことになれば、そうましゃうかみなことにはね。だけれども、それましゃうかみなことにはね。だから、何遍も言いますけれども、その議論もありましたけれども、そういう方ではない農業農村の整備、そこに焦点を当てた公共事業のあり方を追求していくお金が投入されているみたいな意識が払拭できなければいけないかというふうに思つんですけども、そういう方ではない農業農村の整備、そこには公共事業のあり方を追求していくことにも影響を与えていたことになれば、そうましゃうかみなことにはね。

同じ質問になつてゐるのかもわかりませんけれども、どうでしようか。

○国務大臣(武部勤君) 環境保全型公共事業といいますか、環境修復型公共事業とか自然と共生型の施設づくり公共事業といふような考え方の背景に、具体的には私はかなり多くの案件があるんでないか、かようにも思ひます。例えて言うなら、ため池等、こういったものは私どもの地元でももう思つていて、米をやめてかんがい用に利用していく、つまり目的が変わつてくるわけですね。別な形で表現すれば、新たな目的に向かつて修復といいますか、変えていかきやならないといふのはかなり今後出てくるような気がいたしました。

それから、環境に優しいといいますか、環境重視の土地改良といふことを考えますと、午前中も郡司先生との議論にありましたけれども、今現在どうなんだ、土地改良を今までのような進め方

をやつてゐることによつて湖沼が汚れる、あるいは底に土砂が堆積していく、すつかり形が、土地改良としての意味は持つけれども、ほかの方は、まさに農業者のみならず地域の皆さんに影響を与えていたといふことになれば、そういったこともやっぱり修復していくといふようなことを必要に迫られてくるであらうと思いますし、現に農地災害などはそういったことも先取りして既に土地改良事業の新たな事業として今行われているわけでございます。

そういうようなことを考えますと、ある種過渡期だろう、私はこう思います。今回、土地改良法の改正として名称も変更せずにこのまま出されたということについては、これから果てしなくこの事業が続くという考え方よりも、新たなる事業展開への私は一つの大きな過渡期に立たされた最終的な意味を持つのではないか、このように思ひます。

したがつて、従来の生産基盤の整備そのものについてはやはりだんだん縮小されていくのかな、そんな感じを持っておりますが、しかしそれにしても相当な金額を私は事業費として要するんではないか、まだ当分はそういった従来型の土地改良事業といふものの生産基盤の整備ということはかなりまだ残つてゐるような気がいたします。

○山下栄一君 土地改良区の参加資格なんですが、これも、これはその地域に住んでいない方でも参加できるという仕組みだらうと思うんですけども、都市の市民が参加できるような誘導策といふか、国民全部で、土地改良区もそういうあり方、自己負担しながらやるというやり方で市民も参加すると、棚田オーナーという話をこの前ちよつと、あれは勝手に地域がやつてゐるのかもわかりませんけれども、そういう方々も参加資格に入れ込んだというふうな、そういう誘導策みたいなものは余りお考へじやないんでしょうか。

○政府参考人(木下寛之君) 土地改良区自体は、まさに土地改良事業を推進するという観点から設けられたものでございます。したがいまして、土地改良区のメンバーはまさに農地の耕作者が基本

でございます。

ただ、先生御指摘のように、これから土地改良事業は、まさに農業者のみならず地域の皆さん方がから支えられ、そういう地域に開かれた土地改良事業をしていく必要がありますが、ただ、特定の政治団体、良事業をしていく必要がありますが、ただ、特定の政党を支援したり寄附したり、これはおかしいだらうということはわかるんですけども、それ以外に何がいかぬのかというようなことがあります。

三つまとめて、よろしくお願ひします。

○政府参考人(木下寛之君) まず、土地改良区でござりますけれども、土地改良法に基づきまして土地改良事業の施行を目的として設立された、いわば土地改良事業それからこれに附帯する事業以

外を行なうことはできないというような公共的な法

人でございます。

したがいまして、このようないくべきな政治活動をやつてはならないということなどでござりますので、例えば党費等の支出を行うこと、あるいは政治団体

への加入を行うこと、あるいは特定の候補者等に事務所を無償貸与することなどの物的支援を行うこと等につきましては、いわば政治活動として行なうことは認められないというふうに考えてお

ります。

それから、私ども、今回の事案に対しまして、既に都道府県を通じて指導をしているところでござりますけれども、やはり今回のようないくべきな背景として土地改良区の役職員の意識が非常に低いという点も問題だらうというふうに思つておりますので、今後そういうような点につきまして、研修等を通じてしっかりと意識改革を図つていただきたいといふふうに思つております。

また、土地改良区の検査について、都道府県が行なっておりますけれども、このようないくべきな重点項目なり、あるいは検査職員そのもの研修等についても、今後指導の徹底を図つていきたいといふふうに考えております。

また、今回の事案でござりますけれども、各県それぞれ、かなりの県で県議会等でも問題になつてゐるといふふうに思つております。私ども、こ

これについてどう考えるかということが二つ目。

三つ目は政治活動。これは、土地改良区は一切政治活動をやつてはならないということにはならないと思いますけれども、ただ、特定の政治団体、特定の政党を支援したり寄附したり、これはおかしいだらうということはわかるんですけども、それ以外に何がいかぬのかというようなことがあります。

誠だというふうに考えておりまして、再発防止のために今後とも努力していきたいというふうに考えております。

○山下栄一君 政治活動

○政府参考人(木下寛之君) 土地改良区は、先ほど申し上げましたように極めて公益性の強い団体でございますし、一定の地域の農地に係る農業者全員が強制加入するという団体でございます。したがいまして、基本的にこのような土地改良区は政治活動を行うことができないというふうに解しております。

○山下栄一君 もうあと時間がございませんので、この土地改良区、今局長がおっしゃったように、やはり意識が、特に責任者の方々に意識が低かったのではないか、私もそう思います。

昭和二十二年からこれはずっとある事業の中で、もう慣習的にこういうことが行われたとしか言ひようがないような報告がされているわけですから、よくわからないままにそうなっていたのですが、ないのかなというような疑問を抱くぐらいでございますので、先ほど局長がおっしゃったこと、これはやはり役所として、農水省としてできることではないかというふうに思いました。

以上で質問を終わります。

○須藤美也子君 私も最初に党費立てかえの問題から質問したいと思います。

きのう、農村振興局長名で報告書が届きました。五年間合計で九千三百六十一万円、三十一道府県がこういう党費立てかえをやっていた、こういう報告書をいただいてびっくりいたしました。単なる一部の人の不正な、不法な行為で済まされる問題ではない。党費、政治団体会費の肩がわりは偶然な問題ではなくて、もう体質化している、構造的問題だと言わざるを得ません。

せんべつての衆議院本会議で小泉総理はこう答弁しております。かなりの数の土地改良区で政團の会費や自民党費などの支出があつたことは極めて遺憾、党としても都道府県連支部に対して、立てかえ党費の返還と再発防止の徹底について、立てるべき行方が一度と繰り返

て指導を行つたところだ、こう答弁をしております。

大臣、まずどんな見解でしようか、小泉総理の答弁に対しても。

○国務大臣(武部勤君) さきに最終的な取りまとめを行つた結果、一部の土地改良区とはいながら、かなりの数の土地改良区において政党の党費や政治団体会費の支出があつたことは極めて遺憾であると考えております。小泉総理の御見解と私は考えを一にしております。

農林水産省としては、本年三月十九日付で指導文書を発出し、かかる事態が二度と繰り返されることがないよう都道府県を通じて土地改良区の指導をお願いしているところであります。引き続き指導の徹底を図つてしまいたい、かのように存じます。

○須藤美也子君 この問題については我が党もたびたび国会で取り上げてまいりました。九一年、我が党の参議院議員である林議員が、自民党が土地改良区に面積に比例して党員獲得目標を指示して、先ほど局長がおっしゃったこと、これがやはり役所として、農水省としてできることではないかというふうに思いました。

以上で質問を終わります。

○須藤美也子君 私も最初に党費立てかえの問題から質問したいと思います。

きのう、農村振興局長名で報告書が届きました。五年間合計で九千三百六十一万円、三十一道府県がこういう党費立てかえをやっていた、こういう報告書をいただいてびっくりいたしました。単なる一部の人の不正な、不法な行為で済まされる問題ではない。党費、政治団体会費の肩がわりは偶然な問題ではなくて、もう体質化している、構造的問題だと言わざるを得ません。

せんべつての衆議院本会議で小泉総理はこう答弁しております。かなりの数の土地改良区で政團の会費や自民党費などの支出があつたことは極めて遺憾、党としても都道府県連支部に対して、立てかえ党費の返還と再発防止の徹底について、立てるべき行方が一度と繰り返

されないよう、私どもとしても指導の徹底に努めてもいいたいというふうに考えております。

○須藤美也子君 さらに、調査の方法が、今私のところにも各県から問い合わせが来ております。

この調査の方法に問題があるのではないかと。

例えば、虚偽報告に罰則のある法百三十二条に基づく調査と任意調査であるアンケート調査の二通りで行われているようです。我が党も独自でこれを調査しておりますけれども、これを見てもはつきりしております。アンケート、自己申告制と私は考えをしております。

農林水産省としては、本年三月十九日付で指導文書を発出し、かかる事態が二度と繰り返されることがないよう都道府県を通じて土地改良区の指導をお願いしているところであります。引き続き指導の徹底を図つてしまいたい、かのように存じます。

○須藤美也子君 この問題については我が党もたびたび国会で取り上げてまいりました。九一年、我が党の参議院議員である林議員が、自民党が土地改良区に面積に比例して党員獲得目標を指示して、先ほど局長がおっしゃったこと、これがやはり役所として、農水省としてできることではないかというふうに思いました。

以上で質問を終わります。

○須藤美也子君 私も最初に党費立てかえの問題から質問したいと思います。

きのう、農村振興局長名で報告書が届きました。五年間合計で九千三百六十一万円、三十一道府県がこういう党費立てかえをやっていた、こういう報告書をいただいてびっくりいたしました。単なる一部の人の不正な、不法な行為で済まされる問題ではない。党費、政治団体会費の肩がわりは偶然な問題ではなくて、もう体質化している、構造的問題だと言わざるを得ません。

せんべつての衆議院本会議で小泉総理はこう答弁しております。かなりの数の土地改良区で政團の会費や自民党費などの支出があつたことは極めて遺憾、党としても都道府県連支部に対して、立てかえ党費の返還と再発防止の徹底について、立てるべき行方が一度と繰り返

金を出しているわけですから。しかし、それでは不十分ではないか。

例えば、選挙になると自民党は土地改良団体をバツクに必ず一人の農水省出身の国會議員を出しています。今回でも、候補者は全国土地改良事業団体連合会顧問を名乗り、全国各地で土地改良区に後援会加入あるいは支持者の名簿を出させるなど、公共的団体である土地改良区を選挙に動員しております。これは問題になりました新潟の、会員を書きなさいという、強制的に出している問題ですね。こういう問題が全国で起きている。そこにはもちろんあります。

私は、土地改良区というのを、先ほど来問題がいろいろ答弁でも出されました。本当に農民自身の自主的な組織であつて公共法人的性格を持つて、そういう改良区だと思っています。農家の土地と農業用水を守る重要な組織だと思うんです。さまざまな困難を抱えております。特に今、厳しい農業情勢の中で土地改良区も大変厳しい局面を迎えております。そこで組合員はまじめに国を守り、農業を守るために働いています。農家の食料を守り、農業を守るために働いているんです。その組合員の負担金を党費立てかえとか、あるいはそういう政治団体に会費を出す、そういう実態がわかつたら組合員はどう思うでしょうか。まじめに働いて、自分の負担金がいつの間にか党費立てかえになつて、いた。

今、土地改良区の抱えている困難なそういう状況の中で、私は、この問題も含めて、こういう選挙利用と自民党的私物化は許せない、こういうふうに思つてます。その点について局長はどう思つますか。

○政府参考人(木下寛之君) 今回の事案でございませけれども、立てかえられた党費等につきましては、既に、党員である個人が支払うべきものといたことで、私どもも都道府県を通じて要請をしております。

○須藤美也子君 そういう検査をしたり指導をして、今後ともこういうことのないよう引き続き指導を強化していきたいというふうに考えております。

土地改良区は、先ほど来申し上げたとおり、公益

性の強い団体であるというふうに思つております。したがいまして、かりそめにも今回判明しました。ような事案が二度と起きないよう指導を強化していきたいというふうに考えております。

○須藤美也子君 瘦着構造はどのように考えていらんですか。

○国務大臣(武部勤君) 須藤先生は、何かにつけ、自民党と土地改良区の瘦着構造と、こうおっしゃいますけれども、まず今後はこういうことはもう起ころり得ませんと私は確信します。

なぜならば、こういうような問題を背景に選挙制度が変わったわけです。それからもう一つは、二度とこういうふうなことがあつたらすべては無に帰していく、むしろ大きなマイナスを背負うと

いう状況に今あると思います。それは、小泉内閣がなぜ今日のような支持率を得ているかというこ

とでも御推察いただけると思います。

それから、政治活動のことですけれども、先生も御案内と思いますけれども、当事者といいますか生産農家からすれば、本当に打ち続く災害等があつて、何とか水につからない農地が欲しいものだという思いを持つ地域の農家の皆さん方にすれば、わらをもつかむような気持ちで先生のところにも陳情に行くんじやないでしょうか。もちろん我々のところにもそういう要請がございます。それは、そういう土地改良区挙げて、何とかその地域の問題を解決しようというようなことで要請活動などをやるということは当然のことであろうと、私はこう思います。

問題は、組合員の意思に反して、特定の許されざる、法に反する、そういうふうなことは断じて許されないということでございまして、二言目には瘦着癒着と、こういうふうにおっしゃいますけれども、もう少し今までの長い歴史を振り返って、私どものような、北海道のような地域の農民がどれほど苦労して今日を築いてきたかということがどうも、私は今おっしゃるおっしゃり方少しある、現実を温かく理解できない、そういうお考えのように思えてならないわけです。

一言申し上げます。

○須藤美也子君 それは答弁ちょっととすりかえていますよ。

この九千三百六十一万円、三十一道府県が立てかえているんですよ、組合員の負担金から。こういう問題と、要請したりあるいは選挙のときに後援会をつくて選挙を応援する、これは個人の自由ですよ。私方だってやっていますから。それを

かえているんですけど、こういうことをやっているのが瘦着で、しかも何とかしてほしいと、これは利益誘導型で、これを断ち切るためにこう何ですか、大臣は。今までと選挙も瘦着構造のままやつていくと、そんな……

団体ぐるみでこういうことをやっているのが瘦着で、しかも何とかしてほしいと、これは利

益誘導型で、これを断ち切るためにこう

何ですか、大臣は。今までと選挙も瘦着構造の

ままやつていくと、そんな……

ます。

ですから、そのことだけは御理解いただきたい

と思いますし、同時に、それはそれとして、土地改良区のこれまでの経緯、なぜそこまで行つてしまたのかということについては、役職員にあ

ります。

それとも、私どもが実際、末端、現場で感じている

のは、この土地改良区の会員の皆さん方が必死に

なって自分たちの農地を少しでもよくしていきた

い、生産性の高いものにつくりかえていきたい

と。それは、そういう形で自民党のみならず、い

ろんなところで運動を働きかけるというふうなこ

とは私は当然あってしかるべきだと。

これは、あなたたちは悪い人たちだから、私は

あなたたちの話は聞けませんなどというような、

そんな冷たいことはできるわけないじゃないですか。

そういふことを言つていいのであって、

ちょっと問題をすりかえてほしくないです。逆に

あなたの方がすりかえているんじゃないかと思ひますので、私も素直なんですから、先生の方も素

直に受けとめていただきたいと思うんです。

○須藤美也子君 この問題をやりとりしている

と、どちらがすりかえて、どこが今度は中心に

なって論議になるのか全然わからないですよ。あ

なたが悪い人だから、そんなのは問題で

はないんですよ。

そういううまじめに働いている組合員、土地改

良区の職員の皆さんに、こういう不祥事を起こし

て、しかも五年間にわたって九千何百万円もの党

費の立てかえをしていました。このことによつて土

地改良区の皆さんは、自分が悪いことをしていな

い人方も含めて肩身の狭い思いをしてい

ることについて私は責任あると思うんですよ。

ですから、集中審議で、この問題については再

発防止も含めてどういう指導方針を出すのか、具

体的な問題もこれから見守つていかなくちゃなら

ないし、どういう方向を出していくかもこれは聞

かなくちゃならないので、今要請しましたから、

この問題はこれで。

大臣のおっしゃることを素直に私も受けとめておりますので、それは素直に大臣も取り組んでいたい、こういうふうに思います。

次に、土地改良法の問題に移りたいと思いま

す。

土地改良法は受益農家による申請と同意を基本

にしているわけですけれども、このことはほかの

公共事業にない特徴として、土地改良法の民主的

側面として位置づけられてきました。

ところが、公共事業の予算消化のためか、農村活性

化、農業振興に結びつかない農家不在の事業がふ

えていました。先ほど来問題になりました島根県の

中海干拓事業、徳島県の吉野川農業水利事業、長

崎県の諫早干拓事業、これはむだな公共事業とし

て全国的な批判を浴びた事業です。いずれもこれ

は土地改良法を根拠としております。

今回の改正案がこうした農業農村振興に役立つ

かどうかの視点で見直し、農家不在のむだで無理

な事業は中止する、この立場で改正されているの

かどうか、基本的な考え方を示していただきたいと

思います。

○政府参考人(木下寛之君) 今回、私ども農林水産省といたしまして、土地改良事業の効率的な執

行それから透明性の確保を図る観点から、平成十

年年度に再評価の制度を導入したところでございま

す。

この中で、事業採択後五年ごとに事業を取り巻

く諸情勢の変化を踏まえた事業の評価を行い、必

要に応じ事業の見直しなどの検討を行つてきた経

緯がございます。既に十二年までの三ヵ年で九十

七地区を対象に評価を実施し、事業中止やダム建

設中止を行うこととした八地区を初め、適切な事業の見直し等を行つてきましたとこでございます。

今後とも、この再評価制度を活用する中で、評価の結果、事業を廃止すべきと判断される場合には、今回の法改正の趣旨を踏まえ、事業実施主体が所要の手続を進めることになるというふうに考えております。

○須藤美也子君 そうすると、そういうむだな、例えば無理なそういう公共事業は見直していく、こういうこといいんですね。そういう立場で基本的に改定されていくと。

○政府参考人(木下寛之君) 先ほど来御説明いたしましたけれども、私ども、土地改良事業の効率的な執行あるいは透明性の確保を図る観点から、

やる、あるいは事業効果が出ていないといふやうな場合には事業の廃止ということについても対応していきたいというふうに考えておるところでございます。

○須藤美也子君 それでは、改定案の内容に入つていきたいと思うんですが、第一条、先ほど環境結果、例えば事業変更が必要となれば事業変更を五年ごとに再評価を実施している。その再評価の結果、事業変更が必要となれば事業変更をござります。

○須藤美也子君 それで、改定案の内容に入つていきたいと思うんですが、第一条、先ほど環境結果、事業変更が必要となれば事業変更を五年ごとに再評価を実施している。その再評価の結果、事業変更が必要となれば事業変更をござります。

○須藤美也子君 それで、改定案の内容に入つていきたいと思うんですが、第一条、先ほど環境結果、事業変更が必要となれば事業変更を五年ごとに再評価を実施している。その再評価の結果、事業変更が必要となれば事業変更をござります。

地区におきまして個々に取り組まれたというようなどころがあろうかと思います。

今回の改定案の中で、環境との調和に配慮するということが事業実施の原則になるというふうに考えております。具体的には、環境に与える影響を軽減あるいは回避したりする措置をすべての事業で一般化するということでございます。個々の事業計画の中で環境との調和への適切な配慮がなされているかどうかということについて審査を行ない、そのような計画は認められないというふうにならうとしております。

○須藤美也子君 今までの土木工事のような、コンクリートと石で固めたような用水路をつくるとか、そういう設計あるいは技術、そういうものは改めなければ環境は守れない、こういうふうに思ひますので、その点も含めて、環境との調和をうたうのであれば、きちんとその工事の内容もそれに合わせて設計をすべきだと重ねて申し上げたいと思います。

次に、今度、計画概要の公表と意見の受け付けが、これが創設されました。市町村や関係住民から幅広く意見を聞くということは、土地改良法の制定当初からの考え方であつて当たり前のことだと思います。

次に、今度、計画概要の公表と意見の受け付けが、これが創設されました。市町村や関係住民から幅広く意見を聞くということは、土地改良法の制定当初からの考え方であつて当たり前のことだと思います。

○須藤美也子君 そこで、意見は聞きつ放し、住民の意見が棚上げにならないようにしなければならない、こういうふうに思います。

具体的な例で、大臣の地元のことたびたび申し上げていますが、この前の所信で少し中途半端になりましたので、この土地改良法との関連で質問したいと思います。

この前の所信で申し上げました国営畠地帶総合事業が、環境との調和で事業を実施するため池をつぶし、土を掘り返し、石とコンクリートで固める土木的手法が主流になつてしましました。環境に配慮したとされる事例を見ても、穴あきコンクリートブロックを使う程度の限られた配慮にすぎません。

これまでの土木的手法を転換するのか、この点はどうですか。

○政府参考人(木下寛之君) 環境との調和の配慮を求める人も多くなっています。そのとき心配な

のは、農家との自治体、町の負担がどうなるのか、これを大変心配しています。

法案では、国営事業が中止になった場合、国と都道府県が協議して費用負担をする、こういうふうになってしまいます。つまり、町と農家の負担はあります。

事業はかんがい排水、農地造成、区画整理がセットにされている国営畠地帶総合バイロット事業であります。ですから、それぞれの負担区分も違います。そして、仮にかんがい事業が廃止になつた場合、既に実施された区画整理や農地造成、用水路などの農家、自治体負担はどうなるのか、これも国営事業の全体の一部なので町と農家の負担は一切なくなるということなのかどうか、その点はどうですか。

○政府参考人(木下寛之君) 現在、委員御指摘の国営かんがい排水事業、斜里二期地区、それから国営畠地帶総合バイロット事業の斜里地区それから小清水地区の三地区でございます。現在、計画変更するということで地元への説明がなされていますので、先ほどの御質問でござりますけれども、まず第一段階でござりますので、私が一般論と申し上げたことと三地区のことについてはまさに違う状況にあるとおもいます。

それから、二番目の御質問でございます、総償還額が相当多額に上つてくるというふうな御指摘でございます。

私も把握をいたしておりますけれども、通常の償還方式によります三千万円以上といふような多額の農家がござりますけれども、大体十三戸程度というふうに承知をいたしております。このように負担が高額となる農家につきましては、私ども、利息相当額の一部を助成するいわゆる担い手育成支援事業、あるいは償還額の一部を後年度に繰り延べる平準化事業を活用すること等によりまして、できるだけ負担の軽減を図ることとしているところでございます。

一般論で申し上げたいと思いませんけれども、国営土地改良事業が、一般論として、廃止になつたという場合に、関連事業につきましても効果が発揮しないことが明らかな場合には、いわば受益が発生しないということござりますので、道営の事業でござりますけれども、地方自治法の規定に基づきまして徴収をしないというふうなことになりますが、大臣は、この事業への疑問や不同意が広がっているとの私のこの前の指摘に対しても、農家の負担があつて、計画は縮小せざるを得ない、負担にならないよう努力をしなければならない、こう答弁されました。現地では事業の中止を認めた上で、もう一つ質問あります。

○須藤美也子君 そういうことで確認させていただきましたが、今局長さんがおつしやった答弁であります。局長さんおつしやった答弁であります。大臣の地元でございますので、おろしいですね。大臣の地元でございます。

続けて、もう一つ質問あります。

三十ヶクタールとか、大規模な農家なわけですね、今区画整理やつてあるところは、事業完成後は農地開発だけで一戸三千万円もの負担を抱え

る。十七年間で返すといつても、これでは離農しなければならない、こういうふうにおおっしゃつてあります。大臣は負担にならないようになるとおもつてから、その軽減策を考えいらっしゃるのでしょうね。

○政府参考人(木下寛之君) 私の方からひとつ確認のために申し上げたいと思いませんけれども、三地区につきましては、先ほど御説明いたしましたように、現在計画変更を実施しているという段階でございますので、私が一般論と申し上げたこととおもいます。

それから、二番目の御質問でございますが、三地区のことについてはまさに違う状況にあるとおもいます。

その点は、大臣は負担にならないようおもつてから、その軽減策を考えいらっしゃるのでしょうね。

○政府参考人(木下寛之君) 私の方からひとつ確認のために申し上げたいと思いませんけれども、三地区につきましては、先ほど御説明いたしましたように、現在計画変更を実施しているという段階でございますので、私が一般論と申し上げたこととおもいます。

それから、二番目の御質問でございますが、三地区のことについてはまさに違う状況にあるとおもいます。

その点は、大臣は負担にならないようおもつてから、その軽減策を考えいらっしゃるのでしょうね。

○政府参考人(木下寛之君) 現行法上のまさに計

画変更で対応できるというふうに思つております。

先ほど来申し上げておりますように、国営の土地改良事業を廃止する、廃止に伴いまして、関連事業でございますけれども、効果が發揮をしていない、そういう場合にはまさに受益が発生しない、道営の事業でございますけれども、負担金は徴収をしないということにならうかと思っております。

○須藤美也子君 それでは、先ほど、三十ヘクタール、三千万円というのが十三戸ぐらいあるということなんですが、この場合も軽減策を考える、こういうことで確認していいんですね。

○政府参考人(木下寛之君) 先ほど来申し上げましたように、通常の償還方式によりますと三千万円以上にならうかと思います。

それにつきましての軽減措置でございますけれども、一つが利息相当額の一部を助成する狙い手帳成支援事業、それから、償還額の一部を後年度繰り延べる平準化事業を活用することによりまして負担の軽減を図つていかたいというふうに考えております。

○須藤美也子君 はい、わかりました。

次に、計画の中止や見直しを求める声がここでも高まっているわけです。本案は、国や都道府県による事業の廃止、または変更の手続を定めているわけですね。住民の意向を反映するというのであれば、関係農家の発意によつてもこの手続ができるようすべきではないでしょうか。

國や県がやめたい、廃止したい、そういう場合は三分の二条項があるわけですから、これはできるといつよくなっていますよね、今度の改正案の中で。ところが、組合員とかそういう下から、もう中止してほしい、これ以上事業を続けてもらつては困る、あるいは規模縮小の意見が出た場合、農家のより利益になる方向で法律の修正があつてもいいのではないか。下からの意見も発意として取り上げるべきではないかというふうに思つております。

うんですが、その点はどうなんでしょうか。

○政府参考人(木下寛之君) 国営事業につきましては、事業主たる国あるいは都道府県の発意により、かつ申請者であります農家の負担を不要といつておりますのは、農家の都合により事業を廃止する、そういうような場合には、農家の負担があり得ることを前提とせざると、かえつて実質的に廃止が困難となるおそれがあります。

○須藤美也子君 はり農家の負担があり得ることを前提とせざると、かえつて実質的に廃止が困難となるおそれがあるということになります。したがいまして、事業主体がまさに事業の公益性、効率性、農家の意向などを総合的に判断して事業の廃止を発意する仕組みの方がより効果的であるというふうに考えております。

ただ、私どもは、常に現場の農業者の目線に立つて事業の円滑な推進を図るということが非常に重要だらうというふうに思つております。したがいまして、常時、事業実施地区の意向を十分に調査をし、その把握に努める。また、事業実施地区の意向を踏まえながら、先ほど来申し上げたとおり、事業の評価は原則五年でありますけれども、必要に応じ適時再評価を行う。事業の再評価も、必要に応じ適時再評価を行う。事業の再評価の結果、廃止相当とされた地区につきましては適切に廃止に向けた手続を、また計画変更すべきとされた地区につきましては計画変更に向けた手続を講ずる、このような対策で臨みたいというふうに考えております。

○須藤美也子君 これは私はちょっとおかしいと思うんですよ。事業を始めるものと、先ほどおっしゃった費用対効果あるいは採算性の問題とか五年の再評価とか、そういう中でこの事業はもう続けられない、こうなつた場合、廃止をする、その場合も三分の二と。これは私は矛盾していると思うんです。事業を開始するための三分の二条項と、事業をやめたい、やめなくちやならない、この場合は合意の数が三分の一ぐらい、半分ぐらいでも私はいいのではないか、こういうふうに思つてますけれども、それはどういうふうに考えていますか。

○政府参考人(木下寛之君) 國営あるいは県営事業につきましては、土地改良法の中にいわば計画変更の手続の規定がございましたけれども、廃止ですか、廃止する規定というのには、

の規定の手続はなかつたわけでございます。そういう意味で、事業評価の結果、事業の効果が発現する場合に、従来でございますと手続はなかつた

わけでございまして、今回御提案申し上げております手続によりまして廃止を行いたいというふうに考えております。

○須藤美也子君 ですから、どのような状況になつたときに廃止の手続を行うのかということになると、かえつて実質的に廃止が困難となるおそれがある、幾ばくか受益者に効果が発生をしているという場合もございます。その場合には事業の計画変更をというふうに考えております。

○須藤美也子君 廃止のために必要な条項というのは、三分の二条項がありますね。三分の二の合意が得られれば、その事業は廃止するということなんでしょう。事業を開始する場合も三分の二の合意が必要なわけですね。そうすると、事業を始める場合も廃止する場合も同じ条件、三分の二条項で決めようというのが今回の改正案ですね。

これは私はちょっとおかしいと思うんですよ。事業を始めたものと、先ほどおっしゃった費用対効果あるいは採算性の問題とか五年の再評価とか、そういう中でこの事業はもう続けられない、こうなつた場合、廃止をする、その場合も三分の二と。これは私は矛盾していると思うんです。事業を開始するための三分の二条項と、事業をやめたい、やめなくちやならない、この場合は合意の数が三分の一ぐらい、半分ぐらいでも私はいいの

ではないか、こういうふうに思つてますけれども、それはどういうふうに考えていますか。

○政府参考人(木下寛之君) 土地改良事業でございますけれども、三分の二以上の同意がございますけれども、地区内の耕作者、いわば私ども参加させる、そういうふうな事業の仕組みでございます。このため、当初、事業の実施に反対した人たちも含めましてすべての三条資格者、いわば

事業実施を前提として営農に向け将来計画を練つておられます。この法律に言うところの民衆的ということであり、かつ申請者であります農家の負担を不要といつておりますのは、農家の都合により事業を廃止する、そういうふうな状況で、この事業の推進に皆結束して努力したという、そういう背景があるんです。だけれども、やっぱりさまざまな状況変化があるといふことは言うまでもないことでございまして、この法律に言うところの民衆的ということであれば、三分の二を全員と、こう同一視するわけですから、これはやっぱり相当大きなといいますか、

ておられます。

したがいまして、今回、御指摘のように、土地改良事業を廃止するという場合には、このような将来に向かつて事業実施を前提にいろいろな営農計画を練つておられる、そういう人たちの期待権で、本来でございますと、受益となるべき人たちを奪うことになりますと、受益となるべき人たちの同意が必要だというふうに考えておりますけれども、事業開始の場合と同様、三分の二の同意をもって全員の同意にかかるというふうにしているところでございます。

○須藤美也子君 廃止による逸失利益よりも継続実施による不経済が大きいことから事業を廃止するものであると思つんでよ。ですから、事業の開始とそれを廃止する、これを同列にするということは私は矛盾していると思います。

時間がありませんので、最後、大臣どう思いますが、こういうのは矛盾していませんか。改正するんですよ、これ。

○国務大臣(武部勤君) 須藤先生は民主的ということを先ほど来申しております。これは、当初はやはりみんなが受益を期待して、さあやろうと言つて始めた事業が大半だと思うんですね。したがいまして、最初はみんなが一致、全員が同意してやつたわけありますから、計画を変更する場合でも廃止する場合でも、本来ならば全員と言つていい、やめなくちやならない、この場合は合意の

しかし、斜里地区の事業の場合も小清水地区の事業の場合も、私どもよく最初から今日までのことを知つております。最初は本当に大きな期待を持つて、本当にもう波状攻撃でと言つても過言でないような状況で、この事業の推進に皆結束していないような状況で、この事業の推進に皆結束して努力したという、そういう背景があるんです。だけれども、やっぱりさまざまな状況変化があるといふことは言うまでもないことでございまして、この法律に言うところの民衆的ということであれば、三分の二を全員と、こう同一視するわけですから、これはやっぱり相当大きなといいますか、

限りないところでの配慮だらうと、私はこのよう理解しております。

ただ、今後さまざまな負担軽減というようなことは、また別の問題として考えていかなければならぬのではないかという、そういう考えは当然のことだと思っております。それは別的话として、本人たちの責任だけではないさまざまの激変が省の中でさまざまな扱い手の事業だとかもあるものありますけれども、そういったもの以外にあります。

あらゆる政策なり方法というものを考えながら、少しでも地元の皆さん方にこたえられないかというのが我々が今直面している問題だと、このように思っております。

○岩本莊太君 最後の順番でございます。

先ほど来、土地改良事業あるいは土地改良区、いろいろ議論がございました。私も長年土地改良事業と関係してきた身としまして、大変興味のあるお話を、あるいはこうあらなきやいけないというようなお話をいろいろ伺いまして大変参考になつたわけです。大臣も大変前向きにお考えになつてゐるようですが、私もどうも自分の経験からいきましても、土地改良事業あるいは土地改良区というのは物すごく昔と比べて変化してきた、事業の内容もそうですし、改良区そのものの物すごく変化してきているという気がいたします。

したがつて、今回、土地改良法の改正といふことになつたんでしようけれども、本当にこれで十分なのかなというような私、気もいたしまして、ただ、そうは思ひながら、私自身、じや対案は何かということまでは思ひが至らないのですから、今回はその辺まではやらないつもりでござりますが、そういう認識はぜひ農林省の方もお持ちいただきたい、こう思つていての次第でございました。

したがいまして、今回、私は環境との調和を図るという点を中心にして質問をさせていただきました。

先般の食料・農業・農村基本法の中でも、農業生産基盤の整備に当たつては、「環境との調和」を「配慮しつゝ」となつておるわけでおざいますけれども、一つ、当然ながらここでお断りしておきたいのは、これは環境というものは自然環境です。環境という言葉ですと社会環境もあるわけですが、生活環境もあるわけで、生活環境なんというふうことで理解をさせていただきたいと思っております。

こういううたい文句をされて、土地改良法の中でもそういう文面を入れる、これは大変結構なことですが、見方を変えますと、何を今さらというふうな感じがなきにしもあらずでござります。といふことは、農業そのものが、生産基盤に限らず、環境と最も近い位置にあつた、最も密接な関係にあつたわけですから、当然環境との調和といふのはもう暗黙のうちに考えておかなければいけない、暗黙のうちに考えておつたことだらうと思つております。

農業生産基盤に限らず、農業について考えましても、これは自然環境を守つてきたという意味も大変多いわけでござりますし、これは都市化と自然環境との間の緩衝地帯といいますか、いわゆる開発から守つてきたということもござります。同時に、今、多面的機能を發揮するというようなことをうたわれておりますけれども、それはまさにそのことを言つておるんだと思っております。

また一方で、これは随分破壊をしてきているんですね、環境に近いわけですから。例えれば、これがどうな話かもしませんけれども、農業そのものが、要するに単作といいますか単品を植えますね。これは環境破壊、破壊とは言いますけれども、自然環境とは違うことをやつてゐるんだといふ見方があるんです。自然の状態であれば、植物が生えている状態であれば、これはいろんな植物が生えている。それを、そのうち必要ないもの外して必要なものだけやるということは、これ

は自然環境とはほど遠いんだというような見方もございます。ただ、これは人間が生きていく上で、それを否定しませば何も生活できないわざですから、それを強く言うつもりはございませんが。

それ以外に、農業というのがいろんな生物の生息を脅かして、あるいは絶滅させてきたというような面もございます。これは後ほど関連して述べますけれども、いわゆるメダカがレッドリストに載つたというような、こういうことがそれを象徴していると思いますし、化成肥料を使つたら非常な面もございます。

さらにはもつと、そういう化成肥料を使わなくとも、肥料そのものを多量に使うということは、御存じのとおり、作物が育つのは肥料の三要素、窒素、磷、カリですね、このうちの窒素、磷といふのは物すごい富栄養化の原因になつてゐるんですけど、そういう意味で、環境に対しての破壊する犯人になつてゐるということも言えないわけでない。

しかし、かといって農家に、じゃ、そうでないものでやれ、守るようになればいいとも、逆に今度はそれは割高になつてとても農家の生活が守れないという面がございまして、環境といふのは非常に難しい問題だと思ひます。そういう環境と調和のとれた農業、言葉では簡単なんですけれども、大変難しい。

農家の人たち、私も随分つき合つてまいりましたけれども、大体が自然を愛し環境を大事にする人たち。だから、できればそういうことをやりたかったら、どうか実態としてそういうことができるんですが、なかなか実態としてそこまでやつてゐるんではないという面もござります。

そんな中で農林省としても施策をやつていかなきやいけないというのは大変御苦勞があると思うのですが、これからもいろんな施策を講じられると思うんですけれども、まず大臣に、農業と環境との関係についてどんなふうに御認識されているか、ひとつ御所見を聞かせてください。

○國務大臣(武部勤君) 自然と共生する農業構造というものを我々想定して環境重視の農業をどのように展開していくかということについては、やはり生産者みずからもそのところを真剣に考えてもらわなきゃならないということ、これは生産、流通、消費、それぞれの分野で意識改革が大前提になるんぢやないか、このように思つております。

そのことについては、最近は、世論を背景にして川を汚して海を汚しているというようなことが認識されまして、北海道あたりでもこのところは耕作放棄地もあえてまいりました。当初、今先生お話しのとおり、背に腹はかえられない、もう換金作物を運作障害も何も考慮に入れずにやらざるを得ないという状況下にあつたのが、最近は農地については幸か不幸か耕作放棄地も出るぐらのゆとりも出てきている状況の中で、緑肥作物を導入して、そして三年輪作のものを四年輪作にしようというような動きも出てきております。

私は、農林水産省としては、このことを積極的に助長する必要がある、このように思つております。中山間地域における直接補償というものはオーストリア型と、こういうふうに言つておりますけれども、ドイツ、フランスについては、もう既に環境対応のデカップリングということもやつてゐるわけでありますので、農林水産省といたしましては、そういう政策展開といふものを場合によつては財政支出によつてやる必要があるのではないか、このように思つています。

私どものところの例を言いますと、ビートなんかはもう反当たり二万五千円助成するといつたことがあります。これがから拡大していく必要ではないのかなとも実際にやつております。こういったことをこれからどうしておられます。こういったことなど、このように思つております。

同時に、アメリカへ行つて私は驚いたんですけども、醜いリンゴとびかびかのリンゴと一緒に

並んで売っているんです。どっちが高いかといつたら醜いリンゴの方が高いんですね。そういう意味では、産地表示を義務づけることなども昨今農林水産省もやっています。

ですから、そういった消費者に対する啓発、これは生産者のみならず、自然と共生する農業でありますとか農産物というものについての国民的な理解と協力といふものに向けて啓発運動もやっていかなくちゃいけないのでないのかなと、こんな認識を持つていてる次第でございます。

○岩本莊太君 いろいろと例を引いてお話をいたしましたが、今お話しになつた、例えば醜いリンゴと光っているリンゴにしましても、醜いリンゴの方が価値があると認められない、なかなかそういう方に消費者は目が行かないんだろうと思います。それと同時に、生産者そのものの意識が大事だと。確かにそうかもしれませんけれども、農業生産者自身にしても、昔は、大臣御存じのとおり大変な重労働だと思ってるんですが、それが戦後、ほかの産業の人とやはり同じように、同じ国民として同じような利便性を確保したいといふことから農薬を使つたり農業機械を使つたりしたわけですから、その辺を生産者だけに負わすのも非常に酷かなという感じがいたしまして、したがつて、先ほどの醜いリンゴの例で私は前から言つてることを思つてます。

わゆるそつちがいいということを宣伝するというか、そういうことが必要だと思ふんですね。農業者というのは、ほかの大きな企業とは違つて試験研究するだけの余裕はないかなといふですね、時間的にも金の面からでもですね。国とか地方自治体とかがそういうのは行政ベースで支援してあげなきゃいけないんじゃないのかな、あるいは農協なんかもそのためにあるんじゃないのかなというような感じを持つていてる次第でござります。その辺よろしく、御答弁は同じだと思いますから結構です。

それで、具体的な面で、先ほど言いましたよう

に、基本法はほんたう前に成立したわけで、もう二年たつていてるわけですが、今回の法改正でこれを土地改良法にのせたというのも一つの具体例かもしませんけれども、大体二年たつていてるこの間に、こういう基本法にのつとった取り組みといふのはどんなことをされてこられたか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○政府参考人(木下寛之君) 私ども、今回、食料・農業・農村基本法の改正を受けまして、土地改良法の改正案を御提案申し上げているところでございます。

もとより、私ども、環境に配慮するということは非常に重要なことだというふうに認識をいたし

ております。これまで個別地区におきましてこのような環境に配慮した事業が数多く行われてきております。例えば、景観あるいは生態系への配慮、親水空間の整備、あるいは水質浄化等、環境に配慮した事業を実施してきているところでござります。また、私ども、このような事業を推進するという観点から、地財措置の充実等につきましても取り組んできたところでございます。

今回、まさに環境との調和への配慮というものがすべての事業の実施の原則となるということでございまして、そういう意味で一層これまでの取り組みが充実されるというふうに認識をいたしております。

○岩本莊太君 したがつて、今のお話を聞いてい

ますと、やはり基本法ができるからどうのこうのじゃなくて、前からやつててるというふうなことになるのかなというような感じもするんですけども、それはそれで結構だと思います。

そこで、もう一つ具体的な質問に入らせていた

だといひんですけれども、これ、一昨年の秋です

○政府参考人(木下寛之君) 私ども、今回の法律

案をお出ししているわけですが、それが

環境との調和への配慮が土地改良事業実施の原則となるということです。

したがいまして、これは論説でも取り上げられた。こ

れは、農村地帯の排水路等がいわゆるコンクリートライニングされてしまつてメダカがする環境

でなくなつてきているというような、そんな指摘もあつたわけでございまして、そのときに取り上

げさせていただきました。

言うまでもなく、水路というのは用水路、排水

路あるわけですが、用水路は計画的に用

水を流さなければいけないということで、これはコンクリートでしっかり固めてやらなきゃいけな

いということはわかるんですけども、排水路と

いいますか、そういう目的のないものは、昔は、

三尺流れ水清ですか、水路そのものに淨化機

能があつたわけです。それが今コンクリートでラ

イニングしているものですから、全くそういう機

能なしにずっと海まで行っちゃう、こういうこと

になつてゐるんじゃないかなということで、ま

ず、そのときに、排水路というものをどうとらえ

ているのか、どういうふうに考えておられるのか

ということを質問いたしましたら、時の局長さん

が、三つの要素があつて、一つは機能面だと。排

水路がスムーズに流下するため、まあ当然のこと

でございますけれども、それと管理面で、安全で

合理的な水管理ができると。それから経済面。当

然ながら、コストが経済的であると。どうもこれ

を見ると、余り環境とは関係ないような感じが、

環境面を重視するというところまでは結びつかない。

それで、これから事業を、今局長が、環境面

の重視を原則とするというお話をされましたの

で、こういう面の設計基準といいますか、こうい

う面の見直しもといいますか、環境面を重点的に

入れるというふうに解釈してよろしいのかどう

か、ひとつ御回答をお願いいたします。

○政府参考人(木下寛之君) 私ども、今回の法律

案をお出ししているわけですが、それが

環境との調和への配慮が土地改良事業実施の原則

となるということです。

したがいまして、これは論説でも取り上げられた。

私は、一般的に魚類等の水生生物の生息に重

要な場所として考えておりまして、生態系保全に

配慮する方向で、まず本年中を目途でござります

けれども、設計等の基本的な考え方を取りまとめ

た手引書を策定したいというふうに考えております。

〔委員長退席、理事岸宏一君着席〕

私ども、一般的に魚類等の水生生物の生息に重

要な場所として考えておりまして、生態系保全に

負荷の回避やあるいは最小化のための施設配置、

あるいは構造物の設計の考え方につきまして検討

することとしております。

リートライニングすれば草が生えてこない、生えでこないから管理が非常に楽だというようなことを言われるんですけれども、そういう私の例を言っても質問にならないんすけれども、要するにそういう受益者がそう望むからそれでいいんじゃないかというのは、やっぱり公的な仕事をやる上からはそれで十分ではない。

先ほど、ちょっと話が違いますけれども、土地改良法の改正等は三分の二の同意といって、三分の一はこれは公的な要素があるからというお話をと思うんですけれども、土地改良事業というのは大体そういう要素を持つていてるわけですね。

【理事岸宏】君退席、委員長着席

だから、地元だけの話ではなくて、地元を説得してでも環境面というものをしっかりとやっていかなきゃいけないと思うんですが、その辺で、時間がないので順序立てて聞かないで、私はある程度先入観で言っているところもあるんですけども、農水省、非常にコンクリートライニングのケースが多いですね。こういうものを今コンクリートライニングしなきゃいけないというのは、私は地元の要望だと言いましたけれども、農林省の方はどんなふうにそれをおとりになつておられます。

○政府参考人(木下寛之君) 農業排水路をラインングする必要性でございますけれども、水路の侵食あるいは漏水、それから水草等によります通水障害の防止等を目的として行つてあるところでございます。

したがいまして、農業排水路でございますけれども、構造物の安全性、それから社会的制約条件、それから建設費及び維持管理等の比較検討を行いまして、コンクリート三面張りからライニングをしない土木路まで、各型式のうちから最も適切なものを選んで整備をしてきてるというように理解をいたしております。

今回の土地改良法の改正を契機といたしまして、私ども、環境に配慮した施設の配置や設計のあり方につきましても検討していきたいというふ

うに考えております。

○岩本荘太君 ちょっと答弁が前後しちゃったような感じなんすけれども、今のお話では、要するにそういういろんな要素のうちから何を選ぶというときに、環境面を重視するというのであれば、それをかなり強く押し出していただかないとなかなかできないのかなと、こう思つているわけでございます。

それで、もう一つ、もう今まで随分用水路というのをつくっていると思うんですけど、そういうものを今回は環境重視ということであるいは環境重視型につくりかえるとか、そういうようなことはお考えになつてあるんでしょうか。

○政府参考人(木下寛之君) 私ども、先ほど来申し上げているとおり、環境との調和に配慮した土地改良事業を今後進めていくというふうに考えております。したがいまして、そういうようなことにつきましても今後検討していくかというふうに考えております。

○岩本荘太君 それは大変結構なことでございまして、お金がかかるかもせんけれども、やはり今の時代、経済効率性だけで考えております。

○政府参考人(木下寛之君) 農業排水路をラインングする必要性でございますけれども、水路の侵食あるいは漏水、それから水草等によります通水障害の防止等を目的として行つてあるところでございます。

○政府参考人(木下寛之君) 農業排水路をラインングしてくれば、その辺は環境といふこの経済性の評価と、農村に金が行かないということがなつちやいますので、その辺は環境といふこの経済性の評価といふのを十分やつていただきたいと思っております。

それと、先ほど、地元が排水路をコンクリート

ライニングしてくれという希望の根拠、いわゆる管理の問題だと申し上げたんですが、農林省も恐らくそういう御認識だと思うんですけども、管理の問題だということは、これはある意味じゃ環境対策費みたいなもので対応できるんだと思うんですね。

従来、土地改良事業というのは物すごい管理に対する管理費というのはとりづらい、今までなかなかこれなかった事業だと思います。しかし、それは農業者の自主的な仕事というようなとらまえです。

ただ、先ほど御指摘のように、環境との調和に配慮した農業水利施設でございます。受益農家のみならず地域全体が利益を享受するということございますので、今後は、費用負担のあり方等についてあらかじめ市町村と協議するなど、地域の合意を得るというような努力も続けていきたいと

いうふうに考えております。

いずれにいたしましても、委員御指摘のとおり、維持管理費というのは、なかなか私ども助成対象とするというのは困難だというふうに考えておりますけれども、今後とも、これまで多面的機能を發揮するという観点から助成制度をつくって

見ろということにならうかと思うんですけれども。

今環境という面から考えたら、農地は日本の国で大体五百萬ヘクタールと考えれば、国土の七分の一ですか、日本国土が三千七百万ヘクタール重視型につくりかえるとか、そういうようなことはお考えになつてあるんでしょうか。

○政府参考人(木下寛之君) 私ども、先ほど来申し上げているとおり、環境との調和に配慮した土地改良事業を今後進めていくというふうに考えております。したがいまして、そういうようなことは、これは単に農業生産者だけの問題じゃないと思っておりまして、その辺で今まではそういうものに対する補助といいますか、なかなかしづらかったと思うんですけれども、今度はぜひ、環境というキーワードといいますか、これでそちらの御努力もしていただきたい、こう思うんですが、この辺については局長によろしいですが、後で大臣、そういう環境面についてひとつよろしくお願ひします。

○政府参考人(木下寛之君) 農業水利施設でござりますけれども、基本的に受益者で構成いたしました土地改良区などが自主的に行うものだというふうに考えておりまして、その費用の負担は基本的には土地改良区にお願いをしているところでございます。

ただ、先ほど御指摘のように、環境との調和に配慮した農業水利施設でございます。受益農家のみならず地域全体が利益を享受するということございますので、今後は、費用負担のあり方等についてあらかじめ市町村と協議するなど、地域の合意を得るというような努力も続けていきたいと

いうふうに考えております。

○委員長(太田豊秋君) 農業協同組合法等の一部を改正する法律案及び農林中央金庫法案、以上両案を一括して議題といたします。

○岩本荘太君 終わります。

○委員長(太田豊秋君) 他に御発言もないようですから、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

○委員長(太田豊秋君) まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたしました。武部農林水産大臣。

○國務大臣(武部勤君) 農業協同組合法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農協系統は、農業者の協同組織として、組合員に対し、農業生産に関するサービスを総合的に提供してきたところであります。また、食料・農業

きたわけでございますけれども、今回の土地改良法の趣旨、改正案の趣旨を体しまして、環境との調和に配意して設置された農業水利施設が適切に管理されるよう努力していきたいというふうに考えております。

○岩本荘太君 大臣、今ああいう前向きなものに、大臣も応援の意味で一言お願いをいたしました。

○國務大臣(武部勤君) 自然と共生するということは、もう都市住民も地方に住む人もみんな同じような願望だと思っています。私は、今までは問題解決型の視点でさまざまな政策展開がなされたと思うのですが、社会保障の問題も、これはハンディキャップをどうするかというような、そういう視点が大宗だと思いません。私は、今までは問題解決型の視点で、そういうようなことを考えれば、外部経済ということも考えますと、環境にさまざまな投資をする、また政策として支援するということは、結果的にそこで大事な自然という資産が生まれるという意味で私は、積極的に他の省庁とも連携してやっていかなければならぬことだと、かよう思います。

○國務大臣(武部勤君) 他に御発言もないよう

まま、政府から順次趣旨説明を聴取いたしました。武部農林水産大臣。

○國務大臣(武部勤君) 農業協同組合法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農協系統は、農業者の協同組織として、組合員

に対し、農業生産に関するサービスを総合的に

提供してきたところであります。また、食料・農業

・農村基本法の制定を踏まえて、農業者の協同組

組織としての原点に立ち返って、地域農業の振興等に従来以上に積極的な役割を果たしていくことが求められています。

また、平成十四年四月のペイオフの解禁に向かって金融情勢が激的に変化する中で、今後とも農家組合員が安心して貯金することのできる、破綻することのない農協系統信用事業を確立していくことが急務となっております。

このような状況を踏まえて、農協系統の改革に向けた自主的な努力を支援するため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農業協同組合法の改正であります。

農業協同組合が、担い手のニーズに対応しつつ地域農業の振興に重点を置いた事業展開を図るために、農業を営むすべての法人に正組合員資格を与えるほか、営農指導を農業協同組合が行う事業の第一番目に位置づけることとしております。

また、農業協同組合の業務執行体制の強化を図るため、信用事業を行う農業協同組合における複数常勤理事の設置、常勤理事等の兼職・兼業規制の強化、信用農業協同組合連合会を初めとする連合会への経営管理委員会の設置の義務づけ等の措置を講じることとしております。

さらに、農協系統の自己責任体制の確立を図るために、農業協同組合の模範定款例を中央会が定めることができます。これとするとともに、中央会監査の対象の拡大等を行うこととしております。

第二に、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の改正であります。

農家組合員が安心して貯金できる、破綻するこ

とのない農協系統信用事業を確立するため、JAグループの総合力を結集し、農業協同組合、信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫が全体として一つの金融機関として機能するような、新たな農協金融システムを構築することとしております。

このため、法律の題名を農林中央金庫及び特定

農業協同組合等による信用事業の再編及び強化

に関する法律に改めるとともに、農林中央金庫が、会員である信用農業協同組合連合会及び農業協同組合の意向を踏まえて、農業協同組合及び強化に関する主旨の基本方針を定め、これに即して、信用事業を行う農業協同組合等に対しても経営改善や組織統合の指導を行うこととしております。

また、こうした経営改善や組織統合を農業協同組合から指定支援法人に対して資金援助を行うことの自主的な積立財源によって支援するため、指定支援法人制度を設けることとしております。

これに連座して、農水産業協同組合貯金保険機構から指定支援法人に対して資金援助を行うことができるよう、農水産業協同組合貯金保険法の改正を行うこととしております。

続きまして、農林中央金庫法案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農林中央金庫は、大正十二年に特殊法人たる産業組合中央金庫として設立されて以来、昭和六十一年の民間法人化を経て、今日まで農林水産業の発展に寄与し、国民経済の発展に貢献してきたところであります。

現在、我が国の金融をめぐる情勢は、平成十四年四月のペイオフの解禁に向けて急激に変化しており、農協系統信用事業がこれに十分に対応していくためには、農家組合員が安心して貯金することができる、破綻することのない信用事業体制を確立していくことが急務であり、特に農林中央金庫が適切な役割を果たしていくことが必要不可欠であります。

このため、農林中央金庫の業務執行体制の強化、業務範囲の拡大等を行うこととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容を御説明申し上げます。

第一に、目的規定を新設し、農林中央金庫は、農業協同組合等の一部を改正する法律案 (農業協同組合法一部改正) 第一条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二条)の一部を次のよう改訂する。
題名の次に次の目次を付する。

目次
第一章 総則(第一条～第三条)
第二章 農業協同組合及び農業協同組合連合会

第三章 農業協同組合中央会
第一節 通則(第七十三条の八～第七十七条の九)
第二節 事業(第七十三条の二十二～第七十七条)
第三節 組合員、管理、設立、解散及び清算(第七十七条の十一～第七十七条)
第四節 組合員変更(第七十七条の二～第七十七条)
第五節 管理(第七十七条の三～第七十七条)
第六節 解散及び清算(第七十七条の四～第七十七条)
八) 第四章 登記(第七十四条～第九十二条)
第五章 監督(第九十三条～第九十八条)
第六章 執り(第九十九条～第一百二条)

「第五十条の二第三項の規定による認可を受けた信用事業の全部又は一部の譲渡をした場合を除く。」を加え、同項第三号中「第一項第一号に掲げる会社」及び「同号」を「子会社対象会社」に改め、「同項第一号に掲げる会社に該当する子会社を除く。」を削り、同項第四号を削り、同条第九項中「第一項第一号」を「第一項」に改め、同条第三項から第七項までを削る。

第十一条の十七第一項中「第十条第一項第二号」を「第十条第一項第三号」に改め、「従属業務」の下に「又は前条第一項第二号に掲げる業務」を加え、「及び前条第一項第二号に掲げる会社」を削り、同条第四項中「当該農業協同組合が第六十五条第二項の認可を受けて合併した」を次に各号に掲げるに、「第一項の規定」を「同項の規定」に、「その合併をした」を「当該各号に定める」に改め、同項ただし書中「子会社が」の下に「次の各号に掲げる場合に」を加え、「当該認可」を「当該各号に規定する認可」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該農業協同組合が第五十条の二第三項の認可を受けて信用事業の全部又は一部の譲受けをしたとき(主務省令で定める場合に限る)その信用事業の全部又は一部の譲受けをした日

二 第六十五条第二項の認可を受けて当該農業協同組合が合併により設立されたとき
その設立された日

三 当該農業協同組合が第六十五条第二項の認可を受けて合併をしたとき(当該農業協同組合が存続する場合に限る)その合併をした日

第十一条の十七第五項中「第六十五条第二項の合併の」を「前項各号に規定する」に、「その合併をした」を「当該各号に定める」に改める。
第十一条の十八第一項中「第十条第一項第二号」を「第十条第一項第三号」に、「第三項において」を「第四項において」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を専ら営む会社にあつては主として当該農業協同組合連合会の行う事業又はその子会社のうち証券専門関連業務を専ら営む会社にあつては、主として当該農業協同組合連合会の行う事業のためにその業務を専ら営んでいるものに限り、ロに掲げる業務を専ら営む会社等が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額が当該農業協同組合連合会又はその子会社(証券子会社等を除く)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えるものに限る。)

第十一条の十八第一項第四号を削り、同項第五号中「次条第三項第一号」を「次条第三項に改め、「合算して」の下に「同条第一項に規定する」を加え、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同条第二項第一号及び同二号を削り、同項第三号を同項第一号とし、同項第四号中「第十条第一項第二号」を「第十条第一項第三号」に改め、「前項第五号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第五号に次の二号を加える。

三 従属業務 第十条第一項第三号の事業を行なう農業協同組合連合会の行う事業又は前項第一号に掲げる会社若しくは証券専門会社の営む業務に従属する業務として主務省令で定めるもの

四 金融関連業務 第十条第一項第二号若しくは第三号の事業又は証券業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

第十一条の十八第三項中「第四号まで」を「第三号まで」に、「第六号」を「第五号」に改め、「主として当該農業協同組合連合会の行う事業のたまに」を削り、「前項第一号」を「第二項第三号」に、「第七項及び」を「以下この項及び第十項並びに」に、「を営んでいた会社」を「又は第十条第一項の

一項第二号若しくは第三号の事業に付隨し、若しくは関連する業務として主務省令で定めるものを専ら営む会社に引き続き子会社とはなつた認可対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう所要の措置を講じなければならない。

第十一条の十八第二項の次に次の二項を加える。

第十一条の十六第二項の規定は、第一項の農業協同組合連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第十一条の十八第一項」と、「子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と読み替えるものとする。

第十一条の十九第一項中「第十条第一項第二号」を「第十条第一項第三号」に改め、「従属業務」の下に「又は同条第二項第四号に掲げる金融関連業務」を加え、「特定従属会社を除く」を「同項第一号に掲げる証券専門関連業務を専ら営む会社にあつては、当該農業協同組合連合会の証券子会社等(同項第二号に掲げる証券子会社等を除く)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額が、当該農業協同組合連合会又はその子会社(証券子会社等を除く)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額をいふ。以下この項において同じ。」が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額が、当該農業協同組合連合会又はその子会社(証券子会社等を除く)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えるものに限る。」に「同項第四号及び第六号」を「同条第一項第五号」に改め、同条第二項中「から第六項までの規定」を削り、「国内の会社」と、「第五十条の二第三項の認可を受けた会社」との下に、「同条第四項中「第一項」とあるのは「第十一条の十九第一項」と、「信

第一項の農業協同組合連合会が認可対象会社を子会社としている場合には、当該農業協同組合連合会の理事は、当該認可対象会社の業務及び財産の状況を、主務省令で定めるところにより、総会に報告しなければならない。

第十一条の十八第五項を削り、同条第三項の次に次の二項を加える。

前項の規定は、認可対象会社が、第一項の農業協同組合連合会又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の主務省令で定める事由により当該農業協同組合連合会

の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該農業協同組合連合会は、その子会社となつた認可対象会社を引き続き子会社とすることについて行政庁の認可を受けた場合を除き、当該認可対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう所要の措置を講じなければならない。

第十一条の十八第二項の次に次の二項を加える。

第十一条の十六第二項の規定は、第一項の農業協同組合連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第十一条の十八第一項」と、「子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と読み替えるものとする。

第十一条の十九第一項中「第十条第一項第二号」を「第十条第一項第三号」に改め、「従属業務」の下に「又は同条第二項第四号に掲げる金融関連業務」を加え、「特定従属会社を除く」を「同項第一号に掲げる証券専門関連業務を専ら営む会社にあつては、当該農業協同組合連合会の証券子会社等(同項第二号に掲げる証券子会社等を除く)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額が、当該農業協同組合連合会又はその子会社(証券子会社等を除く)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えるものに限る。」に「同項第四号及び第六号」を「同条第一項第五号」に改め、同条第二項中「から第六項までの規定」を削り、「国内の会社」と、「第五十条の二第三項の認可を受けた会社」との下に、「同条第四項中「第一項」とあるのは「第十一条の十九第一項」と、「信

の子会社とした日又はその信用事業の全部若しくは一部と、同条第五項及び第六項中「第一項」とあるのは「第十九条の十九第一項」と、「信用事業会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」とを加え、同条第三項中「次の各号に掲げる」を「新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める」に、「当該各号に定める会社を特定子会社に改め、同項各号を削る。

第二章第三節の節名を次のように改める。
第三節 組合員及び会員

第十二条第一項第一号を次のように改める。
一 農業者(組合を除く)

第十二条第一項第二号を削り、同項第三号中「個人で当該組合」を「個人又は当該農業協同組合からその事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を継続して受けている者であつて、当該農業協同組合」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「第二号及び前号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同条第二項第三号中「第十条第一項第二号」を「第十条第一項第三号」に改める。

第十三条第一項中「組合員」の下に「又は会員(以下この章において「組合員」と総称する。)」を加え、同条第四項中「外」「ほか」に改め、同条第五項中「払込」「払込み」に、「以て」「もつて」に改める。

第十六条第一項ただし書中「但し、第十二条第一項第三号から第五号まで」を「ただし、第十二条第一項第二号から第四号まで」に、「准組合員」を「准組合員」に改め、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同条第六項に後段として次のように加える。

この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

第十六条第三項の次に次の二項を加える。

組合員は、定款の定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行

使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

第二十八条第一項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項第六号中「払込」を「払込み」に改め、同項第九号中「積立」を「積立て」に改め、同条第三項中「外」を「ほか」に改め、同条第四項を削る。

第三十条第三項中「の役員は」を「の役員にあつては」に改め、同項ただし書中「農民」を「農業者にあつては」に改め、同条第十項中「及び法人にあつては、その役員」に改め、「組合員」の下に「たる個人又は組合員たる法人の役員」を加え、同項ただし書中「農民」を「農業者にあつては」に改め、「組合員」の下に「たる個人又は組合員たる法人の役員」を加え、同項第六号中「払込」を「払込み」に改め、同項第七号中「積立」を「積立て」に改め、同条第三項中「外」を「ほか」に改め、同条第四項を削る。

第三十一条の二第二項中「そのすべてが組合員であつて、同条第十一項及び第十二項中「第十条第一項第三号」に改める。

第三十二条の二第二項中「そのすべてが組合員であつて、同条第十一項及び第十二項中「第十条第一項第十号」に改め、同条第三項中「外」を「ほか」に改め、同条第四項中「払込」を「払込み」に、「以て」を「もつて」に改める。

第三十三条第一項中「組合員」の下に「又は会員(以下この章において「組合員」と総称する。)」を「当該定数の少なくとも四分の三は、組合員たる個人又は組合員たる法人の役員」に改め、同項第二号を「第十条第一項第三号」に改める。

第三十四条第一項中「組合員」の下に「又は会員(以下この章において「組合員」と総称する。)」を「組合員」に改め、同項第二号を「第十条第一項第十号」に改め、同条第三項中「外」を「ほか」に改め、同条第四項中「払込」を「払込み」に、「以て」を「もつて」に改める。

第三十五条第一項中「組合員」の下に「又は会員(以下この章において「組合員」と総称する。)」を「組合員」に改め、同項第二号を「第十条第一項第三号」に改める。

第三十六条第一項中「組合員」の下に「又は会員(以下この章において「組合員」と総称する。)」を「組合員」に改め、同項第二号を「第十条第一項第三号」に改める。

第三十七条第一項中「組合員」の下に「又は会員(以下この章において「組合員」と総称する。)」を「組合員」に改め、同項第二号を「第十条第一項第三号」に改める。

第三十八条第一項中「代る」を「代わる」に改め、同条第三項中「こえる」を「超える」に改め、同条第七項中「第六十四条第一項及び第二項並びに第六十五条第一項の規定を除く。」を削り、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第三十九条第一項中「二百六十一第三項」を「第二百六十一第三項」に改め、同条第三項中「取締役会」とあるのは「理事会(農業協同組合法第三十条の二第三項ノ組合ニ在リテハ経営管理委員会)」と、同条第三項に規定する書面をもつてする議決権の行

は、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についてのみなす。

前項前段の電磁的方法(農林水産省令で定める方法を除く。)により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事会に到達したものとみなす。

第四十八条の二に次の三項を加える。
第三十条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員が正当な理由がないのに総会招集しなければならない。

第二項又は前項の総会において第一項の通知に係る事項を承認しなかつた場合には、当該事項についての総代会の議決は、その効力を失う。

第五十条の二第一項を次のように改める。
第十条第一項第三号の事業を行ふ組合は、

組合の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

組合は、第二項の農林水産省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

組合は、第二項の農林水産省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第四十八条第一項中「代る」を「代わる」に改め、同条第三項中「こえる」を「超える」に改め、同条第七項中「第六十四条第一項及び第二項並びに第六十五条第一項の規定を除く。」を削り、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第四十九条第一項中「定款の定めるところにより、遅滞なくこれを組合員(准組合員を除く。)の投票に付さなければ」を「当該議決の日から十日以内に、組合員(准組合員を除く。)に当該議決の内容を通知しなければ」に改め、同条第二項を次のように改める。

第五十条第一項第三号の事業を行ふ組合は、

組合の議決を経て、同号の事業を行ふ他の組合の信用事業の全部又は一部を譲り受けることができる。

第五十一条第一項第三号の事業を行ふ組合は、

組合の議決を経て、同号の事業を行ふ他の組合の信用事業の全部又は一部を譲り受けることができる。

第五十二条第一項中「第十条第一項第三号の譲渡又は譲受けについては、政令で定めるもの」を除き、行政庁の認可を受けなければ、

第五十三条第一項中「第十条第一項第八号」を「第十条第一項第十号」に改め、同条第五項中「前条第五項」を「前条第七項」に改める。

したときは、理事会は、その請求のあつた日から三週間以内に総会を招集すべきことを決しない。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項について総代会の議決の日から一月以内にしなければならない。

第四十三条の三第二項中「この項」の下に「及び第四項」を加え、同条に次の二項を加える。

前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面を理事会(第三十条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員会)において同じ。)に提出して、総会の招集を請求

五とする。

第七十三条の二十六第一項中「こえない」を「超えない」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第三項中「こえる」を「超える」に改め、同条第五項中「第六項まで」を「第七項まで」に改め、同条を第七十三条の四十四とし、同条の前に次の節名を付する。

第五節 話

第七十三条の二十四第一項中「第七十三条の二十二第三項」を「第七十三条の四十第三項」に、「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同条第二項中「若しくは経営管理委員又は」を「(第三十条の二)第三項の組合にあつては、経営管理委員又は」に、「若しくは経営管理委員で」を「(同条第三項の組合にあつては、経営管理委員)で」に改め、同条を第七十三条の四十二とする。

第七十三条の二十三第二項第一号中「こえる」を「超える」に、「第七十三条の十四」を「第七十三条の三十」に改め、同項第三号中「こえる」を「超える」に、「又は経営管理委員」を「(第三十条の二)第三項の組合にあつては、経営管理委員」に改め、同項に次の一号を加える。

四 農林中央金庫の経営管理委員一人

第七十三条の二十二第二項中「各々」を「各々」十四第二項」を「第七十三条の三十第二項」に改め、同条を第七十三条の四十一とする。

合にあつては、經營管理委員会」を「理事(第二員)」に改め、同条を第七十三条の三十七とする。第七十三条の十九の二を第七十三条の三十一とし、第七十三条の十九を第七十三条の三十一とする。

第七十三条の十八第五項ただし書中「但し」「ただし」に、「こえでは」を「超えては」に改め、同条を第七十三条の三十四とする。

第七十三条の十七第一項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同項第八号中「第七十三条の二」と「第一項」を「第七十三条の四十第一項」に改め、同条第二項中「変更」の下に「(軽微な事項その他)農林水産省令で定める事項に係るもの」を除く。」を加え、同条に次の一項を加える。

中央会は、前項の農林水産省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遲滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

第七十三条の十二第二項中「地区とする」を「その地区の全部又は一部とする」に改め、同第四項に次の一号を加える。

四 農林中央金庫

第七十三条の十二を第七十三条の二十八とし、同条の前に次の節名を付する。

第三節 会員

第七十三条の十一の二第四項中「すみやか」を「速やかに」に改め、同条第五項中「基く」を「基づくに」、「当つて」を「當たつて」に改め、同条第六項中「前五項」を「前各項」に改め、同条第七十三条の二十七とする。

第七十三条の十一第一項中「第七十三条の第一項第二号」を「第七十三条の二十二第一項二号」に改め、同条第二項中「第七十三条の二第一項」を「第七十三条の三十八第一項」に改め、同条を第七十三条の二十六とする。

第七十三条の十の二中「第七十三条の九第項各号」を「第七十三条の二十二第一項各号」

同条の前に次の節名を付する。

第二節 事業

第七十三条の八を第七十三条の「二十一」とし、第七十三条の四から第七十三条の七までを十三条ずつ繰り下げる。

第七十三条の三中「都道府県中央会」を「都道府県中央会」に、「全国中央会」を「全国中央会」に改め、同条を第七十三条の十六とする。

第七十三条の二中「以下中央会」を「以下「中央会」」に改め、同条を第七十三条の十五とし、第三章中同条の前に次の節名を付する。

第一節 通則

第四節 組織変更

第七十三条の二 出資農事組合法人は、その組織を変更し、株式会社又は有限公司(以下この節及び第八十九条において「会社」という。)になることができる。

に改め、同条第四項中「又は経営管理委員」を「(第三十条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員)」に改め、同条第七項中「第三十条第五項」を「同条第五項」に、「第七十三条の十四第一項」を「第七十三条の三十一第二項」に改め、同二項を第七十三条の四十一とする。

第七十三条の十七を第七十三条の三十三
し、同条の前に次の節名を付する。
第四節 管理

改め、同条を第七十三条の二十四とし、同条の次に次の一条を加える。

同条の前に次の節名を付する。

第二節 事業

第七十三条の八を第七十三条の「二十一」とし、第七十三条の四から第七十三条の七までを十三条ずつ繰り下げる。

第七十三条の三中「都道府県中央会」を「都道府県中央会」に、「全国中央会」を「全国中央会」に改め、同条を第七十三条の十六とする。

第七十三条の二中「以下中央会」を「以下「中央会」」に改め、同条を第七十三条の十五とし、第三章中同条の前に次の節名を付する。

第一節 通則

第四節 組織変更

第七十三条の二 出資農事組合法人は、その組織を変更し、株式会社又は有限公司(以下この節及び第八十九条において「会社」という。)になることができる。

第七十三条の十七を第七十三条の三十三
し、同条の前に次の節名を付する。

第四節 管理

改め、同条を第七十三条の二十四とし、同条の次に次の一条を加える。

第八部 農林水產委員會會議錄第十三號 平成十三年五月三十日

第七十三条の三 出資農事組合法人は、前条の組織変更(以下「組織変更」という。)をするには、組織変更計画書を作成して、総会の議決により、その承認を受けなければならない。

前項の総会においては、その議決により、定款その他の会社の組織に必要な事項を定めるとともに、組織変更後の会社の取締役及び監査役となるべき者を選任しなければならない。

前項の場合には、第七十二条の十四に規定する議決によらなければならぬ。

第一項の総会の招集に対する第七十三条第一項において準用する民法第六十二条の規定の適用については、同条中「五日前」とあるのは「会議ノ目的タル事項、組織変更計画書ノ要領、組織変更後ノ会社ノ定款及ビ農業協同組合法第七十三条の三第二項ニ定メタル者ノ選任ニ関スル議案ノ要領」とする。

出資農事組合法人が、組織変更の議決に記載しなければならない。

第七十三条の四 出資農事組合法人が、組織変更の議決を行つたときは、当該議決の日から二週間以内に、議決の内容及び貸借対照表を公告しなければならない。

前項の場合については、商法第一百条の規定を準用する。

第七十三条の五 組織変更を行う出資農事組合法人の組合員で、第七十三条の三第一項の総会に先立つて当該出資農事組合法人に對し書面をもつて組織変更に反対の意思を通知したものは、組織変更の議決の日から二十日以内に書面をもつて持分の払戻しを請求することにより、組織変更の日に当該出資農事組合法人を脱退することができる。

前項の規定による組合員の脱退については、第二十三条から第二十六条までの規定を準用する。この場合において、組合員は、定

款の定めにかかわらず、その持分の全部の払戻しを請求することができる。

前項の場合には、組織変更の日を第二十三条规定する規定する脱退した事業年度の終わりとみなす。

第七十三条の六 組織変更を行う出資農事組合法人の組合員(前条第一項の請求をしている者その他政令で定める者を除く。以下この条において同じ。)は、組織変更計画書の定めるところにより、組織変更後の会社の株式又は持分の割当てを受けるものとする。

前項の株式又は持分の割当ては、組合員の出資口数に応じてしなければならない。

前項の株式又は持分の割当てについては、商法第二百十七条第一項及び第二百三十二条ノ三の規定を準用する。

第一項の規定により組合員に割り当たった株式を発行する場合には、当該株式を商法第一百六十六条第一項第六号、第二項及び第三項に規定する会社の設立に際して発行する株式とみなす。

第七十三条の七 組織変更後の会社の資本の額は、組織変更時に組織変更前の出資農事組合法人に現に存する純資産額を上回ることができない。

前項の場合において、組織変更における

組織変更後の会社に現に存する純資産額が資本の額に不足するときは、組織変更の議決の後会社に対し連帶してその不足額を支払う義務を負う。

第七十三条の八 組織変更後の会社は、組織変更時における純資産額から資本の額を控除しなければならない。

前項の残額については、商法第二百八十八条规定の規定を準用する。この場合に

おいて、同項中「合併ニ因リ消滅シタル会社」とあるのは、「組織変更前ノ出資農事組合法人」と読み替えるものとする。

第七十三条の九 出資農事組合法人の持分を目的とする質権は、当該出資農事組合法人の組合員が組織変更により受けるべき金銭、株式又は持分の上に存在する。

出資農事組合法人は、組織変更の議決を行つたときは、当該議決の日から二週間以内に、その旨を前項の質権を有する者で知れているものに各別に通知しなければならない。

第七十三条の十 組織変更は、本店の所在地において第八十一条に規定する登記をすることによってその効力を生ずる。

第七十三条の十一 組織変更を行う出資農事組合法人の組合員で第七十三条の六第一項の規定により株式又は持分を割り当たられた者は、組織変更により組織変更後の会社の株主又は社員となる。

前項の場合においては、当該組織変更の日を商法第二百二十五条第二号に掲げる日とみなしある。当該組織変更を同法第二百二十六条に規定する会社の成立とみなして、これらの規定を適用する。

第七十三条の十二 出資農事組合法人は、組織変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第七十三条の十三 会社の取締役は、第七十三条の四に規定する手続の経過、組織変更の日、組織変更時に組織変更前の出資農事組合法人に現に存する純資産額その他の組織変更に関する事項を記載した書面を、組織変更の日から六月間、本店に備え置かなければならぬ。

第七十三条の十四 組織変更の無効は、本店の所在地において組織変更の日から六月以内に、訴えをもつてのみ主張することができない。

前項の規定による組合員の脱退については、第二十三条から第二十六条までの規定を準用する。この場合において、組合員は、定

る。

前項の訴えについては、商法第八十八条、第一百五条第二項から第四項まで、第一百六条、第一百八条から第一百十条まで、第二百四十九条及び第四百十五条规定を準用する。

第七十八条中「第六十四条第七項第一号」を「第六十四条第六項第一号」に改める。

第七十八条次に次の一条を加える。

「第六十四条第六項第一号」を「第六十四条第六項第一号」に改め、同項ただし書

中「添付しなければ」を「添付しなければ」に改め、同項ただし書

中「因つて」を「よつて」に改め、同条第三項中「催告」の下に「(合併を行う出資組合又は出資農事組合法人が公告を官報のほか時に關する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における当該出資組合又は出資農事組合法人にあつては、これらの公告。第八十五条第二項において同じ。)」を加える。

第八十七条第一項の規定を准用する。

第八十七条から第八十九条までを次のように改める。

第八十七条第一項の規定を准用する。

加える。

第五章 指定支援法人

(指定)

第三十二条 主務大臣は、民法第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務(以下「支援業務」という。)を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、支援業務を行ふ者として指定することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による指定を受けた者ときは、同項の規定による指定を受けた者(以下「指定支援法人」という。)の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(業務)

第三十三条 指定支援法人は、農林中央金庫の要請を受けて、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第三条の規定による農林中央金庫の指導に基づき行われる信用事業の再編及び信用事業強化措置(以下この条において「信用事業の再編等」という。)につき必要な優先出資(協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号))に規定する優先出資をいう。)の引受け、劣後特約付金銭消費貸借(元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて、主務省令で定めるものをいととなつた場合において、あらかじめ締結

する契約に基づきその債権者に對してその弁済がなされないこととなつた額の一部を補てんするものをいう。)並びに債務の保証を行うこと。

二 信用事業の再編等につき必要な資金の貸付けを行う金融機関に対し利子補給金を交付すること。

三 信用事業の再編等に伴い債権を譲り受けた債権回収会社(債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第二百二十六号))第二条第三項に規定する債権回収会社をい)に對し、当該債権の譲受けに必要な資金の貸付けを行い、及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第三十四条 指定支援法人は、主務大臣の認可を受けて、支援業務の一部を金融機関に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行ふことができる。

(基金)

第三十五条 指定支援法人は、支援業務に関する基金(第四十一条において単に「基金」という。)を設けるものとする。

(事業計画等)

第三十六条 指定支援法人は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、支援業務に関する事業計画書及び收支予算書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定支援法人は、主務省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第三十七条 指定支援法人は、支援業務に係る

経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

(報告及び検査)

第三十八条 主務大臣は、支援業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定支援法人に対し、支援業務若しくは資産の状況に必要な報告をさせ、又はその職員に、指定支援法人の事務所に立ち入り、業務査査されること。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第三十九条 主務大臣は、この章の規定を施行するためには、必要な限度において、指定支援法人に對し、支援業務に關し監督上必要な命令を出すことができる。

(指定の取消し)

第四十条 主務大臣は、指定支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十二条第一項の規定による指定(以下この条において単に「指定」という。)を取り消すことができる。

第一項の規定による指定(以下この条において単に「指定」という。)を取り消すことができる。

第一項の規定による指定(以下この条において単に「指定」という。)を取り消すことができる。

第一項の規定による指定(以下この条において単に「指定」という。)を取り消すことができる。

第一項の規定による指定(以下この条において単に「指定」という。)を取り消すことができる。

第一項の規定による指定(以下この条において単に「指定」という。)を取り消すことができる。

第一項の規定による指定(以下この条において単に「指定」という。)を取り消すことができる。

第一項の規定による指定(以下この条において単に「指定」という。)を取り消すことができる。

第一項の規定による指定(以下この条において単に「指定」という。)を取り消すことができる。

第一項の規定による指定(以下この条において単に「指定」という。)を取り消すことができる。

第七条中第四項を第五項とし、第三項を第四

損金算入の特例の適用があるものとする。

第二章中第十七条を第二十三条とし、第六条を第二十二条とする。

第十五条 中「第三十四条ノ二」を「第七十六条」に改め、同条を第二十二条とする。

第十六条 第二十二条を第二十三条とする。

第十七条 第二十二条を第二十三条とする。

第十八条 第二十二条を第二十三条とする。

第十九条 第二十二条を第二十三条とする。

第二十条 第二十二条を第二十三条とする。

第二十一条 第二十二条を第二十三条とする。

第二十二条 第二十二条を第二十三条とする。

第二十三条 第二十二条を第二十三条とする。

第二十四条 第二十二条を第二十三条とする。

第二十五条 第二十二条を第二十三条とする。

第二十六条 第二十二条を第二十三条とする。

第二十七条 第二十二条を第二十三条とする。

第二十八条 第二十二条を第二十三条とする。

第二十九条 第二十二条を第二十三条とする。

第三十条 第二十二条を第二十三条とする。

第三十一条 第二十二条を第二十三条とする。

第三十二条 第二十二条を第二十三条とする。

第三十三条 第二十二条を第二十三条とする。

第三十四条 第二十二条を第二十三条とする。

第三十五条 第二十二条を第二十三条とする。

第三十六条 第二十二条を第二十三条とする。

第三十七条 第二十二条を第二十三条とする。

第三十八条 第二十二条を第二十三条とする。

第三十九条 第二十二条を第二十三条とする。

第四十条 第二十二条を第二十三条とする。

第四十一条 第二十二条を第二十三条とする。

項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 合併を行う農林中央金庫又は信用農業協同組合連合会が、第一項の公告を、官報のほか、公告をする方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してするときは、同項の規定にかかわらず、当該農林中央金庫又は信用農業協同組合連合会による各別の催告は、することを要しない。

第七条を第十二条とする。

第六条第一項中「出資者(協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資者を除く。以下同じ。)」を「会員」に改め、同条第二項中「出資者が総出資者」を「会員が総会員」に、「理事長」を「経営管理委員」に、「理事長は」を「経営管理委員は」に改め、同条第五項中「又は第三項」を又は第五項に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前二項」を「第二項又は前項」に、「第四条第二項」を「第九条第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に、「理事長」を「経営管理委員に改め、同項を同条第五項とし、同条

第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の場合において、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)

により議決権を行うことが定款で定められてゐるときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該書面を提出したものとみなす。

4 前項前段の電磁的方法(主務省令で定める方法を除く。)により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、経営管理委員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該経営管理委員に到達したものとみなす。

第六条を第十一條とし、第五条を第十条とする。

る。

第四条第一項中「総出資者(協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)に規定する優先出資者を除く。以下同じ。)」を「総会員」に、「四分の三」を「三分の二」に改め、同条第三項中「四分の三」を「三分の二」に改め、同条を第九条とする。

第三条を第八条とする。

第二章を第三章とし、第一章の次に次の二章を加える。

第二章 農林中央金庫の業務の特例等

(農林中央金庫の業務の特例)

第三条 農林中央金庫は、農林中央金庫法(平成十三年法律第号)第五十五条の規定

にかかわらず、経営管理委員会の承認を受け、特定農業協同組合等に対し、農林中央金庫及び特定農業協同組合等による合併及び事業譲渡(以下「信用事業の再編」という。)並びに特定農業協同組合等の信用事業の強化(以下単に「信用事業の強化」という。)を図るために必要な指導を行うことができる。

(基本方針)

第四条 農林中央金庫は、前条に規定する業務を行おうとするときは、あらかじめ、当該業務に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 信用事業の再編及び信用事業の強化の基本的方針

二 信用事業の再編及び信用事業の強化の具体的な方針

三 その内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないことを命ずることができる。

一、その内容が信用事業の再編及び信用事業の強化に資するものであること。

二、その内容が不适当に差別的でないこと。

三、その内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないことを命ずることができる。

(報告又は資料の提出)

第五条 農林中央金庫は、第三条の規定による

指導を行うため必要があるときは、特定農業

協同組合等に対し、その業務又は会計の状況

に関し報告又は資料の提出を求めることがで

きる。

(協力依頼)

第六条 農林中央金庫は、第三条の規定による

指導を行うため必要があるときは、官房、公

共団体、農業協同組合中央会、信用農業協同

組合連合会その他の者に照会し、又は協力を受ければならない。この場合には、出席した会員の議決権の過半数による議決を必要とする。

4 農林中央金庫は、前項の承認の決議を総代会で行うことができる。この場合には、出席した総代の議決権の過半数による議決を必要とする。

(監査結果の提出等)

第七条 前条の規定により農林中央金庫から協力を求められた農業協同組合中央会は、農業

協同組合法第一百一条の三の規定にかかわらず、特定農業協同組合等について行つた同法

第七十三条の二十二第一項第二号の監査の結果を記載した書類その他の監査に関する資料

を農林中央金庫に對し提出し、又はその職員に閲覧させることができる。

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正)

第四条 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

5 前二項の規定により総会又は総代会の承認を受けようとするときは、あらかじめ、基本方針について経営管理委員会の承認を受けなければならぬ。

6 農林中央金庫は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に届け出なければならない。

7 主務大臣は、前項の規定による届出に係る基本方針が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、農林中央金庫に対し、相当の期限を定め、その基本方針を変更すべきことを命ずることができる。

一、その内容が信用事業の再編及び信用事業の強化に資するものであること。

二、その内容が不适当に差別的でないこと。

三、その内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないことを命ずることができる。

一、その内容が信用事業の再編及び信用事業の強化に資するものであること。

二、その内容が不适当に差別的でないこと。

三、その内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないことを命ずることができる。

(報告又は資料の提出)

第五条 農林中央金庫は、第三条の規定による

指導を行うため必要があるときは、特定農業

協同組合等に対し、その業務又は会計の状況

に関し報告又は資料の提出を求めることがで

きる。

(協力依頼)

第六条 農林中央金庫は、第三条の規定による

指導を行うため必要があるときは、官房、公

共団体、農業協同組合中央会、信用農業協同

組合連合会その他の者に照会し、又は協力を受ければならない。この場合には、出席した会員の議決権の過半数による議決を必要とする。

第七条 前条の規定により農林中央金庫から協力を求められた農業協同組合中央会は、農業

協同組合法第一百一条の三の規定にかかわらず、特定農業協同組合等について行つた同法

第七十三条の二十二第一項第二号の監査の結果を記載した書類その他の監査に関する資料

を農林中央金庫に對し提出し、又はその職員に閲覧させることができる。

(監査結果の提出等)

第七条 前条の規定により農林中央金庫から協力を求められた農業協同組合中央会は、農業

協同組合法第一百一条の三の規定にかかわらず、特定農業協同組合等について行つた同法

第七十三条の二十二第一項第二号の監査の結果を記載した書類その他の監査に関する資料

を農林中央金庫に對し提出し、又はその職員に閲覧させることができる。

求めることができる。

第六十二条第二項第一号及び第二号中「第九条第三項」を「第二十四条第三項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

**第六十二条の二 指定支援法人(農林中央金庫
及び特定農業協同組合等による信用事業の再
編及び強化に関する法律(平成八年法律第百**

十八号。以下「再編強化法」という。)第三十二条第二項に規定する指定支援法人をいう。以下同じ。が、再編強化法第三条の規定による

農林中央金庫の指導に基づき行われる合併等（付保貯金移転を除く。第六十四条第四項に

おいて同じ)に(一)で再編強化法第三十三条に規定する業務を行う場合において、当該指定支援法人は、機構が当該業務について資金援助(第六十一条第一項第一号、第二号又は

2 第四号に掲げるものに限る。」を行うことを、
機構に申し込むことができる。

第六十三条第一項中「第六十一条の二第一項」
辻みを行つた指定支援法人について準用す
る。

第六二条第一項「第六二条の二第一項」の下に「第六十二条第一項」を加え、「第五項及び第六項」を「第六項及び第七項」に改め、同

金援助にあつては、」を「第六十二条第一項の資

金援助にあつては」に改め、「規定する援助」の下に「前条第一項の資金援助にあつては当該資金援助に係る同項に規定する業務」を加える。

第六十四条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次

4 指定支援法人は、第一項のあつせんを受けた同項の他の農水産業協同組合に対し合併等

について再編強化法第三十三条规定する業務を行う場合には、前条第一項の規定にかかるわらず、第六十二条の二第一項の規定による

申込みを行うことができる。

を、第六十二条第一項又は第六十二条の二第一項に改め、「行つた農水産業協同組合」の下に「若しくは指定支援法人」を加え、同条第六項に「若しくは指定支援法人」を加え、「當該農水産業協同組合」とを「農水産業協同組合又は指定支援法人」と改め、「當該農水産業協同組合」の下に「若しくは当該指定支援法人」を加える。

第六十七条第一項中「農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律(平成八年法律第二百八十八号)」を「再編強化法」に、「若しくは総代会の決議又は組合員の投票」を「又は総代会の決議」に、「若しくは総代会の議事録又は当該投票の結果を証する書面」を「又は総代会の議事録」に改める。

第六十八条第三項中「農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第十三条第二項」を「再編強化法第十九条第二項」に、「同法第二十一条」を「再編強化法第二十七条」に改める。

第八十五条第一項中「第八条において準用する商法(を)第五十条において準用する商法(を)に、「第五十条の二第四項」を「第五十条の二第六項」に、「農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第二十四条第二項及び農林中央金庫法第八条」を「再編強化法第三十条第二項及び農林中央金庫法第五十三条第三項」に、「農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第二十四条第二項及び農林中央金庫法第八条」を「再編強化法第三十二条第二項」に、「及び農業協同組合連合会の経営管理委員並びに農林中央金庫の理事長及び副理事長」を「農業協同組合連合会及び農林中央金庫の経営管理委員」に改める。

第八十六条第三項中「第七十三条の九第一項及び第七十三条の十第一項」を「第七十三条の二第一項及び第七十三条の二十二第一項」に改める。

業協同組合連合会との合併等に関する法律第四条第四項(同法第十九条第二項)を「再編強化法第六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。」の下に「及び農林中央金庫法第四十九条第一項(同法第五十一条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、「会員若しくは出資者」を「若しくは会員」に改める。

第九十四条第一項中「農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第十九条第二項」を「再編強化法第二十五条第二項に、同法第四条第四項」を「再編強化法第九条第四項に、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第二十条第四項」を「再編強化法第二十六条第三項に、「第八条において準用する産業組合法第六十二条」を「第四十九条第一項」に改め、同条第二項中「第七项」を「再編強化法第二十七条」として改める。

第五十一条の二第六項に、「農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第二十一条を「再編強化法第二十七条」に、「同法第七条」を「再編強化法第十二条第一項、第二項、第四項及び第五項」に改める。

第一百六十六条第二項中「第九条第三項」を「第二十四条第三項」に改める。

第一百二十七条中「及び農業協同組合連合会の経営管理委員並びに農林中央金庫の理事長及び副理事長」を「農業協同組合連合会及び農林中央金庫の経営管理委員」に改める。

第一百三十二条第三項中「三十万円」を「百万円」に改め、同項第一号中「第三十五条第一項各号又は農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第二十九条各号」を「第一条第一項各号又は再編強化法第四十七条各号」

る。改め、同項各号を削り、同条に次の一項を加え
第百三十二条第四項中「次の各号に掲げる」を削り、「農水産業協同組合」の下に「である農業協同組合又は農業協同組合連合会」を加え、「当該各号に定める規定」を「農業協同組合法第一百一
条第一項各号」に、「二十万円」を「五十万円」に改め、同項各号を削り、同条に次の一項を加え
再編強化法第四十七条各号
二 農業協同組合又は農業協同組合連合会
に改め 同項第二号を次のよう改める

5 農水産業協同組合である漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会の管理人は、水産業協同組合法第百三十条第一項各号のいづれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

(施行期日) 附則

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二条の規定、第四条中農水産業協同組合
貯金保険法第九十四条第三項の改正規定(第
三十一条第三項及び第九項並びに第三十条の二
第四項)を「第三十条第四項及び第十項並びに
第三十条の二第五項」に改める部分に限る。)
及び附則第十二条から第十五条までの規定
平成十五年四月一日

(第一条の規定による農業協同組合法の一部改
正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に第一条の規定による
改正後の農業協同組合法(以下この条から附則
第十一条までにおいて「新農協法」という。)第十
一条第三項の主務省令で定める事項に係る信用
事業規程の変更又は新農協法第四十四条第二項
若しくは第七十三条の三十三第二項の農林水産
省令で定める事項に係る定款の変更について行
われた第一条の規定による改正前の農業協同組
合法(以下この項及び附則第七条第二項において
「旧農協法」という。)第十一条第三項の承認又
は旧農協法第四十四条第二項若しくは第七十三
条の十七第二項の認可の申請は、それぞれ新農
協法第十一条第四項又は新農協法第四十四条第
四项若しくは第七十三条の三十三第三項の届出
とみなす。

2 この法律の施行前に行われた前項に規定する
信用事業規程又は定款の変更(同項に規定する
申請が行われたものを除く。)は、新農協法第十
一条第四項、第四十四条第四項又は第七十三条
の三十三第三項の規定の適用については、この
法律の施行の日に行われたものとみなす。

第三条 新農協法第十一条の三第二項の規定は、
この法律の施行の際現に存する農業協同組合
同一人に対する信用の供与等(同項に規定する
信用の供与等をいう。以下この項において同
じ。)の額が合算して合算信用供与等限度額(同
条第二項に規定する合算信用供与等限度額をい
う。以下この項において同じ。)を超えている新
農協法第十条第一項第三号の事業を行なう農業協
法第十条第一項第三号の事業を行なう農業協

同組合及び当該農業協同組合の子会社等(新農
協法第十一条の三第二項に規定する子会社等を
いう。以下この項において同じ。)又は当該農業
協同組合の子会社等の当該同一人に対する信用
の供与等については、当該農業協同組合がこの
法律の施行の日から起算して三月を経過する日
までにその旨を行政庁(新農協法第九十八条第
一項に規定する行政庁をいう。以下この項にお
いて同じ。)に届け出たときは、この法律の施行
の日から起算して一年を経過する日までの間
は、適用しない。この場合において、当該農業
協同組合及び当該農業協同組合の子会社等又は
当該農業協同組合の子会社等が合算して当該同
一人に対して同日後も引き続き合算信用供与等
限度額を超えて当該信用の供与等をしないこと
とすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障
を生ずるおそれがある場合その他のやむを得な
い理由がある場合において当該農業協同組合が
同日までに行政庁の承認を受けたときは、当該
農業協同組合は、同日の翌日において新農協法
第十二条の三第二項後段において準用する同条
第一項ただし書の規定による承認を受けたもの
とみなす。

2 前項の規定により都道府県が処理することと
されている事務は、地方自治法(昭和二十二年
法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定す
る第一号法定受託事務とする。

第四条 この法律の施行の際現に存する農業協
同組合については、新農協法第十一条の三の三の
規定は、平成十四年四月一日以後に開始する事
業年度から適用する。

第五条 新農協法第四十八条の二(新農協法第七
十条第二項において準用する場合を含む。)の規
定は、この法律の施行の日以後に譲渡される解
散若しくは合併又は権利義務の承継について適
用し、同日前に譲渡された解散若しくは合併又
は権利義務の承継については、なお従前の例に
よる。

第六条 新農協法第五十条の二第一項から第三項
まで及び第六項の規定は、この法律の施行の日
以後に議決される信用事業(新農協法第十一
条第三項において準用する場合を除く。)の規
定は、この全部又は一部の譲渡又は譲受
について適用し、同日前に議決され、又は行
われた信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受
については、なお従前の例による。

第七条 新農協法第五十一条第一項から第六項ま
で(これらの規定を新農協法第七十三条第二項
において準用する場合を含む。)において同
じ。)の規定は、この法律の施行の日以後に開始
する事業年度から適用し、同日前に開始した事
業年度については、なお従前の例による。

第八条 新農協法第五十四条の二の規定は、この
法律の施行の日以後に開始する事業年度に係る
業務報告書について適用し、同日前に開始した
事業年度に係る業務報告書については、なお従
前の例による。

第九条 新農協法第五十四条の二第一項及び第二
項の規定は、この法律の施行の日以後に開始す
る事業年度に係る説明書類について適用し、同
日前に開始した事業年度に係る説明書類につ
いては、なお従前の例による。

第十条 新農協法第六十条(新農協法第四十四条
第三項及び第六十五条第三項において準用する
場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日以
後最初に招集される通常総会の終了の時か
ら適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前
の例による。

第十四条 第二条の規定の施行の際現に存する組
合の理事、監事又は参事については、新農協法
第三十二条の二第一項の規定は、第二条の規定
の施行の日以後最初に招集される通常総会(新
農協法第三十条の二第二項の組合の理事にあ
ては、経営管理委員会。以下この条において同
じ。)の終了の時から適用し、当該通常総会の終
了前は、なお従前の例による。

第十五条 第二条の規定の施行の際現に存する農
業協同組合連合会(新農協法第十条第一項第三
号の事業を行うものを除く。)については、新農
協法第三十七条の二第一項の規定は、第二条の
規定の施行の日以後最初に招集される通常総会

まで及び第六項の規定は、この法律の施行の日
以後に議決される信用事業(新農協法第十一
条第三項において準用する場合を含む。)及
び第七十三条の四十一第二項の規定は、この法
律の施行の日以後最初に招集される通常総会の
終了の時から適用し、当該通常総会の終了前
は、なお従前の例による。

(第二条の規定による農業協同組合法の一部改
正に伴う経過措置)

第十二条 第二条の規定の施行の際現に存する農
業協同組合又は農業協同組合連合会(以下この
条及び附則第十四条において「組合」という。)に
ついては、第二条の規定による改正後の農業協
同組合法(以下この条から附則第十五条までに
おいて「新農協法」という。)第三十条第三項の規
定は、第二条の規定の施行の日以後最初に招集
される通常総会(新農協法第三十条の二第四項
の組合にあっては、経営管理委員会)の終了の時
までは、適用しない。

第十三条 第二条の規定の施行の際現に存する農
業協同組合連合会については、新農協法第三十
条の二第二項の規定は、第二条の規定の施行の
日以後最初に招集される通常総会の終了の時か
ら適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前
の例による。

第十四条 第二条の規定の施行の際現に存する組
合の理事、監事又は参事については、新農協法
第三十二条の二第一項の規定は、第二条の規定
の施行の日以後最初に招集される通常総会(新
農協法第三十条の二第二項の組合の理事にあ
ては、経営管理委員会。以下この条において同
じ。)の終了の時から適用し、当該通常総会の終
了前は、なお従前の例による。

第十五条 第二条の規定の施行の際現に存する農
業協同組合連合会(新農協法第十条第一項第三
号の事業を行うものを除く。)については、新農
協法第三十七条の二第一項の規定は、第二条の
規定の施行の日以後最初に招集される通常総会

の終了の時までは、適用しない。

(農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 農林中央金庫は、この法律の施行前においても、第三条の規定による改正後の農林中

央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業

の再編及び強化に関する法律(以下この条において「再編強化法」という。)第四条第一項から第六項までの規定の例により、同条第一項に規定する基本方針を定め、これを主務大臣(再編強

化法第四十三条第一項に規定する主務大臣をいう。)に届けることができる。

2 この法律の施行前に前項の規定によりされた届出は、この法律の施行の日において再編強化法第四条第六項の規定によりされた届出とみなす。

第十七条 農林中央金庫の会員は、農林中央金庫に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、書面をもって持分の払戻しを請求することにより、同日に農林中央金庫を脱退することができる。

2 農林中央金庫の会員は、前項の規定により脱

退したときは、定款で定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

3 前項の持分は、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日における農林中央金庫の財産によってこれを定める。

(罰則に関する経過措置)

第十八条 この法律(附則第一条第二号に掲げる改正規定については、当該改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。)

(政令への委任)

第十九条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第二十条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置に加える。

(別表第一農業協同組合法(昭和二十二年法律百三十二号)の項中「第十条第一項第二号」を「第十条第二項第三号」に改め、同表に次のように

ることとされている事務

附則第三条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務

第三十二条 第二十二条 次に掲げる法律の規定中「第十条第一項第八号」を「第十条第一項第十号」に改める。

一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三十四条第一項第五号ハ及び第五号の三並びに第三百十四条の二第一項第五号ハ及び第五号の三

二 国民年金法(昭和三十四年法律第二百四十一号)第二百二十八号第三項

三 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十六条第三項第三号及び第七十七条第二項第七号)第一項第一号及び第二号を「第十条第一項第八号」を「第十条第一項第十号」に改める。

(地方税法等の一部改正)

(農業災害補償法の一部改正)

第二十二条 第二十二条 次に掲げる法律の規定中「第十条第一項第八号」を「第十条第一項第十号」に改める。

一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三十四条第一項第五号ハ及び第五号の三並びに第三百十四条の二第一項第五号ハ及び第五号の三

二 国民年金法(昭和三十四年法律第二百四十一号)第二百二十八号第三項

三 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十六条第三項第三号及び第七十七条第二項第七号)第一項第一号及び第二号を「第十条第一項第八号」を「第十条第一項第十号」に改める。

(農業災害補償法の一部改正)

第二十二条 第二十二条 次に掲げる法律の規定中「第十条第一項第八号」を「第十条第一項第十号」に改める。

一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三十四条第一項第五号ハ及び第五号の三並びに第三百十四条の二第一項第五号ハ及び第五号の三

二 国民年金法(昭和三十四年法律第二百四十一号)第二百二十八号第三項

三 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十六条第三項第三号及び第七十七条第二項第七号)第一項第一号及び第二号を「第十条第一項第八号」を「第十条第一項第十号」に改める。

(地方法等の一部改正)

二号

四 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第八十四条第二項第三号

五 確定拠出年金法(平成十三年法律第号)第八条第一項第三号及び第二十三条第一項第四号

六 地方税法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第号)第一條のうち地方税法第三十四条及び第三百十四条の二の改正規定

七 確定給付企業年金法(平成十三年法律第号)第六十五条第一項第三号、附則第八条のうち厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五十五号)第一百三十条第四項の改正規定及び附則第二十四条のうち法人税法附則に一条を加える改正規定

八 農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第百二十号)第十九条第一項

九 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第百二十号)第十九条第一項第二号

十 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第六条第三項

十一 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第百二十号)第六条第三項

十二 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第百二十号)第六条第三項

十三 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第六条第三項

十四 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第百二十号)第六条第三項

十五 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第百二十号)第六条第三項

十六 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第百二十号)第六条第三項

十七 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第百二十号)第六条第三項

十八 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第百二十号)第六条第三項

十九 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第百二十号)第六条第三項

二十 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第百二十号)第六条第三項

二十一 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第百二十号)第六条第三項

二十二 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第百二十号)第六条第三項

二十三 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第百二十号)第六条第三項

二十四 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第百二十号)第六条第三項

に改める。(住宅融資保険法等の一部改正)

第二十五条 次に掲げる法律の規定中「第十条第一項第一号及び第二号」を「第十条第一項第二号及び第三号」に改める。

一 住宅融資保険法(昭和三十年法律第六十三号)第一条第三号

二 農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第百二十号)第十九条第一項

三 農業協同組合合併助成法(昭和三十六年法律第四十八号)第二条第二項第一号

四 農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第百二十号)第二条第二項第一号

五 農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第百二十号)第二条第二項第一号

六 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)第十二条第一項及び第十七条第一項

七 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)第十二条第一項及び第十七条第一項

八 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)第十二条第一項及び第十七条第一項

九 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)第十二条第一項及び第十七条第一項

十 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)第十二条第一項及び第十七条第一項

十一 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)第十二条第一項及び第十七条第一項

十二 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)第十二条第一項及び第十七条第一項

十三 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)第十二条第一項及び第十七条第一項

十四 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)第十二条第一項及び第十七条第一項

十五 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)第十二条第一項及び第十七条第一項

十六 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)第十二条第一項及び第十七条第一項

十七 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)第十二条第一項及び第十七条第一項

十八 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)第十二条第一項及び第十七条第一項

十九 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)第十二条第一項及び第十七条第一項

二十 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)第十二条第一項及び第十七条第一項

第二章 会員(第八条第一十九条)	業協同組合
第三章 管理(第二十条第五十三条)	二 農業協同組合法第十一条第一項第三号の事業
第四章 業務(第五十四条第五十九条)	を行う農業協同組合連合会
第五章 農林債券(第六十条第七十一条)	三 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二条)第十一項第二号の事業を
第六章 子会社等(第七十二条第七十三条)	行う漁業協同組合
第七章 計算(第七十四条第八十一条)	四 水産業協同組合法第八十七条第一項第二号の事業を行なう漁業協同組合連合会
第八章 監督(第八十二条第九十条)	五 水産業協同組合法第九十三条第一項第二号の事業を行なう水産加工業協同組合
第九章 解散及び清算(第九十一条第九十五条)	六 水産業協同組合法第九十七条第一項第二号の事業を行なう水産加工業協同組合連合会
第十章 雜則(第九十六条第九十七条)	(資本金)
第十一章 罰則(第九十八条第一百二条)	第四条 農林中央金庫は、政令で定める額以上でなければならない。
附則	2 前項の政令で定める額は、百億円を下回ってはならない。
第一章 総則	3 農林中央金庫は、その資本金を減少しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。
(目的)	4 農林中央金庫は、その資本金を増加しようとするときは、主務大臣に届け出なければならない。
第一条 農林中央金庫は、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林水産業者の協同組織を基盤とする金融機関としてこれらの協同組織のために金融の円滑を図ることにより、農林水産業の発展に寄与し、もつて国民経済の発展に資することを目的とする。(法人格)	5 農林中央金庫は、出資一口の金額は、主務省令で定めることとする。
第二条 農林中央金庫は、法人とする。(事務所等)	6 会員の責任は、その出資額を限度とする。
第三条 農林中央金庫は、主たる事務所を東京都に置く。	7 会員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法)その他の情報通信の技術を利用して主務省令で定めるものをする。
4 農林中央金庫は、外國において從たる事務所の設置、移転、又は廃止をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。	8 第二項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。
5 農林中央金庫は、次に掲げる者にその義務を代理させることができる。	9 代理人は、代理権を証する書面を農林中央金庫に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。
一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十三条第一項第三号の事業を行う農業	(過怠金)
二 百四条から五百二十二条までの規定は農林中央金庫の行為について、同法第五百二十四条から第五百二十八条までの規定は農林中央金庫	第十一条 会員は、農林中央金庫の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。
二 会員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。	第十二条 農林中央金庫は、定款で定めるところにより、会員に対して過怠金を課することができる。
三 正当な理由がないのに、その加入を拒み、又は	(加入の自由)
四	第十三条 会員の資格を有する者が農林中央金庫に加入しようとするときは、農林中央金庫は、

その加入につき現在の会員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。

(脱退の自由)

第十四条 会員は、六ヶ月までに予告し、事業年度末において脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は二年を超えてはならない。

(法定脱退)

第十五条 会員は、次に掲げる事由によって脱退する。

一 会員の資格の喪失

二 解散

三 破産

四 除名

2 除名は、次の各号のいずれかに該当する会員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合において、農林中央金庫は、その総会の日の十日前までにその会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えるなければならない。

一 長期間にわたつて農林中央金庫の事業を利用しない会員

二 出資の払込みその他農林中央金庫に対する義務を怠つた会員

三 その他定款で定める事由に該当する会員

前項の除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもつてその会員に対抗することができる。

(脱退者の持分の払戻し)

第十六条 会員は、脱退したときは、定款で定めることにより、その持分の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

2 前項の持分は、脱退した事業年度末における農林中央金庫の財産によってこれを定める。ただし、定款で定めるところにより、脱退の時ににおける農林中央金庫の財産によってこれを定めることができる。

(持分の払戻しの時期)

第一十七条 持分の払戻しは、脱退した事業年度の終了後三月以内(脱退の時における農林中央金庫の財産によって払戻しに係る持分を定める場合には、その時から三月以内)にこれをしなければならない。	2 前条第一項の規定による請求権は、前項の期間が経過した後二年間行わないときは、時効によつて消滅する。
第十八条 農林中央金庫は、脱退した会員が農林中央金庫に対する債務を完済するまでは、その持分の払戻しを停止することができる。	2 前条第一項の規定による請求権は、前項の期間が経過した後二年間行わないときは、時効によつて消滅する。
第十九条 農林中央金庫は、会員の脱退の場合を除くほか、持分の払戻しをしてはならない。	2 前条第一項の規定による請求権は、前項の期間が経過した後二年間行かないときは、時効によつて消滅する。
第二十条 農林中央金庫は、定款を定め、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。	2 前条第一項の規定による請求権は、前項の期間が経過した後二年間行かないときは、時効によつて消滅する。
第三章 管理	2 前条第一項の規定による請求権は、前項の期間が経過した後二年間行かないときは、時効によつて消滅する。

第二十二条 農林中央金庫は、会員の脱退の場合を除くほか、持分の払戻しをしてはならない。	2 理事会は、業務を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならぬ。
第二十三条 経営管理委員会は、定款で定めるところにより、総会において選任する。	3 農林中央金庫は、定款で定めるところにより、経営管理委員会の決議をもつて、農林中央金庫を代表すべき理事を定めなければならない。
第二十四条 監事は、定款で定めるところにより、総会において選任する。	4 商法第二百六十二条第二項及び第三項の規定は、前項の理事について準用する。この場合において、同条第三項中「第二百五十八条第一項」とあるのは、「第二百五十八条第一項」と読み替えるものとする。
第二十五条 役員の任期は、三年以内において定期で定める期間とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。	5 農林中央金庫は、監事の互選をもつて常勤の監事を定めなければならない。
第二十六条 役員の任期は、三年以内において定期で定める期間とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。	6 (役員の兼任等の制限)

第二十七条 理事会は、農林中央金庫の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。	4 前項の場合において、農林中央金庫又はその子会社が所有する株式等には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式等(委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は信託財産である株式等で、農林中央金庫又はその子会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行ふことができるもの(主務省令で定める株式等を除く。)を含むものとする)の他主務省令で定める株式等を含まないものとし、信託財産である株式等で、農林中央金庫又はその子会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行ふことができるもの(主務省令で定める株式等を除く。)を含むものとする。
第二十八条 経営管理委員会は、この法律で別に定めるもののほか、農林中央金庫の業務の基本方針その他の農林中央金庫の業務執行のうち農林水産業者の協同組織に係る重要事項として定期で定めるものを決定する。	5 (経営管理委員会)
第二十九条 理事会は、農林中央金庫の子会社がその発行済株式の総数等の三分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社は、農林中央金庫の子会社とみなす。	6 理事会は、経営管理委員会が行う前項の規定による決定に従わなければならない。
第三十条 経営管理委員会は、理事をその会議に出席させて、必要な説明を求めることができる。	7 理事会は、経営管理委員会が行う前項の規定による決定に従わなければならない。

4 理事会は、必要があるときは、経営管理委員会を招集することができる。	5 商法第二百五十九条ノ二の規定は、前項の規定による招集について準用する。
6 経営管理委員会は、理事が第三十条第一項の規定に違反した場合には、当該理事の解任を総会に請求することができる。	7 経営管理委員会は、総会の日から七日前までに、前項の規定による請求に係る理事に解任の理由を記載した書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えるなければならない。
8 第六項の規定による請求につき同項の総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る理事は、その時にその職を失う。	9 第二項から前項までの規定は、監事について準用する。この場合において、第四項中「第三項の規定は、第二項の理事及び経営管理委員の責任について準用する。」と、前項において準用する商法第二百六十六条第二項、第三項及び第五項の規定は、第二項の理事及び経営管理委員の責任について準用する。
（監事会）	10 第二項から前項までの規定は、監事について準用する。この場合において、第四項中「第三項の規定は、第二項の理事及び経営管理委員の責任について準用する。」と、前項において準用する商法第二百六十六条第二項、第三項及び第五項の規定は、第二項の理事及び経営管理委員の責任について準用する。
第二十九条 監事會は、この法律で別に定めるものほか、その決議をもつて、監査の方針、農林中央金庫の業務及び財産の状況の調査の方法その他の監事の職務の執行に関する事項を定めることができる。ただし、監事の権限の行使を妨げることはできない。	11 第二項中「取締役会」とあるのは「監事會」と読み替えるものとする。
（役員の忠実義務）	12 第二項中「取締役会」とあるのは「監事會」と読み替えるものとする。
第三十条 理事及び経営管理委員は、法令、定款、法令に基づいてする主務大臣の处分並びに総会及び経営管理委員会の決議を遵守し、農林中央金庫に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。	13 第二項中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と、同条第五項中「会社又はその子会社の取締役、監査役又は」とあるのは「農林中央金庫の理事、経営管理委員、監事若しくは職員又はその子会社の取締役、監査役若しくは」と、同法第八条第一項中「取締役」とあるのは「理事又は経営管理委員」と、同法第十一条中「第十三条第一項」とあるのは「農林中央金庫法第三十五条」と、同法第十一項中「取締役」とあるのは「理事、経営
2 理事又は経営管理委員がその任務を怠つたときは、その理事又は経営管理委員は、農林中央金庫に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。	2 理事は、総会及び経営管理委員会の議事録を十年間主たる事務所に、その謄本を五年間従たる事務所に備えて置かなければならない。
3 理事又は経営管理委員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事又は経営管理委員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。	3 会員名簿には、各会員について次に掲げる事項を記載しなければならない。
4 会員及び農林中央金庫の債権者は、いつで理事事が第三十三条第一項又は第六十五条第二	4 会員及び農林中央金庫の債権者は、いつで加入の年月日
三 出資口数及び出資各口の取得の年月日	三 出資口数及び出資各口の取得の年月日
四 払込済出資額及びその払込みの年月日	四 払込済出資額及びその払込みの年月日

項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、前項と同様とする。ただし、理事がその記載、登記又は公告をしたことについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

5 商法第二百六十六条规定は、第二項の理事及び経営管理委員の責任について準用する。

6 第二項から前項までの規定は、監事について準用する。この場合において、第四項中「第三項の規定は、第二項の理事及び経営管理委員の責任について準用する。」と、前項において準用する商法第二百六十六条第二項、第三項及び第五項の規定は、第二項の理事及び経営管理委員の責任について準用する。

7 第二項から前項までの規定は、監事について準用する。この場合において、第四項中「第三項の規定は、第二項の理事及び経営管理委員の責任について準用する。」と、前項において準用する商法第二百六十六条第二項、第三項及び第五項の規定は、第二項の理事及び経営管理委員の責任について準用する。

8 第二項から前項までの規定は、監事について準用する。この場合において、第四項中「第三項の規定は、第二項の理事及び経営管理委員の責任について準用する。」と、前項において準用する商法第二百六十六条第二項、第三項及び第五項の規定は、第二項の理事及び経営管理委員の責任について準用する。

9 第二項から前項までの規定は、監事について準用する。この場合において、第四項中「第三項の規定は、第二項の理事及び経営管理委員の責任について準用する。」と、前項において準用する商法第二百六十六条第二項、第三項及び第五項の規定は、第二項の理事及び経営管理委員の責任について準用する。

10 第二項から前項までの規定は、監事について準用する。この場合において、第四項中「第三項の規定は、第二項の理事及び経営管理委員の責任について準用する。」と、前項において準用する商法第二百六十六条第二項、第三項及び第五項の規定は、第二項の理事及び経営管理委員の責任について準用する。

11 第二項中「取締役会」とあるのは「監事會」と読み替えるものとする。

12 第二項中「取締役」とあるのは「理事、経営

も、理事に対し第一項及び第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

13 第二項第一項又は第六十五条第二項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたことは、この限りでない。

14 第二項第一項又は第六十五条第二項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたことは、この限りでない。

15 第二項第一項又は第六十五条第二項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたことは、この限りでない。

16 第二項第一項又は第六十五条第二項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたことは、この限りでない。

17 第二項第一項又は第六十五条第二項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたことは、この限りでない。

18 第二項第一項又は第六十五条第二項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたことは、この限りでない。

19 第二項第一項又は第六十五条第二項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたことは、この限りでない。

20 第二項第一項又は第六十五条第二項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたことは、この限りでない。

21 第二項第一項又は第六十五条第二項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたことは、この限りでない。

22 第二項第一項又は第六十五条第二項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたことは、この限りでない。

23 第二項第一項又は第六十五条第二項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたことは、この限りでない。

24 第二項第一項又は第六十五条第二項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたことは、この限りでない。

25 第二項第一項又は第六十五条第二項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたことは、この限りでない。

26 第二項第一項又は第六十五条第二項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたことは、この限りでない。

27 第二項第一項又は第六十五条第二項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたことは、この限りでない。

28 第二項第一項又は第六十五条第二項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたことは、この限りでない。

は「理事、経営管理委員」と読み替えるものとする。

29 第二項第一項の書類を提出した日から三週間以内に、前項第一項の附属明細書を監事會及び会計監査人に提出しなければならない。

30 第二項第一項の書類を提出した日から三週間以内に、前項第一項の附属明細書を監事會及び会計監査人に提出しなければならない。

31 第二項第一項の書類を提出した日から三週間以内に、前項第一項の附属明細書を監事會及び会計監査人に提出しなければならない。

32 第二項第一項の書類を提出した日から三週間以内に、前項第一項の附属明細書を監事會及び会計監査人に提出しなければならない。

33 第二項第一項の書類を提出した日から三週間以内に、前項第一項の附属明細書を監事會及び会計監査人に提出しなければならない。

34 第二項第一項の書類を提出した日から三週間以内に、前項第一項の附属明細書を監事會及び会計監査人に提出しなければならない。

35 第二項第一項の書類を提出した日から三週間以内に、前項第一項の附属明細書を監事會及び会計監査人に提出しなければならない。

36 第二項第一項の書類を提出した日から三週間以内に、前項第一項の附属明細書を監事會及び会計監査人に提出しなければならない。

37 第二項第一項の書類を提出した日から三週間以内に、前項第一項の附属明細書を監事會及び会計監査人に提出しなければならない。

38 第二項第一項の書類を提出した日から三週間以内に、前項第一項の附属明細書を監事會及び会計監査人に提出しなければならない。

39 第二項第一項の書類を提出した日から三週間以内に、前項第一項の附属明細書を監事會及び会計監査人に提出しなければならない。

40 第二項第一項の書類を提出した日から三週間以内に、前項第一項の附属明細書を監事會及び会計監査人に提出しなければならない。

41 第二項第一項の書類を提出した日から三週間以内に、前項第一項の附属明細書を監事會及び会計監査人に提出しなければならない。

42 第二項第一項の書類を提出した日から三週間以内に、前項第一項の附属明細書を監事會及び会計監査人に提出しなければならない。

43 第二項第一項の書類を提出した日から三週間以内に、前項第一項の附属明細書を監事會及び会計監査人に提出しなければならない。

44 第二項第一項の書類を提出した日から三週間以内に、前項第一項の附属明細書を監事會及び会計監査人に提出しなければならない。

第四十条 役員の職務を行う者がないため遅延により損害を生ずるおそれがある場合において、会員その他の利害関係人の請求があつたときは、主務大臣は、仮理事を選任し、又は役員(理事を除く。以下この項において同じ)を選任するための総会を招集して役員を選任させることができ。第四十七条の規定は、前項の総会の招集について準用する。	第四十五条 臨時総会は、必要があるときは、定期で定めるところにより、いつでも招集することができる。
(支配人)	2 会員が総会員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を経営管理委員に提出して、総会の招集を請求したときは、経営管理委員会は、その請求のあった日から三週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならない。
(支配人)	3 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することがができる。この場合において、当該会員は、当該書面を提出したものとみなす。
(競争関係にある者の役員等への就任禁止)	4 前項前段の電磁的方法(主務省令で定めるものを除く。)により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、経営管理委員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該経営管理委員に到達したものとみなす。
第四十二条 農林中央金庫の営む業務と実質的に競争関係にある業務(会員の営む業務を除く。)を営み、又はこれに従事する者は、理事、経営管理委員、監事又は支配人になつてはならぬ(支配人の解任)	第五十二条 農林中央金庫は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間に以内に財産目録及び貸借対照表を作成し、かつ、農林中央金庫の債権者の閲覧に供するため、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。
第四十三条 会員は、総会員の十分の一以上の同意を得て、理事に対し、支配人の解任を請求することができる。	第五十三条 農林中央金庫は、前項の期間内に、債権者に対する異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、農林債券の権利者、預金者又は定期積金の積金者その他政令で定める債権者以外の知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。
2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。	3 前項の期間は、一月を下回ってはならない。
3 第一項の規定による請求があつたときは、理事会は、その支配人の解任の可否を決しなければならない。	第五十四条 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。
4 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、その支配人に對し、第二項の書面又はその写しを送付し、かつ、弁明する機会を与えないければならない。	2 農林中央金庫は、前項の期間内に、債権者に当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託業務を営む銀行若しくは信託会社に相当の財産を信託しなければならない。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、農林中央金庫は、弁済し、若しくは相
(総会の招集)	3 商法第三百八十条の規定は、農林中央金庫の出資一口の金額の減少について準用する。この場合において、同条第二項中「取締役」とあるのは、「理事、経営管理委員」と読み替えるものと
第四十四条 通常総会は、定期で定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。	4 同法第二百四十七条第一項中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と、同法第二百四十九条第一項(同法第二百五十二条において準用する場合を含む)中「株主ガ」とあるのは「会員ガ」
3 総会招集の通知は、その総会の日の一週間前までに、その会議の目的たる事項を示してしな	と、「其ノ株主」とあるのは「其ノ会員タル法人ノ役員」と、「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と読み替えるものとする。

する。

(業務の範囲) 第四章 業務

第五十四条 農林中央金庫は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 会員の預金の受入れ

二 会員に対する資金の貸付け又は手形の割引

三 為替取引

二 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のはか、次に掲げる業務を営むことができる。

一 会員以外の者の預金又は定期積金の受入れ

二 会員以外の者に対する資金の貸付け又は手形の割引

三 農林中央金庫は、前項第二号に掲げる業務を営もうとするときは、次に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けなければならない。

一 第八条に規定する者

二 農林水産業を営む者であつて主務省令で定めるもの

三 国

四 銀行その他の金融機関

五 証券業者

四 農林中央金庫は、前三項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。

一 債務の保証又は手形の引受け

二 有価証券(第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するものを除く。)の売買、有価証券店頭デリバティブ取引(有価証券先渡取引を除く。)、有価証券指數等先物取引、有価証券オプション取引(投資の目的をもつてするものに限る。)

三 有価証券の貸付け

四 国債、地方債若しくは政府保証債(以下この条において「国債等」という。)の引受け(売出しの目的をもつてするものを除く。)又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

五 金銭債権(譲渡性預金証書その他の主務省令で定める証書をもつて表示されるものを含む。)の取得又は譲渡

六 特定目的会社が発行する特定社債(資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもって指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。)その他これに準ずる有価証券として主務省令で定めるもの(以下この号において「特定社債等」という。)の引受け(売出しの目的をもつてするものを除く。)又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い

七 有価証券の私募の取扱い

八 地方債又は社債その他の債券の募集又は管

理の受託

九 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)により営む担保附社債に関する信託

十 農林漁業金融公庫その他主務大臣の指定する者の業務の代理

十一 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納

十二 有価証券、貴金属その他の物品の保護預

り

十三 両替

十四 金融先物取引等

十五 金融先物取引等の受託等

十六 金利、通貨の價格、商品の價格その他の指標の數値としてあらかじめ当事者間で約定された數値と将来の一定の時期における現実の当該指標の數値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、主務省令で定めるもの(次号において「金融等デリバティブ取引」という。)のうち、第五号及び第十四号に掲げる業務に該当するもの以外のもの

十七 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理(第十五号に掲げる業務に該当するもの及び主務省令で定めるものを除く。)を営む場合に

十八 有価証券店頭デリバティブ取引(当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証書をもつて表示される場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。)であつて、第二号に掲げる業務に該当するもの以外のもの

十九 有価証券店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

二十 有価証券をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、証券取引法(昭和二十三年法律第二百五号)第二条第八項各号に掲げる行為を行ふ業務を含むものとする。

二十一 有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指數等先物取引、有価証券オプション取引、外國市場証券先物取引又は有価証券先渡取引

二十二 有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指數等先物取引、有価証券オプション取引、外國市場証券先物取引又は有価証券先渡取引をいう。

二十三 政府保証債 政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。

二十四 特定目的会社、資産流動化計画又は特定社債 それぞれ資産の流動化に関する法律(平成十年法律第二百五号)第二条第三項、第四項又は第七項に規定する特定目的会社、資産流動化計画又は特定社債をいう。

二十五 有価証券の私募の取扱い 有価証券の私募(証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。)の取扱いをいう。

二十六 金融先物取引等 金融先物取引法(昭和六年法律第七十七号)第二条第九項に規定する金融先物取引等をいう。

六 金融先物取引等の受託等 金融先物取引等の受

第二条第十項に規定する金融先物取引等の受託等をいう。

七 農林中央金庫は、第一項から第四項までの規定により営む業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、証券取引法第六十五条第二項各号に掲げる有価証券又は取次ぎについて、同項各号に定める行為を行う業務第四項の規定により営む業務を除く。)を営むことができる。

八 農林中央金庫は、第一項から第四項までの規定により営む業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼營等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一条第一項に規定する信託業務を営むことができる。

九 農林中央金庫は、第七項の規定により同項に規定する業務を営もうとする場合には、農林中央金庫は、不特定かつ多数の者を相手方とする当該業務について、その内容及び方法を定めて、主務大臣の認可を受けなければならない。

十 農林中央金庫が第八項の規定により同項に規定する信託業務を営もうとする場合には、農林中央金庫は、当該信託業務の種類及び方法を変更しようとするときも、同様とする。

十一 農林中央金庫は、当該認可を受けた信託業務の種類又は方法を変更しようとするときも、同様とする。

十二 農林中央金庫は、第四項第十一号に掲げる業務を営む場合には、商法第一百六十八条第一項第八号ただし書、第一百七十条第二項、第一百七十五条第二項第十号、同条第四項(同法第二百八十一条ノ十四において準用する場合を含む。)、第一百

七十八条(同法第二百八十九条ノ十四第一項及び三百四十二条ノ十六第三項において準用する場合を含む。)、第八百八十九条(同法第二百八十一条ノ十四第一項及び第三百四十二条ノ十六第三項並びに有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第十二条第二項(同法第五十七条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、第三百四十二条ノ十二第四号及び第三百四十二条ノ十六第二項、有限会社法第七条第四号(ただし書及び第十二条第一項(同法第五十七条において準用する場合を含む。)並びに商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第八十条第十号、第八十二条第四号、第九十五条第六号及び第九十六条第二号(同法第八十二条第四号に係る部分に限る。)の規定の適用については、銀行とみなす。

第五十五条 農林中央金庫は、前条の規定により営む業務のほか、他の業務を営むことができない。(経営の健全性の確保)

第五十六条 主務大臣は、農林中央金庫の業務の健全な運営に資するため、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として次に掲げる基準その他の基準を定めることができるものとする。

一 農林中央金庫の保有する資産等に照らし農林中央金庫の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準

二 農林中央金庫及びその子会社(第二十四条第三項に規定する子会社をいう。以下同じ。)その他の農林中央金庫と主務省令で定める特殊の関係のある会社(以下この号、第七章及び第八章において「子会社等」という。)の保有する資産等に照らし農林中央金庫及びその子会社等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準

(預金者等に対する情報の提供等)

第五十七条 農林中央金庫は、預金又は定期積金の受入れに關し、預金者及び定期積金の積金者

(以下この項において「預金者等」という。)の保険に資するため、主務省令で定めるところによる場合を含む。)、第百八十九条(同法第二百八十一条ノ十四第一項及び第三百四十二条ノ十六第三項並びに有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第十二条第二項(同法第五十七条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、第三百四十二条ノ十二第四号及び第三百四十二条ノ十六第二項、有限会社法第七条第四号(ただし書及び第十二条第一項(同法第五十七条において準用する場合を含む。)並びに商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第八十条第十号、第八十二条第四号、第九十五条第六号及び第九十六条第二号(同法第八十二条第四号に係る部分に限る。)の規定の適用については、銀行とみなす。)

第五十八条 農林中央金庫の同一人(当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条において同じ。)に対する信用の供与等(信用の供与又は出資として政令で定めるものと政令で定める区分ごとに農林中央金庫の自己資本の額で定める区分ごとに農林中央金庫の自己資本の額において「信用供与等限度額」という。)を超えることとなつたときは、その超える部分の信用の供与等の額は、農林中央金庫の信用の供与等の額とみなす。

第五十九条 農林中央金庫は、その特定関係者(農林中央金庫の子会社その他の農林中央金庫と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。)又はその特定関係者の顧客との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をする場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(特定関係者との間の取引等)

第六十条 農林中央金庫は、払込資本金及び準備金(準備金として政令で定めるものをいう。)の合計額の三十倍に相当する金額を限度として、等については、適用しない。

第六十一条 農林債券は、無記名式とする。ただし、応募者又は所有者の請求により記名式とすることができる。

(農林債券の種別等)

第六十二条 農林中央金庫は、その発行した農林債券の償換のため、一時第六十条に規定する限度を超えて農林債券を発行することができる。

第六十三条 農林中央金庫は、農林債券を発行しようとするときは、その都度、その金額及び条件をあらかじめ主務大臣に届け出なければならない。

(農林債券の発行方法)

第六十四条 農林中央金庫は、農林債券を発行する場合においては、募集又は売出しの方法によることができる。

(農林債券の申込証)

第六十五条 農林債券の募集に応じようとする者は、農林債券の申込証にその引き受けようとする農林債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

二 当該特定関係者との間又は当該特定関係者の顧客との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、農林中央金庫の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして主務省令で定める取引又は行為

一 当該特定関係者との間で行う取引で、その条件が農林中央金庫の取引の通常の条件に照らして農林中央金庫に不利益を与えるものとして主務省令で定める取引

二 当該特定関係者との間又は当該特定関係者の顧客との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、農林中央金庫の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして主務省令で定める取引又は行為

三 前二項の規定は、契約により農林債券の総額につき引受けが行われる場合には、適用しない。

二 農林中央金庫が子会社(主務省令で定める会社を除く。)その他の農林中央金庫と主務省令で定める特殊の関係のある者(以下この条において「子会社等」という。)を有する場合において、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(農林債券の発行方法)

第六十五条 農林債券の募集に応じようとする者は、農林債券の申込証にその引き受けようとする農林債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

二 前項の農林債券の申込証は、理事が作成し、これに政令で定める事項を記載しなければならない。

三 前二項の規定は、契約により農林債券の総額につき引受けが行われる場合には、適用しない。

(農林債券の申込証)

第六十六条 農林中央金庫は、払込資本金及び準備金(準備金として政令で定めるものをいう。)の合計額の三十倍に相当する金額を限度として、等については、適用しない。

第六十七条 農林中央金庫は、無記名式とする。ただし、応募者又は所有者の請求により記名式とすることができる。

(農林債券の種別等)

第六十八条 農林中央金庫は、その発行した農林債券の償換のため、一時第六十条に規定する限度を超えて農林債券を発行することができる。

第六十九条 農林中央金庫は、農林債券を発行したときは、発行後一月以内にその発行券面額に相当する額の旧農林債券を償還しなければならない。

(農林債券の発行の届出)

第六十条 農林中央金庫は、農林債券を発行しようとするときは、その都度、その金額及び条件をあらかじめ主務大臣に届け出なければならない。

第六十一条 農林中央金庫は、農林債券を発行しようとするときは、その都度、その金額及び条件をあらかじめ主務大臣に届け出なければならない。

(農林債券の発行方法)

第六十二条 農林中央金庫は、農林債券を発行する場合においては、募集又は売出しの方法によることができる。

(農林債券の申込証)

第六十三条 農林中央金庫は、農林債券を発行しようとするときは、その都度、その金額及び条件をあらかじめ主務大臣に届け出なければならない。

第六十四条 農林中央金庫は、農林債券を発行する場合においては、募集又は売出しの方法によることができる。

(農林債券の発行方法)

第六十五条 農林中央金庫は、農林債券を発行しようとするときは、その都度、その金額及び条件をあらかじめ主務大臣に届け出なければならない。

二 当該特定関係者との間又は当該特定関係者の顧客との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、農林中央金庫の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして主務省令で定める取引又は行為

一 当該特定関係者との間で行う取引で、その条件が農林中央金庫の取引の通常の条件に照らして農林中央金庫に不利益を与えるものとして主務省令で定める取引

二 当該特定関係者との間又は当該特定関係者の顧客との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、農林中央金庫の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして主務省令で定める取引又は行為

三 前二項の規定は、契約により農林債券の総額につき引受けが行われる場合には、適用しない。

第一項(同法第二十七條において準用する場合を含む。)の認可を受ける場合を除く。」。

二 その子会社が子会社でなくなったとき、又は認可対象会社に該当する子会社が認可対象会社に該当しない子会社となつたとき。

10 第一項第五号又は第四項の場合において、会社が主として農林中央金庫若しくはその子会社又は農林中央金庫の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が定める。

(農林中央金庫等による株式の取得等の制限)

第七十三条 農林中央金庫又はその子会社は、国内の会社(前条第一項第一号、第二号、第五号及び第七号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。)の株式等については、合算して、

その基準株式数等(当該国内の会社の発行済株式の総数等に百分の十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。以下この条において同じ。)を超える数又は額の株式等を取得し、又は所有してはならない。

2 前項の規定は、農林中央金庫又はその子会社が、担保権の実行その他の主務省令で定める事由により、国内の会社の株式等をその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなる場合には、適用しない。ただし、農林中央金庫又はその子会社は、合算してその基準株式等を超えて取得し、又は所有することとなる場合には、適用しない。ただし、農林中央金庫を超えて取得し、又は所有することとなつた部分の株式等については、農林中央金庫があらかじめ主務大臣の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は所有することとなつた日から一年を超えてこれを所有してはならない。

3 前項ただし書の場合において、主務大臣がする同項の承認の対象には、農林中央金庫又はその子会社が国内の会社の株式等を合算してその発行済株式の総数等の百分の五十を超えて取得し、又は所有することとなつた株式等のうち当該百分の五十を超える部分の株式等は含まれないものとし、主務大臣が当該承認をするときは、農林中央金庫又はその子会社が合算してそ

の基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなつた株式等のうちその基準株式数等を超える部分の株式等を速やかに処分することを

条件しなければならない。

4 農林中央金庫又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、又は所有する株式等について準用する。

条件しなければならない。

(事業年度)

第七十四条 農林中央金庫の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(帳簿等に関する商法の準用)

第七十五条 商法第三十二条から第三十六条までの規定は農林中央金庫の帳簿その他の書類について、同法第二百八十五条、第二百八十五条ノ二、第二百八十五条ノ四から第二百八十五条ノ六まで、第二百八十六条ノ三及び第二百八十六条ノ五から第二百八十七条ノ二までの規定は農林中央金庫の計算について準用する。この場合において、同法第二百八十五条中「第二百八十五条ノ七」とあるのは「第二百八十五条ノ六」と、同法第二百八十五条ノ六第二項中「子会社」とあるのは農林中央金庫法第二十四条规定第三項ニ規定スル子会社」と、同法第二百八十六条ノ五中「社債」とあるのは「農林債券」と、同法第二百八十七条中「社債権者」とあるのは「農林債券ノ権利者」と、「社債」とあるのは「当該農林債券」と読み替えるものとする。

(準備金の積立て)

第七十六条 農林中央金庫は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剩余金の五分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

(純資産の額)

五 資産につき時価を付すものとした場合(第二百八十五条において準用する商法第二百八十五条ノ二第一項ただし書及び第二項(これら

規定を同法第二百八十五条ノ五第二項及び第二百八十五条ノ六第二項において準用する場合を含む。)の場合を除く。)において、その付した時価の総額がその取得価額の総額を超えるときは、時価を付したことにより増加した

六 剩余金の配当は、定款で定めるところにより、払込済出資額又は会員の農林中央金庫の事業の利用分量に応じてしなければならない。

七 払込済出資額に応じてする剩余金の配当の率は、主務省令で定める割合を超えてはならない。

(純資産の額)

八 前項の定款で定める準備金の額は、資本金の額を下回ってはならない。

九 第一項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

(農林中央金庫の持分取得の禁止)

第十条 農林中央金庫は、会員が出資の払込みを終わるまでには、会員に配当する剩余金をその払込みに充てることができる。

十一 前項の定款で定める準備金の額は、資本金の額を下回ってはならない。

十二 第一項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

(業績報告書)

第十七条 農林中央金庫の剩余金の配当は、事業年度終了の日における純資産の額(貸借対照表の資本金の額から負債の額を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。)から次に掲げる金額を控除して得た額を限度として行うことができる。

表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。)から次に掲げる金額を控除して得た額を限度として行うことができる。

一 資本金の額

二 前条第一項の準備金の額

三 前条第一項の規定によりその事業年度に積み立てなければならない準備金の額

四 第七十五条において準用する商法第二百八十六条ノ三の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額が前二号の準備金の合計額を超えるときは、その超過額

五 資産につき時価を付すものとした場合(第二百八十五条において準用する商法第二百八十五条ノ二第一項ただし書及び第二項(これら

規定を同法第二百八十五条ノ五第二項及び第二百八十五条ノ六第二項において準用する場合を含む。)の場合を除く。)において、その付した時価の総額がその取得価額の総額を超えるときは、時価を付したことにより増加した

六 剩余金の配当は、定款で定めるところにより、払込済出資額又は会員の農林中央金庫の事業の利用分量に応じてしなければならない。

七 払込済出資額に応じてする剩余金の配当の率は、主務省令で定める割合を超えてはならない。

八 前項の定款で定める準備金の額は、資本金の額を下回ってはならない。

九 第一項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

(農林中央金庫の持分取得の禁止)

第十条 農林中央金庫は、会員が出資の払込みを終わるまでには、会員に配当する剩余金をその払込みに充てることができる。

十一 前項の定款で定める準備金の額は、資本金の額を下回ってはならない。

十二 第一項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

(業績報告書)

第十七条 農林中央金庫は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した業務報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

<p>2 農林中央金庫が子会社等を有する場合には、農林中央金庫は、事業年度ごとに、前項の業務報告書のほか、農林中央金庫及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した業務報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>3 前二項の業務報告書の記載事項、提出期日その他業務報告書に関し必要な事項は、主務省令で定める。</p> <p>第八十一条 農林中央金庫は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等。</p>	<p>2 この法律における主務大臣は、農林水産大臣及び内閣総理大臣とする。ただし、第五十六条各号に掲げる基準及び第五十八条第一項に規定する同一人に対する信用の供与等(第六項において「信用の供与等」という。)の額に関する第十四条第一項及び第二項の規定による検査に関する事項については、内閣総理大臣とする。</p> <p>3 第八十四条第一項及び第二項に規定する主務大臣の権限(前項ただし書の規定により内閣総理大臣が単独で所管するものを除く。)は、前項本文の規定にかかわらず、農林水産大臣又は内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。</p> <p>4 内閣総理大臣は、第二項ただし書又は前項の規定により単独で検査を行ったときは、速やかに、その結果を内閣総理大臣に通知するものとする。</p>
<p>2 農林中央金庫が子会社等を有する場合には、農林中央金庫は、事業年度ごとに、前項の説明書類のほか、農林中央金庫及び当該子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として主務省令で定めるものを記載した説明書類を作成し、農林中央金庫の主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>3 農林中央金庫が子会社等を有する場合には、農林中央金庫は、事業年度ごとに、前項の説明書類のほか、農林中央金庫及び当該子会社等の業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類を作成し、農林中央金庫の主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>4 前二項に定めるものは、前二項の説明書類を公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>5 内閣総理大臣は、第三項の規定により単独で検査を行ったときは、速やかに、その結果を内閣総理大臣に通知するものとする。</p>	<p>2 農林水産大臣は、第三項の規定により単独で検査を行ったときは、速やかに、その結果を内閣総理大臣に通知するものとする。</p> <p>3 第八十五条第一項に規定する主務大臣の権限は、農林中央金庫若しくは農林中央金庫及びその子会社等の自己資本の充実の状況又は信用の供与等の状況に照らし信用秩序の維持を図るために特に必要なものとして政令で定める事由に該当する場合には、第二項本文の規定にかかわらず、内閣総理大臣が単独に行使することを妨げない。</p> <p>4 前二項に定めるもののほか、前二項の説明書類を公衆の縦覧に供する期間その他これら規定期の適用に関する必要な事項は、主務省令で定める。</p> <p>5 内閣総理大臣は、前項の規定によりその権限を単独に行使するときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。</p>
<p>6 第八十五条第一項に規定する主務大臣の権限は、農林中央金庫若しくは農林中央金庫及びその子会社等の自己資本の充実の状況に照らし信用秩序の維持を図るために特に必要なものとして政令で定める事由に該当する場合には、第二項本文の規定にかかわらず、内閣総理大臣が単独に行使することを妨げない。</p> <p>7 内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に農林中央金庫の子会社の施設に立ち入りらせ、農林中央金庫に対する質問若しくは検査に必要な事項に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>8 この法律における主務省令は、農林水産省令・内閣府令とする。ただし、第八十五条第二項に規定する主務省令は、農林水産省令・内閣府令・財務省令とする。</p> <p>9 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。</p>	<p>2 前項の規定による命令(改善計画の提出を求める)を含む。)であつて、農林中央金庫又は農林中央金庫及びその子会社等の自己資本の充実の状況によつて必要があると認めるときは、主務省令で定める農林中央金庫又は農林中央金庫及びその子会社等の自己資本の充実の状況に係る区分に応じ、それぞれ主務省令で定めるものでなければならない。</p> <p>3 前項の規定による命令(改善計画の提出を求める)を含む。)であつて、農林中央金庫又は農林中央金庫及びその子会社等の自己資本の充実の状況によつて必要があると認めるときは、主務省令で定めるものでなければならない。</p> <p>4 第八十六条 主務大臣は、農林中央金庫が法令、定款若しくは法令に基づいてする主務大臣の処分に違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、総会の決議を取り消し、又はその業務の全部若しくは一部の停止、解散若しくは理事、経営管理委員、監事若しくは清算人の解任を命ずることができる。</p> <p>5 前条第三項の規定は、第二項の規定による農林中央金庫の子会社に対する質問及び検査について準用する。</p> <p>6 第八十七条 会員が総会員の十分の一以上の同意を得て、総会の招集手続又は議決の方法が法令、定款又は法令に基づいてする主務大臣の処分に違反することを理由として、その議決の日から一月以内に、その議決の取消しを請求した場合において、主務大臣は、その違反の事実があると認めるときは、当該議決を取り消すことができる。</p> <p>7 第八十八条 (財務大臣への協議)</p>

第八十六条の規定による業務の全部若しくは一部の停止又は解散の命令をすることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

(財務大臣への通知)
第八十九条 内閣総理大臣は、次に掲げる处分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

一 第八十五条第一項又は第八十六条の規定による命令(改善計画の提出を求めるなどを含む。)

二 第九十二条第二項の規定による解散の認可(財務大臣への資料提出等)

第九十条 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する事務所に係る制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

第九章 解散及び清算
第九十一条 農林中央金庫は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 総会の決議
二 破産

三 第八十六条の規定による解散の命令

2 解散の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
(清算人)

第九十二条 農林中央金庫が解散したときは、破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

(清算事務)
第九十三条 清算人は、就職の後遅滞なく、農林中央金庫の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作成し、財産処分の方法を定め、二百七十二条の規定は農林中央金庫の清算人に

これを総会に提出してその承認を求めなければならぬ。

2 清算人は、前項の承認を求める場合には、あらかじめ、財産目録、貸借対照表及び財産処分の方法について経営管理委員会の承認を受けなければならない。

3 清算人は、第一項の承認を得た後遅滞なく、財産目録及び貸借対照表を裁判所に提出しなければならない。

(決算報告書)

第九十四条 清算人は、清算事務を終了した後遅滞なく、決算報告書を作成し、これを総会に提出してその承認を求めるなければならない。

2 清算人は、前項の承認を求める場合には、あらかじめ、決算報告書について経営管理委員会の承認を受けなければならない。

3 商法第四百二十七条第二項の規定は、第一項の承認について準用する。
(解散及び清算に関する商法等の準用)

第九十五条 商法第百十一条、第百二十四条、第百二十五条、第百二十九条第二項及び第三項、第百三十一条、第四百一十七条第二項、第四百一十八条、第四百二十二条から第四百二十四条まで並びに第四百二十六条並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十六条、第三十七ノ二、第三百三十五条ノ二十ノ二第五第二項及び

第三項、第百三十六条、第百三十七条、第百三十八条並びに第百三十八条ノ三の規定は農林中央金庫の解散及び清算について、第二十六条第二項、第二十七条、第二十八条第四項及び第五項、第三十条第一項から第五項まで、第三十一ノ二、第三百五十四条第三項、第二百五十四条ノ二、第二百五十八条第一項、第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで、第二百六十二条ノ二、第二百六十条ノ三、第二百六十ノ四第一項及び第二項、第二百六十一条、第二百六十七条から第二百六十九条まで並びに第二百七十二条の規定は農林中央金庫の清算人に

ついて準用する。この場合において、第三十三条第一項中「事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剩余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事業報告書、貸借対照表」と、第三条第三項中

「事業報告書、貸借対照表、損益計算書」とあるのは「事業報告書、貸借対照表」と、第三条第三項中

「事業報告書、貸借対照表」とあるのは「通常総会の日」の三週間前まで」と、第三十七条第二項中「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間主たる事務所に、その

賃本を三年間従たる事務所に」とあるのは「主たる事務所」と、商法第二百五十四条ノ二第三号中「本法」とあるのは「農林中央金庫法(本法)と、同法第二百六十一条第三項中「第二百五十八条」とあるのは「第二百五十八条第一項」と、同法第四百一十七条第二項中「前項」とあるのは「農林中央金庫法第九十二条」と、同法第四百二十二条第一項中「官報ヲ以テ公告」とあるのは「公告」と、同法第四百二十六条第二項中「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「総会員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル会員」と読み替えるものとする。

第九章 雜則
(認可等の条件)

第九十六条 主務大臣は、この法律の規定による認可又は承認(次項において「認可等」という。)に条件を付し、及びこれを変更することができ

る。

2 前項の条件は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の実施を図るために必要最小限のものでなければならない。

(経過措置)

第九十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令

で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることとがで

きる。

第十一章 罰則

第九十八条 農林中央金庫の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、農林中央金庫の業務の範囲外において、貸付けをし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のために農林中央金庫の財産を処分したときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、刑法(明治四十年法律第四十号)に正条がある場合には、これを適用しない。

3 第八十二条第一項若しくは第二項の規定によつて、これらの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてその書類を提出したとき。

4 第八十二条第一項若しくは第二項の規定によつて、これらの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして公衆の縦覧に供したとき。

5 第八十三条第一項若しくは第二項の規定によつて、これらの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてその書類を提出したとき。

6 第八十四条第一項若しくは第二項の規定によつて、これらの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてその書類を提出したとき。

7 第八十五条第一項若しくは第二項の規定によつて、これらの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてその書類を提出したとき。

8 第八十六条第一項若しくは第二項の規定によつて、これらの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてその書類を提出したとき。

9 第八十七条第一項若しくは第二項の規定によつて、これらの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてその書類を提出したとき。

10 第八十八条第一項若しくは第二項の規定によつて、これらの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてその書類を提出したとき。

11 第八十九条第一項若しくは第二項の規定によつて、これらの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてその書類を提出したとき。

12 第九十条第一項若しくは第二項の規定によつて、これらの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてその書類を提出したとき。

13 第九十二条第一項若しくは第二項の規定によつて、これらの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてその書類を提出したとき。

14 第九十三条第一項若しくは第二項の規定によつて、これらの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてその書類を提出したとき。

15 第九十四条第一項若しくは第二項の規定によつて、これらの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてその書類を提出したとき。

16 第九十五条第一項若しくは第二項の規定によつて、これらの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてその書類を提出したとき。

17 第九十六条第一項若しくは第二項の規定によつて、これらの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてその書類を提出したとき。

18 第九十七条第一項若しくは第二項の規定によつて、これらの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてその書類を提出したとき。

19 第九十八条第一項若しくは第二項の規定によつて、これらの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてその書類を提出したとき。

20 第九十九条第一項若しくは第二項の規定によつて、これらの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてその書類を提出したとき。

21 第一百条第一項若しくは第二項の規定によつて、これらの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてその書類を提出したとき。

22 第一百零一条第一項若しくは第二項の規定によつて、これらの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてその書類を提出したとき。

23 第一百零二条第一項若しくは第二項の規定によつて、これらの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてその書類を提出したとき。

規定による主務大臣の認可を受けて設置された從たる事務所とみなす。

(定款の変更に係る経過措置)

第五条 農林中央金庫は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)までに、新法第二十条の例により、この法律の施行に伴い必要となる定款の変更をし、主務大臣の認可を受けなければならない。

(役員に係る経過措置)

第六条 施行日の前日において農林中央金庫の理事長、副理事長又は理事である者の任期は、旧法第十一条第二項の規定にかかわらず、その日に満了する。

2 農林中央金庫は、施行日までに、あらかじめ、新法第二十二条及び第二十三条の例により、理事及び経営管理委員を選任しておかなればならない。この場合において、その選任された理事及び経営管理委員の任期は、新法第二十五条の規定にかかわらず、施行日から起算して三年を超えない範囲内において総会の決議により定める日までとする。

3 この法律の施行の際現に旧法第十一条第一項に規定する監事である者は、施行日に新法第二十四条第一項の規定により監事として選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる者の任期は、新法第二十五条の規定にかかわらず、施行日から起算して二年を超えない範囲内において総会の決議により定める日までとする。

(支配人に係る経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に旧法第八条において準用する産業組合法(明治三十三年法律第三十四号)第五条において準用する商法第三十一条の規定により置かれている支配人である者は、施行日に新法第四十一条第一項の規定により支配人として置かれたものとみなす。(会員外貸付けの認可に関する経過措置)

第八条 新法第五十四条第三項の規定は、施行日前に農林中央金庫が旧法第十四条ノ二第五号及

び第六号の規定により行った貸付けについては、適用しない。

(農林債券に係る経過措置)

第九条 旧法第十七条第一項の規定により発行された農林債券は、新法第六十条の規定により発行された農林債券とみなす。

(旧法の規定に基づく処分又は手続の効力)

第十条 施行日前に旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした認可、承認その他の処分又は申請その他の手続で新法又はこれに基づく命令に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてした認可、承認その他の処分又は申請その他の手続とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十二条 第十二条の二から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(消費生活協同組合法の一部改正)

第十三条 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

(罰則の適用については、なお従前の例による。)

第十四条 第一百九条第一号及び第二号を次のように改める。

(漁業生活協同組合法の一部改正)

第十五条 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

(農林漁業金融公庫法の一部改正)

第十六条 農林漁業金融公庫法(昭和三十二年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

(農林漁業金融公庫法の一部改正)

第十七条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

(法人税法の一部改正)

第十八条 漁業近代化資金助成法(昭和四十四年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

(漁業近代化資金助成法の一部改正)

第十九条 第一百九条第一号中「農林中央金庫」を「農林中央金庫法(平成十三年法律第二百号)第五十四条第三項」に改める。

(農村地域工業等導入促進法の一部改正)

第二十条 前条の規定による改正前の農村地域工業等導入促進法の一部改正に伴う

(経過措置)

第二十一条 第二十二条第一項第一号を次のように改める。

(農村地域工業等導入促進法の一部改正)

第二十二条 第二十二条第一項第一号を次のように改める。

(農村地域工業等導入促進法の一部改正)

した認可は、新法第五十四条第三項の規定によつてした認可とみなす。

(協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正)

(農業近代化資金助成法の一部改正)

(農林中央金庫法(平成十三年法律第二百号)の一部を次に改正する。)

第二十一条 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)の一部を次に改正する。

(農林中央金庫法(平成十三年法律第二百号)の一部を次に改正する。)

四十四条第二項中「取締役」とあるのは「理事及経営管理委員」と、同条第三項に、「理事」を

「理事、経営管理委員」に、「取締役」とあるのは「理事」を、「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」に改める。

第三十六条第一項中「理事が」を「理事（農林中央金庫にあっては、経営管理委員を含む。以下この条において同じ。）がに改め、同条第二項中「連合会等」を「農林中央金庫及び連合会等」に改める。

第三十八条第二項第一号中「資本金の最低限度等」、第十七条第一項（債券の発行限度）、第二十三条ノ二第二項（準備金の積立限度）及び第二十四条第一項第一号」を「資本金」、第六十条（農林債券の発行）、第七十六条第二項（準備金の積立）及び第七十七条第一項第一号」に改め、同条第三項第一号中「第二十四条第一項」を

「第七十七条第一項」に改める。
（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正）

第二十二条 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第三項中「農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第十六号」を「農林中央金庫法（平成十三年法律第一号）第五十四条第三項」に改め、「対し」の下に「同項の規定による農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を受けないで」を加える。

（金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部改正）

第二十三条 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条第三項中「農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第十六号」を「農林中央金庫法（平成十三年法律第一号）第五十四条第三項」に改め、「対し」の下に「同項の規定による農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を受けな

いで」を加える。

（食糧管理特別会計法等の一部改正）

第二十四条 次に掲げる法律の規定中「農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第十六条」を「農林中央金庫法（平成十三年法律第一号）第五十五条」に改める。

一 食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十
七号）第四十二条第三項
二 中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第
三百四十六号）第四十二条第三項
三 農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第
二百四号）第十三条第三項
四 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五
十八号）第一百九十六条の四第三項
五 農林漁業信用基金法（昭和六十二年法律第
七十九号）第四条第五項
（資産の流動化に関する法律及び中間法人法の一部改正）

第二十五条 次に掲げる法律の規定中「農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第十三条法律第一項第十号」を「農林中央金庫法（平成十三年法律第一号）第五十四条第四項第十一号」に改める。

一 資産の流動化に関する法律第二百三十二条第二項第六号
二 中間法人法（平成十三年法律第一号）第一百五十五条第一号
（農林水産大臣の認可を受けないで）を加える。

平成十三年六月十二日印刷

平成十三年六月十三日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

C